

要求水準書（案）に対する質問・意見への回答

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
1	2	第1	3	(2)		運営権者に求める基本方針	質問 「大阪市中小企業振興基本条例」の趣旨を尊重した施工体制の構築が求められていますが、現行の発注方式である大阪市入札参加資格や発注金額によるランク設定は必須条件でしょうか。	ランクは、あくまで市が現行の契約ルールにおいて設定しているものであり、必須条件ではありません。施工実施者の選定については、「要求水準書（案）の第4-3-(7)」に示した要求水準を満たしつつ、具体的な活用方法等をご提案ください。	
2	2	第1	3	(2)		運営権者に求める基本方針	質問 「地域の資源や人材の活用等に努めること」とあるが、努めていると認められる基準をご教示願います。また、努めていないと判断された場合、市から運営権者に対しどのような指導やペナルティー等があるのでしょうか。	実施方針No.28の回答をご確認ください。	
3	2	第1	3	(2)		運営権者に求める基本方針	質問 市が4月27日に公表した「特定事業の選定」では10.5%の事業費総額の削減を見込んでいます。この根拠として「まとめ発注による工事間接費の圧縮や公共調達ルールに縛られない…」ことを掲げています。一方で、「大阪市中小企業振興基本条例」の趣旨を尊重した施工体制の構築が求められていますが、現行の発注方式では市が入札参加資格や発注金額によるランク設定を行うこと等によって中小企業の受注機会が確保されており、「まとめ発注」や「柔軟な調達ルール」を適用することにより市内中小企業が排除されることはないでしょうか。	市の現行の配水管工事の発注は、工事規模のランク分けを行いつつ、年間100件以上の工事ごとに、発注して入札を行い、市内事業者と個別に契約を行う方式を市のルールとして採用しています。一方、本事業では、こうした個別の方式ではなく、運営権者が、市の要求水準書（案）に示した施工実施者の選定方法を動かしつつ、複数の優良な市内の施工実施者による施工体制を構築することで、年間の複数路線による工事計画に対応できることになるものと考えており、民間事業者ならでは柔軟なご提案をいただきたいと存じます。	
4	2	第1	3	(3)		運営権者に求める基本方針	質問 市が4月27日に公表した「特定事業の選定」では10.5%の事業費総額の削減を見込んでいます。この根拠として「まとめ発注による工事間接費の圧縮や公共調達ルールに縛られない…」ことを掲げています。一方で、「大阪市中小企業振興基本条例」の趣旨を尊重した施工体制の構築が求められていますが、現行の発注方式では市が入札参加資格や発注金額によるランク設定を行うこと等によって中小企業の受注機会が確保されており、「まとめ発注」や「柔軟な調達ルール」を適用することにより市内中小企業が排除されることはないでしょうか。		
5	2	第1	3	(3)		運営権者に求める基本方針	質問 「大阪市中小企業振興基本条例」の趣旨を尊重することに関して、評価基準はありますか。例えば、配水管更新工事の年間件数を過去と同等以上に区分し、その内の中小企業受注割合を数値基準とする等。	「大阪市中小企業振興基本条例」の趣旨を尊重しつつ、実績申告型入札制度を導入している市の取組実績を十分にご理解いただくことを市は求めておりますが、市内中小企業者を実際にどのように選定・活用するか等の手法については、運営権者によるご提案の範疇となります。提案内容を評価・選定する基準については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
6	2	第1	3	(3)		運営権者に求める基本方針	質問 「市と同等以上の施工管理体制」とは何か、具体的にお示し下さい。	市の施工管理体制においては、ISO22000のマネジメントシステムの工程管理の考え方を適用し、高い品質の工事施工を確保するうえで重要となる確認項目を施工段階ごとに明確化し、重要管理点として設定しております。この重要管理点については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししておりますので、ご確認ください。	
7	2	第1	3	(3)		運営権者に求める基本方針	質問 市と同等以上の施工管理体制を構築するとありますが、「市と同等」と判断される基準をご教示ください。	また、市では、こうした重要管理点に基づく施工監理に対し、ICTを活用することで、工事の適正な執行管理はもとより、きめ細やかな管理による工品質量の確保を行うものとしております。	
8	2	第1	3	(3)		運営権者に求める基本方針	質問 「市と同等以上」について定量化された管理手法や管理基準があればご教示ください。ない場合は、何をもちて市と同等以上を評価するのかご教示ください。	具体的には、工事間連情報や遠隔での現場モニタリング機能を搭載したシステムを用い、監督職員が現地に赴くことなく、水道センターから現場作業状況をリアルタイムで確認するとともに、必要に応じて監督職員が即時指示できるものとしており、現在、本格稼働に向け、試行運用を開始しています。	
9	2	第1	3	(3)		運営権者に求める基本方針	質問 市と同等以上の施工管理体制をご教示お願いします。	運営権者におかれましては、民間事業者のノウハウのもと、上記に示した市の水準より高い水準の提案を期待しております。	
10	2	第1	3	(3)		運営権者に求める基本方針	質問 市と同等以上の施工管理体制とは具体的にはどのようなものでしょうか。（要員等）	No.6の回答をご確認ください。 なお、要員については、市と同等の人員数を求めているものではありません。	
11	3	第1	3	(3)		運営権者に求める基本方針	質問 配水管更新仕様に基づくとは、具体的にどのようなものでしょうか？	要求水準等を満たしつつ、運営権者が本運営事業を実施するにあたり、計画及び設計プロセスで自らが決めた仕様に基づき、適切に施工するための体制を構築していただくことを指しております。	
12	3	第1	3	(4)		運営権者に求める基本方針	質問 管路更新の計画、設計、施工全般にわたる技術革新に関する知見を広く調査、収集し、必要に応じて新技術の弾力的な導入を図るとありますが、市の仕様書・基準等の改訂は、運営権者が市と協議のうえ行うことでよろしいでしょうか。	運営権者において新技術を導入された際の市の仕様書や基準等の改訂については、適宜運営権者に協力をいただきつつ、市において実施することになります。	
13	3	第1	3	(5)		運営権者に求める基本方針	質問 災害時の市内及び市に応援要請した事業者等への復旧支援について、構築すべき具体的な復旧支援体制をご教示願います。	市の災害対応における応急復旧活動は、漏水箇所の掘削、修繕等に従事するものであり、そのための復旧支援体制は1チーム当り口径400mm未満の場合5名程度、口径400mm以上の場合10名程度想定していますが、チーム（班）数は災害規模に応じてその都度決定します。 また、市に応援要請した他都市事業者等への復旧支援については、応援要請の内容に応じて市と協議して決定します。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
14	3	第1	3	(5)			運営権者に求める基本方針	質問	災害時には、市と連携しつつ、市内及び市に応援要請した水道事業者等における迅速な管路復旧支援を行うとありますが、東日本大震災のように府外の水道事業者等を支援することも想定されるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の費用は、別途精算されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	3	第1	3	(5)			運営権者に求める基本方針	質問	「広域的な災害対応及び水道基盤強化に向けた積極的な事業運営に努めること」とありますが、これは可能な限り対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本運営事業の目的が「広域的な水道の基盤強化に資する様々な広域連携方策を推進する」であることを考慮の上、広域的な災害対応及び水道基盤強化に向けた積極的な事業運営に向けた方針、体制などの提案をいただければ幸いです。
16	3	第1	4				本事業の事業期間	質問	「本事業期間が延長された場合は～」との記載はあるが、不可抗力以外での延長の可能性はありますか。1/29の戦略会議での発言でも、基本的には無いとあったことから延長がある場合も数年程度ですか。	実施方針において、「自然災害等の不可抗力により物理的損壊を受けた運営権設定対象施設を復旧する必要が生じた『等』の実施契約に定める事由が発生した場合」に合意延長を申し出ることができることと定めており、その他の合意延長が認められる事由については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
17	3	第1	5				事業範囲	質問	委託禁止業務とはどのようなものでしょうか？	実施方針No.48の回答をご確認ください。
18	3	第1	5				事業範囲	意見	市と運営権者で締結する大阪市水道 P F I 管路更新事業等実施契約に委託禁止業務として定められた業務について、コンソーシアム組成のための重要事項であるため、実施契約（案）の公表より先にご教示いただきたい。	
19	3	第1	5				事業範囲	質問	「委託禁止業務として定められた業務～」とありますが、何が該当するのかをご教示ください。	
20	3	第1	5				事業範囲	質問	市と運営権者で締結する実施契約に委託禁止業務として定められた業務とありますが、具体的な委託禁止業務について教えてください。	
21	3	第1	5				事業範囲	質問	「市と運営権者で締結する実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。」とありますが、どのような業務範囲を想定していますか。	
22	4	第1	5	(1)			特定事業	質問	配水管5,133kmを対象施設としてとありますが、一方で給水管接合替も業務に含まれていますが、配水管に設置された給水分岐部（分水栓）は対象施設に含まれるのでしょうか？	給水管は運営権設定対象施設には含まれませんので、本運営事業とは別に、附帯事業としての位置づけで、配水管更新に伴う給水管接合替を実施していただくこととしています。
23	4	第1	5	(1)			特定事業	質問	「運営権者が実施しなければならない事業量1,800km以上とし～」とされてますが、公募時点で更新を義務付ける具体的な路線があればご教示ください。また、その路線には施工できない箇所は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	実施方針No.66の回答をご確認ください。
24	4	第1	5	(1)			特定事業	質問	本事業期間に運営権者が実施する事業量は1,800km以上とありますが、現在更新を義務付ける路線や延長などがあればご教示願います。	実施方針No.61の回答をご確認ください。
25	4	第1	5	(1)	ア		計画業務	質問	道路占用に伴う事前調整は、大阪市道路工事調整協議会が引き続き実施されるのでしょうか。その場合、運営権者は常時、担当者を調整室に配置する必要があるのでしょうか。	道路占用に伴う事前調整については、大阪市道路工事調整協議会が引き続き実施します。また、調整室には、引き続き市より担当者を配置します。埋設調整時における運営権者の役割等は、「要求水準書（案）第4-3-(3)」、「要求水準書（案）別添2-(3)」のとおりです。
26	4	第1	5	(1)	ア		計画業務	質問	工事施工に伴う配水計画の策定に関して、取・浄・配水場の工事等、それらの運用計画と密接に関係するものと考えますが、これらとの調整は市が行うのでしょうか。この場合、当該事業で策定する配水計画を優先して調整いただけるのでしょうか。	市で調整を行います。市の事業と運営権者による事業が競合した場合、最優先とする事業は、市が総合的に判断します。
27	4	第1	5	(1)	イ		設計業務	質問	給水管接合替工事は、市が費用負担することになっています。配水管の布設位置を変更する場合、給水管延長が既設より長くなることも想定されていますでしょうか。	配水管の布設位置変更に伴い、給水管延長も変更となることは想定しています。なお、給水管接合替工事等の給水管整備については、本運営事業の特定業務ではなく、特定事業に付随する業務としての附帯事業に位置付けております。
28	4	第1	5	(1)	ウ		施工業務	質問	「地元調整」に関して、現行制度ではどのように行っているのかお示し頂けますでしょうか。工事規模での扱い、市議会議員等への対応、自治会等への対応等	ご質問の地元調整については、市では町会長等の地域代表者への説明、沿道の住民や事業所等への工事PR文書の配布、個々からの問い合わせ、意見が寄せられた場合の個別説明などの方法により行っており、運営権者にも同様に丁寧な対応を求めます。なお、地元協議等の基本的な留意点等を「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にお示ししています。
29	4	第1	5	(2)			附帯事業	質問	「経理を区分」とありますが、特定事業も含めて、事業会社としての企業会計以外に、「公営企業会計」に基づく資料を作成する必要がありますでしょうか。	各事業ごとの経理区分については、運営権者の適正な企業会計による経理を前提にしています。各事業の区分経理にあたっては、例えば、「特定事業会計」「災害への応急対応会計」「附随業務会計」「他事業者の管路更新事業会計」「任意事業会計」のように会計を区分するなど、事業別収支等を明確に把握できるよう区分していただくことを想定しています。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
30	5	第1	5	(2)	ア	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	「他事業体」とありますが、対象となる事業体は何処までの範囲を想定するのでしょうか。それによって支援体制の組み方や想定すべき規模（コスト）が異なります（プロポの前提が大きく異なってきます）。ご教示下さい。	他事業体とは全ての水道事業者が対象であり、災害発生に伴い、本市に対し、管路復旧に関する支援要請があれば、本市と連携して応急復旧活動に取り組んでいただきます。なお、広域的な応援活動が必要となった場合は、「地震等緊急時対応の手引き」（日本水道協会）に基づき、日本水道協会が中心となって、市は日本水道協会関西地方支部長都市として、応援先の決定を含む応援体制の確立に係る諸調整を行うこととなります。	
31	5	第1	5	(2)	ア	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	「実施契約に基づき」とありますが、「実施契約」が未開示となっており、具体的な内容が不明です。ご教示下さい。	募集要項等公表時に実施契約書（案）をお示しする予定です。	
32	5	第1	5	(2)	ア	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	実施契約に基づき、市又は当該他水道事業者等の費用負担のもととありますが、費用は全額精算されるのでしょうか。	発生費用の事後精算に関する考え方について、募集要項等公表時に実施契約書（案）をお示しする予定です。なお、他水道事業者等が被災した際の応急対応に要した費用は、事業者間の協定等において、応援水道事業者が応急対応に要した費用を受援水道事業者に事後請求し、受援水道事業者が費用を負担する仕組みがありますので、市域外で発生した災害への応急対応に関しては、市より受援水道事業者に事後請求のうえ、市より運営権者に支払うこととなります。	
33	5	第1	5	(2)	ア	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	費用負担の精算方法は、運営権者に負担がない方法（一部前払い金、発生費用全額の事後精算等）として、実施契約（案）に示されるのでしょうか。	発生費用の事後精算に関する考え方について、募集要項等公表時に実施契約書（案）をお示しする予定です。なお、他水道事業者等が被災した際の応急対応に要した費用は、事業者間の協定等において、応援水道事業者が応急対応に要した費用を受援水道事業者に事後請求し、受援水道事業者が費用を負担する仕組みがありますので、市域外で発生した災害への応急対応に関しては、市より受援水道事業者に事後請求のうえ、市より運営権者に支払うこととなります。	
34	5	第1	5	(2)	ア	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	応急対応について、貴市のBCP計画と整合を図る必要があると考えますが提案前に開示いただくことは可能でしょうか。	BCPについては、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者にお示しする予定です、ご了承ください。	
35	5	第1	5	(2)	イ	特定事業に附随する業務	質問	市の費用負担額はどのように決定するのでしょうか。		
36	5	第1	5	(2)	イ	特定事業に附随する業務	質問	市の費用負担のもととありますが、その具体的な費用算出はどのようになるのでしょうか？	特定事業に附随する業務における市の費用負担額については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
37	5	第1	5	(2)	イ	特定事業に附随する業務	質問	費用負担の精算方法について、受託事業者に負担がない方法（市の精算ルールによる支払ではなく、発生費用全額の事後精算等）として、実施契約（案）には示されるのでしょうか。		
38	5	第1	5	(2)	イ	特定事業に附随する業務	質問	「実施契約に基づき」とありますが、「実施契約」が未開示となっており、具体的な内容が不明です。ご教示下さい。	募集要項等公表時に実施契約書（案）をお示しする予定です。	
39	5	第1	5	(2)	イ	特定事業に附随する業務	質問	給水管接合替、鉛給水管の取替、消火栓の設置等を附帯事業としていますが、その場合、これらの費用は貴市が負担するため、提案時の事業費（按分率）には含めないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
40	5	第1	5	(2)	イ	特定事業に附随する業務	質問	給水管接合替や鉛給水管の取替等は特定事業ではなく附帯事業でよろしいのでしょうか。このとき費用は市、施工は運営権者の記載がありますので業者選定は運営権者が選定して宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
41	5	第1	5	(2)	ウ	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	「合意したときは」とありますが、「市、他水道事業者および運営権者の3者の合意に基づく、との意味であり、事業実施の困難性（ex.時期、規模、特定事業遂行への影響）や経済性の観点から、合意に至らぬこともある」との理解で宜しいでしょうか。	運営権者には、管路耐震化促進業務を通じて、広域的な水道基盤強化に向けた積極的な事業提案を期待しています。運営権者となられた際には受託に向けて協議、調整いただきたいと考えております。経営上の理由等によりどうしても合意が困難な場合にも実施を義務付けるものではありませんが、市としては、そうした事態にならないよう、運営権者の状況やご意向にも配慮しつつ、行政間の合意形成に努めてまいります。いずれにいたしましても、今回の運営権事業は、市内の管路耐震化促進が大前提であることはもとよりですが、運営権者には、府域内外の管路耐震化促進にも貢献していただくことを市として期待しており、行政間の合意に基づいて運営権者自ら実施する場合は「附帯事業」として行っていたことを想定したものです。また、そのことは、SPCの発展、インセンティブ向上にも寄与するものと考えていますので、こうした趣旨を踏まえたご提案を期待しています。	
42	5	第1	5	(2)	ウ	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	「これを実施する内容や手法等について～合意したときは、～」とされていますが、合意の判断は運営権者が主体的に行えるという理解でよろしいでしょうか。		
43	5	第1	5	(2)	ウ	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	費用については、他事業者と運営権者間で決定して良いのか。また拒否しても良いのでしょうか。	運営権者には、管路耐震化促進業務を通じて、広域的な水道基盤強化に向けた積極的な事業提案を期待しており、運営権者となられた際には受託に向けて協議、調整いただきたいと考えております。経営上の理由等によりどうしても合意が困難な場合にも実施を義務付けるものではありませんが、市としては、そうした事態にならないよう、運営権者の状況やご意向にも配慮しつつ、行政間の合意形成に努めてまいります。ただし、費用につきましては、基本的に運営権者と他水道事業者等との契約にて決定いただくものと考えており、万一、費用面で折り合わない場合は一般的な契約上の問題として成立しないこともあるかと存じますが、積極的な対応を望みます。	
44	5	第1	5	(2)	ウ	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	行政間の合意があっても、運営権者と当該他水道事業者等が協議しても、費用面等でかい離があり合意できない場合には、受託しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。		
45	5	第1	5	(2)	ウ	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	「市との協定等による行政間の合意に基づいて」とありますが、大阪市が廃止された場合、この取り扱いはどうに解釈されますか。	仮に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき特別区が設置されることになった場合は、同法に基づく特別区設置協定書において水道事業を承継することとされるものが当該協定に基づく合意事項を承継することとなると考えております。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
46	5	第1	5	(2)	ウ	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問 受託業務の事業範囲(市の事業と比べて限定されることを想定)によっては、運営権者が受託するのではなく構成企業が直接受託する、又は運営権者が受託し全てを再委託することも可能でしょうか。	今回の運営権事業は、市内の管路耐震化促進が大前提であることはもとよりですが、運営権者には、府域内外の管路耐震化促進にも貢献していただくことを市として期待しており、行政間の合意に基づいて運営権者自ら実施する場合は「附帯事業」として、運営権者の自由裁量で実施する場合は「任意事業」として行っていただくことを想定したものです。また、そのことは、SPCの発展、インセンティブ向上にも寄与するものと考えています。運営権者が全て再委託できるかどうかについては、発注する側の自治体等の定めによるものです。なお、運営権者の構成企業が直接受託することは、本運営事業と関係のないものです。	
47	5	第1	5	(3)		任意事業	質問 「任意事業を実施するにあたっては、特定事業及び附帯事業の実施に影響を与えないようリスク回避策を十分に講じることを前提とし、事前に市の承認を得なければならない」とありますが、提出から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	案件ごとに確認に要する期間は異なりますが、本運営事業や附帯事業に影響を及ぼさないことを確認するために必要となる期間を見込んでいただくようお願いします。	
48	6	第1	6			本事業の対象施設	質問 「全ての配水管及びその付属設備」を対象としていますが、市はこれらを正確かつ確実に把握しておられますか。 「不明」な施設等は存在しないと理解してよいですか。 万一、事業開始後に「不明」な施設によるリスクが顕在化した場合、その責任は市が負担すると理解してよろしいですか。	既設管等の情報や精度()については、No.411の回答をご確認ください。 また、については、本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなるため、配水管更新工事の実施にあたって不明な施設によるリスクが生じた場合は、原則運営権者が負担するものであると考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
49	6	第1	6			本事業の対象施設	質問 「市水道事業において使用する」とありますが、現時点での「大阪市域」との理解で宜しいでしょうか。今後特別区制度などの結果として市域が広がったときに、新たに加わる部分は改めて契約協議の対象との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
50	6	第1	6			本事業の対象施設	質問 本事業では全ての配水管を対象施設としておりますが、更新事業の対象は布設後40年以上経過した老朽管となります。対象施設の設定を全ての配水管とした理由をご教示ください。	厚生労働省が令和元年9月30日に策定した「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」に記載のとおり、水道施設運営権の活用にあたっては、運営権設定対象施設の範囲を、最小でも取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設といった機能的に分割できる範囲並びに遮断弁等で分離できる施設の範囲としなければなりません。そのため、市内一円の配水管のうち、布設後40年を経過したいわゆる老朽管のみを運営権設定対象施設とすることは制度上でできないのでご理解のほどお願いします。	
51	9	第1	9			用語の定義(老朽管)	意見 老朽管の定義が法定耐用年数40年となっておりますが、16事業年度終了時には阪神淡路大震災以降に布設された管であっても老朽管として評価されます。その評価についての考え方を見直していただくようお願いします。	本運営事業では、供用開始後40年を経過した管路を「老朽管」としていますが、老朽管であれば管路更新が必要ということではなく、供用開始後の年数や管材料、継手形式、埋設地点の地盤条件、「要求水準書(案)第3-3-(1)ア」の定量的指標等を総合的に検討し、更新対象路線を決定していくものと考えております。ご質問の趣旨のとおりのお考えについて、その旨、科学的根拠を踏まえてご提案いただければと存じます。	
52	9	第1	9			用語の定義(耐震管)	意見 本事業で採用が認められる耐震管の管種(材料・継手形式等)を口径別に明記していただくようお願いします。	実施方針No.3の回答をご確認ください。	
53	9	第1	9			用語の定義(長寿命化)	質問 「長寿命化」を「水道管に求める性能を長期間発揮させること」と定義していますが、「長期間」を数値でお示し下さい。	長寿命化の期間は、腐食性の土壌においても、少なくとも60～80年程度の期間において供用可能な仕様と考えており、現在、市が発注する更新工事では、離脱防止型機構を有するダクタイル鋳鉄管(日本水道協会規格(JWWA規格)のG120、G121、G113、G114、K139)又は溶接継手の鋼管(JWWA規格のG117、G118、K151)を使用しております。 運営権者におかれましては、科学的根拠、これまでの市の使用実績及び市の管路構成を踏まえ、管材料等をご提案いただければと存じます。	
54	10	第1	9			用語の定義(工事施工に伴う配水計画)	質問 「工事施工に伴う配水計画」は「市が行う...調整を図りながら策定する」と定義していますが、不測かつ突発的な場合は別として、「調整」の具体的実施方法やその頻度、及び調整結果により生じる工程の遅延等のリスクは市が負担すると理解して宜しいですか。	配水計画の策定にあたっては、策定前に市と協議を行うこととなりますが、その際に、承認のスケジュールについても確認を行います。具体的な承認期間の目安については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、承認の期間に係るリスクは運営権者が負担するものと考えております。承認作業に時間を要する重要度の高い路線は特に、早い段階から検討や協議をお願いします。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
55	10	第1	9				用語の定義（給水管接合替） 質問	全ての給水管接合替は、特定事業ではなく附帯事業になるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、工事費は市が負担し実費精算となるため、提案時の事業費（按分率）には含めないということによろしいでしょうか。	
56	10	第1	9				用語の定義（鉛給水管の取替） 質問	鉛給水管の取替は、特定事業ではなく附帯事業になるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、工事費は市が負担し実費精算となるため、提案時の事業費（按分率）には含めないということによろしいでしょうか。	
57	10	第1	9				用語の定義（鉛給水管の取替） 質問	「鉛給水管の取替」で「施工困難等路線に布設されている鉛給水管を主な対象としている」と定義しています。給水管の取替が困難な場所は、本事業における配水管更新も困難な場所だと理解して宜しいですか。	
58	10	第1	9				用語の定義（鉛給水管の取替） 質問	「鉛給水管の取替」で「施工困難等路線に布設されている鉛給水管を主な対象としている」と定義しています。「繁華街、商店街等の地域にある施工困難等路」とありますが、具体的な地区をご教示下さい。	
59	10	第1	9				用語の定義（IS022000） 質問	「IS022000」について、市が取得しているものであって、運営権者に取得の義務はないと理解して宜しいでしょうか。	
60	10	第1	9				用語の定義（IS022000） 質問	運営権者や協力企業がIS022000を認証取得することを求められることはないとの理解でよろしいでしょうか？	
61	10	第1	9				用語の定義（IS022000） 質問	事業者選定において運営権者または協力企業がIS022000を認証取得している場合、評価対象になるのでしょうか？	
62	11	第1	9				用語の定義（地震時における断水影響の低減効果） 質問	地震時における断水影響の低減効果に関する現時点のデータは提供してもらえるのでしょうか？	
63	11	第1	9				用語の定義（地震時における断水影響の低減効果） 質問	効果の度合いを算出するには現状の評価が必要になります。現在、管路構成、口径、管種ごとに設定している数値等の内容をご教示ください。	
64	11	第1	9				用語の定義（1次配水ブロック） 意見	「送水機能を兼用する管路、主要管路、補完管路、2次配水ブロックへの供給管路、配水系統連絡管路に分類」とありますが、具体的な位置、管種、口径、布設年、延長が確認できる管路データの開示を希望します。	
65	12	第1	9				用語の定義（2次配水ブロック） 意見	「2次配水ブロックへの供給管路を水源とするフレーム管路と～供給管路に分類」とありますが、具体的な位置、管種、口径、布設年、延長が確認できる管路データの開示を希望します。	
66	13	第1	9				用語の定義（耐震適合管） 質問	耐震適合管における一般継手のダクタイル鋳鉄管とは、K形継手は該当するとして、T形やA形はどのように考えるのでしょうか？	
67	13	第1	9				用語の定義（耐震適合管） 質問	初期ダクタイル鋳鉄管の影響とその評価をご教示ください。	
68	13	第1	9				用語の定義（耐震適合管） 意見	本事業で採用が認められる耐震適合管の管種（継手形式等）を口径別に明記していただくをお願いします。	

ご理解のとおりです。費用負担の方法については、募集要項等でお示しする予定です。

本市が実施している鉛給水管の取替工事（給水装置改良工事）では、取替えにあたって事前に給水管の使用者や所有者からの承諾等が必要となります。給水装置改良工事では承諾の取得等に時間を要する箇所を施工困難等路線と位置付け鉛給水管の取替えを行っています。本運営事業における配水管更新の施工困難場所を必ずしも意味するものではありません。

給水装置に係る情報は個人情報に該当しますので、非開示となりますことをご理解ください。

ご理解のとおりです。なお、市の施工業務に係るモニタリングにおいて、IS022000の観点を踏まえて行うことを想定しています。

今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。

「断水影響の低減効果」の算出は、市が作成したテンプレートにより行うものとしており、その算出結果が一定の基準を満たせば、当該耐震管路網が構築されたものとし、「要求水準書（案）第3-3-(2)ア」の定量的指標が達成されたものと判断します。当該テンプレートでは、本運営事業において実施する1,800kmを設定すると、断水影響の低減効果が自動で算出され、民間事業者においては、「要求水準書（案）第3-3-(1)ア」の定量的指標を満たしつつ、テンプレートの算出結果も一定の基準を満たすよう、更新する管路を選定いただくこととなります。テンプレートは、各管路の「重要給水施設に至る管路」「管路機能」「管種」「口径」別に影響度を設定しており、水道局が重要度が高いと考える路線を選定するほど低減効果が大きく算出される仕組みとなっており、民間事業者からは、テンプレートの算出結果が一定基準を満たす事業計画の提案を求めるとします。テンプレートの概要は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。また、算出結果の達成基準等については、募集要項等公表後の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。

管路の機能別（送水機能を兼用する配水管路、1次配水ブロックの主要管路、1次配水ブロックの補完管路、2次配水ブロックへの供給管路、配水系統連絡管、フレーム管路、供給管路）、口径別、耐震管・耐震適合管別（耐震適合管は基幹管路のみ）、重要給水施設に至る路線上の有無、老朽管の対象有無（節目の年度時点）で分類した延長データを開示します。また、管路機能別の布設位置（配水本管及び配水支管）、重要給水施設に至る路線、漏水事故履歴について、行政区別又は配水機場の平面図を開示します。管路情報及び平面図は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にお示ししています。

また、その他情報（例えば詳細な付属設備を含む布設位置、土被り、布設年度等）については、管路情報管理システムにてご確認ください。なお、管路情報管理システムについては、関心表明書等提出者を対象に閲覧の機会を設ける予定（令和2年7月下旬以降）です。

基幹管路の耐震適合管は、良好な地盤に布設されたK形継手等のダクタイル鋳鉄管としており、A形継手及びT形継手（平成11年以降を除く）は、初期のダクタイル鋳鉄管に採用されているため、耐震適合管に該当しないものとしています。

実施方針No.3の回答をご確認ください。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
69	13	第1	9				用語の定義（耐震適合管）	質問	既設管の継手部に30kNの離脱防止性能を有する耐震補強金具を取り付けた場合は、耐震適合管とみなされるのでしょうか。	一般継手のダクタイル鋳鉄管の継手部に対し、30kNの離脱防止機能を有する耐震補強金具を取り付けた場合は、ご理解のとおりです。ただし、耐震補強金具の取り付けは、あくまで継手部分の補強であり、耐震管への管路更新には該当しません。このため、「基幹管路の耐震適合」の評価には含まれますが、「管路の耐震管率」や「管路の老朽管率」の評価には含まれません。なお、詳細な評価方法等については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてにお示しする予定です。
70	13	第1	9				用語の定義（耐震適合管）	質問	「岩盤洪積層等良好な地盤に布設され、～」とありますが、市内のどのエリアが該当するのでしょうか。また、そこに布設されている配水管の管種、口径、布設年、延長をご教示ください。	実施方針No.1の回答をご確認ください。
71	13	第1	9				用語の定義（耐震適合管）	質問	交通量の多い交差点や大きな管防護がなされており耐震継手への更新が難しい箇所で、新技術としてSDF工法や耐震補強金具を使用した場合、耐震管路として評価してよろしいでしょうか。	SDF工法を汎用的に使用することを提案される場合は、「要求水準書（案）第4-3-(1)」に基づき、「資材等審査委員会」での承認が必要となります。なお、「資材等審査委員会」では、耐震性、耐久性、耐食性や維持管理性（更新後の管路は市が維持管理を行うという観点からの審査）等について総合的な審査を行います。また、耐震補強金具については、No.69の回答をご確認ください。
72	13	第1	9				用語の定義（重要給水施設）	質問	重要給水施設の名称と場所、そこに至る既設配水管の管種、口径、布設年をご教示ください。	重要給水施設に係る情報および管路情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
73	14	第1	9				用語の定義（鋳鉄管）	質問	鋳鉄管が残存している場所、継手形式、口径、布設年、延長をご教示ください。	鋳鉄管の情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
74	14	第1	9				用語の定義（水理計算）	質問	「水理計算による妥当性照査を必須としている」とありますが、妥当性の判断基準をご教示ください。	実施方針No.13の回答をご確認ください。
75	15	第1	9				用語の定義（洗浄排水）	質問	長期の供用による堆積物を排出する洗浄排水作業とは具体的にどのような作業でしょうか？	シールコートや錆、砂など配水管内に堆積した夾雑物を排出するため、配水管内の流速を高めて消火栓等で排水する作業を計画的に行っています。
76	15	第1	9				用語の定義（洗浄排水）	質問	洗浄排水作業は既設配水管内に堆積した錆や夾雑物を排出する作業であり、貴市の作業となっています。よって、配水管工事に伴う濁水発生は既設配水管の洗浄排水作業が十分にされていれば、運営権者による断水作業で濁水は発生しないと考えてよろしいでしょうか。	市では、工事施工に伴う断水作業等に起因して既設配水管内の錆や夾雑物が舞い上がり水質異常が発生するリスクに対しては、必要に応じて水理計算を行うなどにより、作業前後で流速、流向がどのように変化するかが把握したうえで、周辺の配水管の老朽度やこれまでの断水作業時における水質異常発生状況も勘案して、リスクが顕在化しないように施工を行っています。運営権事業開始後は、事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施する運営権者が、これまで市が施工者として負担してきた配水管工事に伴う水質異常発生リスクを負担し、施工にあたって水質異常が生じないように施工監理を行い、仮に水質異常が発生した場合は対応する責任を負うものになります。したがって、工事施工に伴う断水作業等に起因する既設配水管内の錆や夾雑物による水質異常へのリスクは、原則運営権者が負担するものと考えております。
77	15	第1	9				用語の定義（大阪市水道局管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画）	質問	事業量1000kmの具体的な位置、管種、口径、布設年と、事業費1900億円の算出根拠をご教示ください。また、平成30年度～現在までの進捗状況をご教示ください。（更新済み管路の位置、口径、延長が確認できる管路データを開示いただきたい。）	「管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画」では、経年化が進む鋳鉄管、A形継手などの導入初期のダクタイル鋳鉄管、重要給水施設（広域避難場所および災害医療機関）に至るルート上の管路等を対象に1000kmの管路更新をするものとしており、事業費としては、過年度の工事実績等を踏まえ、平成30年3月末時点において約1,900億円と見込んでいます。また、進捗状況等については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」や管路情報管理システムにてご確認ください。
78	15	第1	9				用語の定義（大阪市水道局管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画）	質問	当該10ヵ年計画の事業量1,000kmの経路および事業費1,900億円の算出根拠（使用した管材や工法含め）を教えてください。	
79	15	第1	9				用語の定義（大阪市水道局管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画）	質問	大阪市水道局管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画は、各種計画に反映する必要がありますか？	実施方針No.76の回答をご確認ください。
80	15	第1	9				用語の定義（大阪市水道局管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画）	質問	当初の6事業年度は貴市の管路耐震化緊急10ヵ年計画の後半を担うことと認識しております。緊急10ヵ年計画の詳細と令和3年度までの計画（更新延長、管種、目標達成状況、達成率）および事業費をご教示ください。また、計画では計画後期は5年となっていますが、本業務開始を一年前倒しされている理由をご教示ください。	No.77の回答をご確認ください。また、本運営事業を開始する令和4年度は、運営権者における設計・施工体制を構築するための準備期間になるものと想定しており、2事業年度以降の倍速化を想定しています。
81	15	第1	9				用語の定義（大阪市水道局管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画）	質問	緊急10ヵ年計画の情報では、管路その他（塩ビ管等）とありますが、これらの管の評価と更新対象になるのかについてご教示ください。	本運営事業の対象は、市水道事業において使用する全ての配水管及びその付属設備であり、この中には塩化ビニル管も含まれています。塩化ビニル管は「管路の耐震化に関する検討報告書 平成26年6月 平成25年度管路の耐震化に関する検討会（厚生労働省）」を参考に、耐震適合性はないと評価しています。ただし、塩化ビニル管の路線は、配水細管に使用されている末端のものであり、「要求水準書（案）第3-3-(2)ア」にて断水区域の低減化に寄与する路線選定を優先する市の考えでは、優先順位の高い路線ではないことを申し添えます。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
82	15	第1	9				用語の定義（大阪市水道局管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画） 質問 緊急10ヵ年計画の目標として、60年を経過するダクト管を解消とありますが、計画終了時点（2027年）から遡っての60年と考えるのか、またその対象となるダクト管の延長、口径、工事が必要となる箇所数をご教示ください。	60年を経過するダクト管については、計画終了時点（2027年）においての経過年数のことです。また、その延長等については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」や管路情報管理システムにてご確認ください。なお、60年を経過するダクト管は、あくまで目安ですので、供用開始後の年数や管材料、継手形式、埋設地点の地盤条件、「要求水準書（案）第3-3-(1)ア」の定量的指標等を総合的に検討し、更新対象路線をご判断ください。	
83	15	第1	9				用語の定義（大阪市水道局管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画） 質問 本事業の対象となるダクト管、令和3年度末時点での延長、口径、工事が必要となる箇所数をご教示ください。	No.73の回答をご確認ください。	
84	16	第1	9				用語の定義（実績申告型入札制度） 質問 「実績申告型入札制度」に適合する「市内中小企業」の数をお示し下さい。また、可能な範囲で適合する企業名をお示し下さい。	実績申告型入札制度の令和元年度入札実績（業者名を含む。）を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししておりますので、それら資料を参考に企業名をご確認ください。	
85	16	第1	9				用語の定義（実績申告型入札制度） 質問 実績申告型入札制度におけるこれまでの運用手法は、本事業における施工実施者選定に反映する必要がありますか？	実績申告型入札制度の運用手法については参考させていただくものであり、必要な基準の設定については、運営権者の裁量において決めていただくことができます。	
86	17	第1	9				用語の定義（設計実施者） 質問 設計実施者に記述のある、有資格者とは、具体的にどのような資格でしょうか？	「要求水準書（案）別添2-(7)イ」の条件を満たす者です。	
87	17	第1	9				用語の定義（重要管理点） 質問 市が定めている「重要管理点」をお示し下さい。	No.6の回答をご確認ください。	
88	17	第1	9				用語の定義（管接続） 質問 不断水工法と断水工法の選択基準はどのようなものでしょうか？	「要求水準書（案）第4-3-(2)ウ」に留意いただき、「要求水準書（案）別添2-(2)イ」に準拠いただく範囲において、自由に選択いただくことができます。なお、現行の市の選択基準については、優先交渉者決定後に優先交渉権者に対して開示する「設計ガイド」の中でお示しします。	
89	18	第1	9				用語の定義（維持保全業務） 質問 大阪様が担当される更新後の維持保全業務において、付属設備の修繕作業等を資材メーカーに委託される場合、大阪様から直接発注されるものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
90	18	第1	9				用語の定義（断通水作業） 質問 「断通水作業」の定義には「応急給水」が含まれていないと理解して間違いありませんか？	住民や事業所等との断通水作業に係る調整の結果、応急給水が必要となる場合は、当該作業に付随して行うものとなります。	
91	19	第2	1				基本方針 質問 実施方針に求められている事業の早期促進、又は、市内中小企業の育成・市内経済の活性化、どちらを優先すれば宜しいでしょうか？	本事業の目的は、民間事業者ならではのノウハウ、施工体制によって、管路更新の倍速化を達成することです。これを可能ならしめるための施工体制をどう組んでいたかかが重要なポイントとなりますので、基本方針の趣旨を踏まえながら、どのような提案をしていたかをご期待しています。	
92	19	第2	1				基本方針 質問 「市内中小企業の育成等、市内経済の活性化の観点をもって本事業を実施」について、何を基準に「育成」や「経済活性化」が達成されたかと評価されるのか、その数値的基準をお示し下さい。	実施方針No.28の回答をご確認ください。	
93	19	第2	1				基本方針 質問 「市が実施してきた取り組みの実績と同等以上の事業運営」を具体的にお示し下さい。本事業開始後の事業運営を評価していただくに際して、重要な指標となります。	市が実施してきた取組実績については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。	
94	19	第2	1				基本方針 質問 市が4月27日に公表した「特定事業の選定」では10.5%の事業費総額の削減を見込んでいます。この根拠として「まとめ発注による工事間接費の圧縮や公共調達ルールに縛られない…」ことを掲げています。一方で、「大阪市内中小企業振興基本条例」の趣旨を尊重した施工体制の構築が求められていますが、現行の発注方式では市が入札参加資格や発注金額によるランク設定を行うこと等によって中小企業の受注機会が確保されており、「まとめ発注」や「柔軟な調達ルール」を適用することにより市内中小企業が排除されることはないでしょうか？	No.3の回答をご確認ください。	
95	19	第2	2	(1)			事業計画書に関する事項 質問 「計画書に限らず、市に提出する書類は、求められる項目内容を満たしていれば、原則として運営権者が事務の標準化や効率化（ICT活用も含めて）の観点から作成したもので宜しいでしょうか？	市が様式を定めていない場合は、必要事項を記載した任意の様式で構いません。事務の標準化やICT等を活用した効率化を図ったご提案を期待しています。	
96	19	第2	2	(1)			事業計画書に関する事項 意見 現行の維持管理データを含めて、提案時に情報開示をお願いいたします。	事業提案書の作成に必要な資料については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示しし、それ以外の資料については、必要に応じて開示します。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
97	19	第2	2	(1)			事業計画書に関する事項 質問 計画書の内容については、あらかじめ市と協議のうえ、決定することとありますが、どのタイミングでの協議でしょうか？	計画書等の詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
98	19	第2	2	(1)			事業計画書に関する事項 質問 全体事業計画書、中間事業計画書、単年度事業計画書の市との協議期間、最終の提出時期についてご教示ください。		
99	19	第2	2	(1)			事業計画書に関する事項 質問 「アからウに示す計画書を作成のうえ、市に提出し、承認を得ること」とありますが、提出から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。		
100	20	第2	2	(1)	ウ		単年度事業計画書 質問 単年度事業計画書は、道路管理者、関連部署等との協議が完了した計画書との位置づけでしょうか。そうでない場合は、協議に伴う変更は認めていただけるものでしょうか。		
101	20	第2	2	(2)			事業報告書に関する事項 質問 それぞれの報告書の提出は、該当期間終了後どの程度をお考えでしょうか。	運営権者における各業務の責任者におけるリスク分担を意味しております。	
102	21	第2	2	(3)	ア	(ア)	本事業実施に関する業務の体制 質問 「適切にリスクの分担が図られていること。」とありますが、ここでの「リスクの分担」とは、誰と誰との間でリスク分担を意味するのでしょうか。市と運営権者でしょうか。運営権者およびその構成企業間でしょうか。		
103	21	第2	2	(3)	ア	(工)	本事業実施に関する業務の体制 質問 「設計対象路線」とありますが、提案書作成に必須ですが、いつ、どの程度の精度で開示されるのでしょうか。	本運営事業は、運営権者が1,800kmの「設計対象路線」を自ら選定して実施していただくものであり、重要給水施設（災害医療機関及び広域避難場所）に至る路線を全て耐震管に取り替える等のケースを除き、市が路線を予め決めて運営権者に施工をお願いするものではありません。なお、路線選定を行っていただくために必要な管路情報については、「關心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。	
104	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制 質問 「市内一円又は市域を複数に分割」とありますが、市の水道センター管轄区域を考慮する必要はありませんか。	運営権者の裁量で自由にご提案ください。	
105	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制 質問 市が廃止された場合、特別区との関係はどのように理解すればよいでしょうか。	仮に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき特別区が設置されることになった場合は、同法に基づく特別区設置協定書において水道事業を承継することとされるものが本契約を承継することとなります。	
106	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制 質問 「市の要請に基づく災害時の復旧活動にも迅速に対応できる工事施工体制」とありますが、災害の規模や状況により対応の可否が分かれると考えます。それでも「事業計画書」より「市の要請」を優先させることと理解すべきでしょうか。	被害の大きさ等によって、市が運営権者に要請する応援体制の規模等が異なりますが、仮に市の要請に基づき災害復旧活動に従事したことが原因でKPIの達成が不可能となることが客観的に明らかかな場合には、当該影響のあった整備量を要求水準の未達と扱わないなどの対応が考えられます。	
107	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制 意見 「施工グループを編成し」とあるが、施工実施者選定の自由度を保つ観点から「施工グループ」の編成は必ずしも必要ないと考えます。	市が求める倍速の事業量を円滑かつ高品質で行うためには、優良な施工業者による施工グループを形成し、工事範囲や工期を弾力的に管理していく必要があると考えていますが、ご質問の趣旨でお考えであれば、これに基づきご提案をいただければと存じます。	
108	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制 質問 第4-3-(7)で選定する施工実施者が建設業法で示される、元請のことでしょうか。	施工実施者の建設業法の適合性については、ご提案の範囲かと存じます。	
109	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制 意見 第4-3-(7)で選定する施工実施者を元請の要件とすれば、従来の施工体制と変わらず施工ロットが小さくなり、1業者当りの施工数量に限りが出るため市の要望されている施工延長の達成は難しく考えます。	本運営事業は、16年間の事業期間中、現行の倍の事業を、運営権者の裁量で柔軟に工事計画を立て、実施していただくことを期待するものです。ご質問のようなご懸念があるのであれば、そういった事態が発生しないようなご提案をいただければと存じます。	
110	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制 質問 「市域を複数に分割した地区別の配水管更新工事を実施する施工グループを編成し」と記載があるが例えば4分割して4施工グループを配置した場合、1グループの中に建設業法に示す、再下請が発生しても良いでしょうか。	施工グループ編成に係る個別ケースの建設業法への適合性については、ご提案の範囲かと存じます。	
111	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制 質問 市域を4分割して4施工グループを配置した場合、1グループの中の1社を元請としその業者が第4-3-(7)で選定する施工実施者要件を満たせば良いのでしょうか。		
112	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制 質問 この事業の建設業法上の1件工事の概念を教えてください、例えば年間120kmを施工する場合、市域を4分割して4施工グループを配置し、1グループ30km施工とする場合、元請が1社の場合は30kmが1件工事と考えて良いでしょうか。		
113	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制 質問 第2-2(3)-オの再委託者を建設業法上の元請とし、施工グループの中に第4-3-(7)を満たす施工実施者がいる施工体制は成立するのでしょうか。		
114	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制 質問 災害時の復旧活動にも迅速に対応できる工事施工体制とありますが、参考に現状の体制をご教示ください。	No.13の回答をご確認ください。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
115	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	本事業実施に関する業務の体制	質問 災害時の復旧活動にも迅速に対応できる工事施工体制とありますが、参考に災害時の復旧活動に関する協定等の書面の開示をお願いいたします。	現在は復旧作業にあたる施工者との間に協定等は締結しておらず、災害時において、個々の工事業者に対し、請負契約時の仕様書に記載した「地震などの災害時における応援要請」に基づき、対応の意思確認を行っております。 なお、今回、施工実施者による工事体制を確保している運営権者との実施契約によって、予め復旧体制を構築できることは市にとって大きなメリットであると考えております。
116	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 (ア)は(イ)～(エ)のいずれかとの兼務は可能でしょうか。	兼務については、ご理解のとおりです。
117	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 (イ)～(エ)は同一の者が兼務できないとあるが、(ア)と(イ)～(エ)のいずれかは兼務できるのでしょうか？	
118	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 「(ア)」と「(イ)から(エ)」のいずれか」の業務責任者が兼務することは可能という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 「ただし、運営権者と直接雇用関係にある者を選任することとする」との記載がありますが、この記載は(ア)～(エ)の全てにかかるとの解釈でよろしいでしょうか。	
120	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 (ア)の者は代表企業の社員でなくてもよいでしょうか。(構成企業のいずれかの社員であればよいでしょうか？)	運営権者と直接雇用関係にある者とは、SPCと直接雇用契約を締結している者(SPCから直接給与の支払いを受けている者)です。 水道施設運営等事業技術管理者及び各業務責任者は、SPCと直接雇用関係のある者から選任していただくこととなります。
121	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 運営権者と直接雇用関係にある者を選任することとする。とありますが、直接雇用関係とはどのような形態でしょうか。給与の支払いを受けているということでしょうか？	
122	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 業務責任者は運営権者と直接雇用関係にある者を選任することですが、SPCと出向契約を締結した者も直接雇用関係にあると理解してよろしいでしょうか。	
123	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 業務責任者は運営権者と直接雇用関係にある者を選任することですが、SPCと派遣契約を締結した者も直接雇用関係にあると理解してよろしいでしょうか。	
124	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 「(前略)ただし、運営権者と直接雇用関係にあるものを選任することとする。(後略)」とあります。業務責任者は運営権者であるSPCへ出資する構成員と直接雇用関係にあり、SPCへの出向者でよいという理解でよろしいでしょうか。	
125	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 業務責任者については運営権者と直接雇用関係にある者を選任することとする。と記載されているが他の者については、特段の要件がないと考えてよろしいでしょうか。	
126	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 「運営権者と直接雇用関係にある者を選任すること」とあるが、出資企業からの出向は認めらるとの理解で良いでしょうか。	
127	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 業務責任者等は、運営権者との直接雇用関係にある者だけとなっておりますが、出向契約、派遣契約者に当る者は配置できないのですか？	
128	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 SPCが受け入れる株主企業等からの出向者は「運営権者と直接雇用関係にある者」に該当するという認識でよろしいでしょうか。	
129	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 業務責任者等は運営権者と直接雇用関係にある者となりますが、運営権者構成企業(関連会社含む)に雇用されているという理解でよろしいでしょうか。	
130	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 各業務責任者の必要人数は示されますか？	
131	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 「(イ)から(エ)の各業務責任者は、同一の者が兼務することはできない。」とありますが、なぜ兼務することができないのでしょうか。	
132	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 技術的業務を統括する(ア)水道施設運営等事業技術管理者、(イ)から(エ)の業務責任者は、各1名配置でよろしいでしょうか	
133	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問 「(イ)から(エ)の各業務責任者は、同一の者が兼務することはできない。」とありますが、ここでの同一の者とは企業もしくは個人のどちらを指すのでしょうか。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答	
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
134	21	第2	2	(3)	イ	(ア)	水道施設運営等事業技術管理者	質問	水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条ではなく、第7条という理解で宜しいでしょうか。	当該箇所は、「水道法施行令」第7条の誤りです。お詫びして訂正いたします。
135	21	第2	2	(3)	イ	(ア)	水道施設運営等事業技術管理者	質問	水道法施行令第6条で定める資格～とありますが、第6条は(給水装置の構造及び材質の基準)であり、(水道技術管理者の資格)は第7条ではないでしょうか。	
136	21	第2	2	(3)	イ	(ア)	水道施設運営等事業技術管理者	意見	『水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条で定める資格を有する者を選任』と記載されていますが、施行令(令和元年12月13日公布改正)を確認したところ、第6条が『給水装置の構造及び材質の基準』となっていますが、問題ないでしょうか。	
137	21	第2	2	(3)	イ	(ア)	水道施設運営等事業技術管理者	質問	「水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条で定める資格」とありますが、第7条の(水道技術管理者の資格)と理解してよいでしょうか?	
138	21	第2	2	(3)	イ	(ア)	水道施設運営等事業管理責任者	質問	当該の資格は、第6条ではなく、第7条(水道技術管理者の資格)の記載になるのではないのでしょうか。	
139	22	第2	2	(3)	イ	(ウ)	設計業務責任者	質問	設計業務において、規定した仕様及び性能を確実に実現できる施工実施者を選定する等とありますが、選定に関し施工業務責任者による業務とすることは可能でしょうか	本市においては、施工実施者の選定は、設計業務の一つとして位置付けているため、そのカテゴリによる記述としておりますが、運営権者の判断により、施工業務責任者が施工実施者を選定することを妨げるものではありません。その際は、当該施工業務責任者が市の設計モニタリングを受けていただくこととなります。
140	22	第2	2	(3)	ウ	(ア)	業務責任者の資格要件	質問	「1年以上水道に関する～経験を有し～」とあるが、例えば、計画業務責任者は従来大阪市職員にて実施していた業務であり、計画業務の経験は無いが問題はないか。	計画業務責任者の資格要件の一つに、「1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること」としてありますが、水道に関する技術上の実務とは、一般的に水道に関する計画業務という意味ではなく、水道に関する技術全般のことを意味します。
141	22	第2	2	(3)	ウ	(ア)	業務責任者の資格要件	質問	業務責任者の技術上の実務経験とは、計画・設計・施工など水道業務全般に係る技術上の実務経験を満足すればよいでしょうか。	業務責任者の技術上の実務経験については、ご理解のとおりです。
142	22	第2	2	(3)	ウ	(イ)	施工業務責任者の資格について	意見	施工業務責任者の資格について、資格の要件が厳しく該当する人物が非常に少なくなると考えます。事業を統括する水道施設運営等事業技術管理者にも同程度の要件を課されていますので、施工業務責任者の資格要件は通常の土木工事業の監理技術者又は主任技術者の資格を有する者にしていただけないでしょうか。	水道法第12条に基づく「布設工事監督者」の権限を運営権者に担っていただくこととなるため、当該業務の責任者となる「施工業務責任者」は、「大阪市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例(平成25年大阪市条例第47号)」第4条で定められる資格要件が必要と考えております。なお、水道施設運営等事業技術管理者に対し水道法施行令で求める要件と、施工業務責任者に求める要件は、それぞれが担うべき役割が異なるため、異なるものとなっております。
143	23	第2	2	(3)	オ		再委託等に関する事項	質問	「市内中小企業との連携及び協励に配慮すること」が求められていますが、「配慮」が「達成できた」、「達成できなかった」の評価基準をお示し下さい。	実施方針No.28の回答をご確認ください。
144	23	第2	2	(3)	オ		再委託等に関する事項	質問	市が4月27日に公表した「特定事業の選定」では10.5%の事業費総額の削減を見込んでいます。この根拠として「まとめ発注による工事間接費の圧縮や公共調達ルールに縛られない…」ことを掲げています。一方で、「大阪市中小企業振興基本条例」の趣旨を尊重した施工体制の構築が求められていますが、現行の発注方式では市が入札参加資格や発注金額によるランク設定を行うこと等によって中小企業の受注機会が確保されており、「まとめ発注」や「柔軟な調達ルール」を適用することにより市内中小企業が排除されることはないでしょうか。	No.3の回答をご確認ください。
145	23	第2	2	(3)	オ		再委託等に関する事項	質問	再委託の範囲は、運営権者からの直接の再委託契約先のみ、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	23	第2	2	(3)	オ		再委託等に関する事項	質問	実施方針3.1(6)に「第三者に委託し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)ができる。」とありますが、再委託者からの再々委託は再委託に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	23	第2	2	(3)	オ		再委託等に関する事項	質問	再委託先の選定にあたり、資格要件等の再委託先を制限する規定はありますか。	再委託先の選定については、「要求水準書(案)の第2-2-(3)-オ 再委託等に関する事項」を満たすことを市は求めており、その他資格要件等について水準を設けることは予定しておりません。
148	23	第2	2	(3)	オ		再委託等に関する事項	質問	本事業実施にあたって再委託等を行う場合には、(ア)から(オ)に掲げる事項を満たすこととあるが、他に詳細な再委託規定がありますか	
149	23	第2	2	(3)	オ		再委託等に関する事項	質問	本事業における再委託の禁止や制限に関する記載がありませんが、再委託が禁止されている業務はないと理解してよろしいでしょうか。	実施方針No.48の回答をご確認ください。
150	23	第2	2	(3)	オ		再委託等に関する事項	質問	本事業実施にあたって、再委託等を行うのは運営権者からの直接の委託契約先のみとなるのですか?	質問の趣旨が不明確のため、回答を差し控えます。
151	23	第2	2	(3)	オ		再委託等に関する事項	質問	資材購入等にあたっては、大阪市中小企業振興基本条例 第5条の規定 に 準じて、市内中小企業者との連携及び協励に配慮すること。とありますが、今回事業で対象となる工事組合等を紹介いただけるのでしょうか。	No.84の回答をご確認ください。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
152	23	第2	2	(3)	オ	(イ)	再委託等に関する事項	質問 「市内中小企業者の優先的な活用に配慮すること」とあるが、市内中小企業者を優先的に活用することで、工程の遅延や工事費の高騰等の事業運営への影響が見込まれる場合、それによる損害は市のリスクとすべきと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。	市は、要求水準書(案)にて、運営権者が市内中小企業者を優先的に活用すること等を求めています。本事業の趣旨は、管路更新の倍速化であり、運営権者はそれらを総合的に織り込んだうえで、市内及び市外の施工実施者による実施体制を構築していただき、本事業における毎年度の工事計画を円滑に遂行できる提案を期待しているものです。なお、優先交渉権者の選定にあたり、市内中小企業者の活用を理由に、工程の遅延や工事費の高騰等がリスクとして発生することは市としては評価の対象外と考えております。
153	23	第2	2	(3)	オ	(イ)	再委託等に関する事項	質問 「再委託する際は、大阪市入札参加有資格者名簿に登録された市内中小企業者の優先的な活用に配慮」とありますが、どの程度縛られるのでしょうか？	実施方針No.28の回答をご確認ください。
154	23	第2	2	(3)	オ	(ウ)	再委託等に関する事項	質問 名簿に登録された市内業者が、オ(ウ)にあるように総合的に勘案した結果、受託者として不適格と判断した場合、優先的に選定しなくてもよいの解釈でよろしいでしょうか。また、適格・不適格の判定基準は、運営権者が設定するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。再委託等に関しては、市内中小企業者との連携及び協用に配慮することを求めるとともに、受託者等の選定にあたっては、品質、信頼性、価格、確実性、アフターサービス、技術的能力、経営状態、安全管理体制等への取組み姿勢等について総合的に勘案することも併せて求めています。各種要求水準を満たしたうえで、再委託等についてご提案いただければと存じます。なお、運営権者において施工実施者を選定する際は「要求水準書(案)第4-3-(7)」を、設計実施者の選定においては「要求水準書(案)別添2-(7)」の遵守を求めています。
155	23	第2	2	(3)	オ	(ウ)	再委託等に関する事項	意見 事業期間中の受託者等(物品・資材購入を含む)の選定は、運営権者に任せられるものと想定しますが、運転管理・維持保全業務を担当される大阪市様に対し、調達安定化や品質確保、維持管理性、新技術導入等の観点から物品・資材の提案をさせて頂く機会は今までも同様に頂きたいと存じます。	本事業への参画の有無に関わらず、市が実施するその他事業においては、従来のルールに則って業者選定を実施していきます。
156	23	第2	2	(3)	オ	(エ)	再委託等に関する事項	質問 市内業者が不適格と判断した場合は優先的に選定しなくてもよいのでしょうか？	ご理解のとおりです。再委託等に関しては、市内中小企業者との連携及び協用に配慮することを求めるとともに、受託者等の選定にあたっては、品質、信頼性、価格、確実性、アフターサービス、技術的能力、経営状態、安全管理体制等への取組み姿勢等について総合的に勘案することも併せて求めています。各種要求水準を満たしたうえで、再委託等についてご提案いただければと存じます。
157	23	第2	2	(3)	オ		再委託等に関する事項	質問 (イ)及び(ウ)の定めにより、市内中小企業者の優先的な活用に配慮し、総合的に勘案した結果、市内中小企業者以外の者が選定されることを妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。再委託等に関しては、市内中小企業者との連携及び協用に配慮することを求めるとともに、受託者等の選定にあたっては、品質、信頼性、価格、確実性、アフターサービス、技術的能力、経営状態、安全管理体制等への取組み姿勢等について総合的に勘案することも併せて求めています。各種要求水準を満たしたうえで、再委託等についてご提案いただければと存じます。
158	23	第2	2	(4)			市所管業務等への協力・協同に関する事項	質問 「市の求めに応じて必要となる資料や情報を速やかに作成のうえ提出すること」が求められていますが、アからウの業務に必要な具体的な資料や提出頻度をお示し下さい。	アからウまでの業務はもとより、本市から運営権者へ資料作成を依頼する場合は、更新事業を円滑に進めるうえで、必要なものを精査し、運営権者の業務に支障を来さないように配慮いたします。予算及び決算関係の主な作業時期は、予算が8月から翌年1月頃まで、決算が3月から5月頃までとなります。それらが確定するまでの間、追加で関連する資料の作成・提供を求められることがあります。厚生労働省の立入検査は、国の判断によりますので、不定期に実施されます。なお、これらの業務は、専任の職員を配置して対応しているのではなく、計画・設計・施工等の主たる業務を担当する職員が行っています。
159	23	第2	2	(4)			市所管業務等への協力・協同に関する事項	質問 ア-ウの業務を遂行する実施体制を検討するため、業務項目だけでなく想定される業務量を開示してください。	
160	23	第2	2	(4)			市所管業務等への協力・協同に関する事項	質問 「市の求めに応じて必要となる資料や情報を速やかに作成のうえ提出すること」が求められていますが、本業務に要する人員数は、現体制でどの程度でしょうか。	
161	23	第2	2	(4)			市所管業務等への協力・協同に関する事項	質問 具体的に、どの業務が、どれくらいの作業量があるのでしょうか？また、どれくらいの人数がこれまでに携わっていたのでしょうか？	
162	23	第2	2	(4)			市所管業務等への協力・協同に関する事項	質問 市の所管業務量、毎年の作業時期等をご教示願います。	
163	23	第2	2	(4)			市所管業務等への協力・協同に関する事項	質問 市所管業務等への協力・協同に関する事項については、アからウの業務に係る資料はあらかじめ決まっているとの理解でよろしいでしょうか。運営上作成した必要な資料を市の要望に合わせて提供することを指し、市の要望する資料を新たに作成する等の作業は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	
164	23	第2	2	(4)			市所管業務等への協力・協同に関する事項	質問 ア-ウの協力・協同に関する事項について、作業ボリュームが推測できる情報提供をしていただくとともに、実施契約において対象範囲を明確に示されるとの理解でよろしいでしょうか。また、その時期をご教示ください。	
165	23	第2	2	(4)			市所管業務等への協力・協同に関する事項	質問 市又は市の指定する者と協議のうえとありますが、市の指定する者とは現時点でどのような想定でしょうか。	
166	23	第2	2	(4)	イ		市所管業務等への協力・協同に関する事項	意見 本事業において、現行制度で想定される『国庫補助又は交付金の申請、確定検査、会計検査等に係る業務』の事業適用範囲についてご提示ください。	
167	24	第2	2	(5)	エ		財務状況の自己確認と報告	質問 任意事業がある場合は、市が必要とする関連資料を市に提出とありますが、任意事業のセグメント別会計の計算書類等(貸借対照表、損益計算書類、キャッシュフロー計算書類等)との理解でよろしいでしょうか。	
168	24	第2	2	(5)	エ		財務状況の自己確認と報告	質問 任意事業がある場合は、市が必要とする関連資料を市に提出するとありますが、特定事業と同様との認識でしょうか。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
169	24	第2	2	(5)	エ		財務状況の自己確認と報告 質問	運営権者が市に提出する(ア)～(オ)の書類は、貴市における情報公開請求対象物に該当するのでしょうか。	運営権者が、作成又は取得した文書等は、「大阪市情報公開条例」の趣旨に沿った取り扱いを想定しています。
170	24	第2	2	(5)	エ		財務状況の自己確認と報告 意見	(工)については、施工計画、業者発注基準、予定価格などが記載している可能性があることから提出リストから除外願いたい。	施工計画及び業者発注基準は、(工)取締役会会議録及び要旨への記載の有無にかかわらず、市へ提出していただく書類になります。 なお、(工)取締役会会議録及び要旨も、本事業の遂行状況や要求基準への適合性、実施契約書等の履行状況等を確認するための書類の一つになりますので、提出していただく必要があります。
171	25	第2	2	(5)	エ	(ウ)	会計監査人による監査報告書 質問	会計監査人とは、会社法で定めるところの会計監査人と理解してよろしいでしょうか。	会計監査人については、ご理解のとおりです。
172	25	第2	2	(5)	エ	(オ)	管理会計の実施結果等 その他市が必要とする書類 質問	市が必要とする書類を提示願います。	「市が必要とする書類」とは、モニタリングの過程など、状況に応じて必要となる、ここに掲げる以外の、その他の書類を想定しています。
173	25	第2	2	(5)	オ		財務状況の経営指標 質問	財務状況の経営指標に関して数値基準はあるのでしょうか。	経営指標に関しては、経年比較や同業比較による運営権者の経営状況の把握を目的としており、経年比較の結果、変動が見られる指標に関しては説明を求め、必要に応じて、改善措置を求めることとなります。
174	25	第2	2	(5)	オ		財務状況の経営指標 質問	財務状況の(ア)から(キ)の経営指標に関し、市としてボーダーラインを設定しているのであれば、お示し下さい。	
175	25	第2	2	(6)			人材育成・技術力の確保に関する事項 質問	本事業の従事者とは、運営権者内という理解で宜しいでしょうか。また、市の職員が参加・出席することは無いという理解で宜しいでしょうか。	本事業の従事者とは、運営権者をはじめ、施工実施者等、本事業に従事する全ての者のことです。 事業計画書に定めていただいた教育・訓練計画に市の職員が参加、出席することはありませんが、市のモニタリングにおいて、どのように実施されているかを現地等で確認させていただくことはあります。
176	25	第2	2	(6)			人材育成・技術力の確保に関する事項 質問	本事業の従事者とは、どこまでを指しますか？	本事業の従事者とは、運営権者をはじめ、施工実施者等、本事業に従事する全ての者のことです。
177	25	第2	2	(6)			人材育成・技術力の確保に関する事項 質問	市内中小業者への教育では、有料の講習会は禁止ということでしょうか？	運営権者が主体的に判断し、考え方をご提案いただければと存じます。
178	25	第2	2	(6)			人材育成・技術力の確保に関する事項 質問	必要な措置を講じることとありますが、必要な措置を判断する基準は、協議の上で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	一般に、教育・訓練については、円滑かつ品質の高い業務を遂行するために重要であり、改正水道法においても、技術の継承、人材育成の重要性が掲げられています。運営権者におかれましても、一定の研修計画や人材育成計画を検討されるに当たっては、独自のシステムや公的機関のシステムの活用も検討していただき、効率的な人材育成プログラム等を作成していただくことを期待しています。
179	25	第2	2	(6)			人材育成・技術力の確保に関する事項 質問	市が用意している人材教育プログラム等に、本事業の従事者を参加させることは可能でしょうか。	本市では、水道事業者等に向けた体験型研修を実施しており、運営権者の費用負担になりますが、受講していただくことができます。 なお、人材育成プログラム等については、No.178の回答をご確認ください。
180	25	第2	2	(6)			人材育成・技術力の確保に関する事項 質問	「自らの費用により～」とありますが、これらは会社運営に係る経費となるため利用料金按分率に加算できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	25	第2	2	(6)			人材育成・技術力の確保に関する事項 質問	本事業者の従事者に派遣された市職員は、含まれますか。	ご理解のとおりです。
182	25	第2	2	(7)			調査・技術開発への対応に関する事項 質問	市側が独自に研究開発した技術革新の項目が事業計画を圧迫するものでも市のパートナーの立ち位置として積極的に導入する必要がありますか。	技術革新による新技術の導入は、当該事業の円滑な推進によって、事業経営にも資するものとして行うことが基本と考えております。本事業運営にあたりましては、コスト効果を発揮しつつ管路更新の促進に寄与する技術の導入については、市と運営権者の双方で協議のうえ、積極的に行うことができればと期待しております。市が独自に研究開発する場合も、こうした視点から実施してまいりたいと考えております。なお、市としては、ご質問のようなケースが生じることはないものと考えております。
183	25	第2	2	(7)			調査研究・技術開発への対応に関する事項 質問	調査研究や技術開発を実施するうえで、市内管路でのフィールド実験等は可能でしょうか？(給水に影響が出ない前提下)	本事業の推進に必要と市が認める場合、フィールド実験等を実施することが可能です。ただし、その際には「大阪市水道局技術開発に係る共同研究等実施要綱」等に基づく大阪市水道局技術開発共同研究等審査会において、審査・承認手続きを経る必要があります。
184	25	第2	2	(7)			調査研究・技術開発への対応に関する事項 質問	水道事業及び水道業界の変化に応じて導入すべき適切な革新技術が得られた場合は、これを臨機応変に採用することについて、市と協議する場を設け、その積極的な採用に努めるとありますが、市の負担の可否が影響するため、新技術の導入に関する費用負担のルールが、実施契約(案)には示されるのでしょうか。	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
185	25	第2	2	(7)			調査研究・技術開発への対応に関する事項 質問	「本事業に関する調査研究・技術開発に積極的に取り組むこと」とありますが、これらは会社運営に係る経費となるため利用料金按分率に加算できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 市民の安心安全の確保に寄与すべく、市は運営権者に積極的な新技術の研究開発を求めており、当該研究開発に要する費用は、「計画業務等その他会社運営に係る経費」に計上していただくこととなります。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
186	25	第2	1	(7)		調査研究・技術開発への対応に関する事項	質問 「本業務に関する調査研究・技術開発に積極的に取り組むこと」とあるが、具体的な取り組み内容等について教えて下さい。また、各種学会・団体等への加入についてはどう考えておられますか。	市の取組状況につきましては、市ホームページをご参照ください。また、調査研究・技術開発の成果について、学会や団体等を通じた発表を行う等、水道業界の発展に寄与いただくと幸いです。 https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3514-4-0-0-0-0-0-0-0.html	
187	25	第2	2	(7)		調査研究・技術開発への対応に関する事項	意見 更新する材料仕様の変更により、運営期間終了後のLCC低減に寄与した費用は事業者へ還元するお考えはありますでしょうか。	運営権者の技術開発による配水管更新工事費低減(LCC低減)に寄与した費用は、当初計画どおりの一部負担金額を市から支払うことで、コストダウン相当が運営権者に還元されることとなります。	
188	25	第2	2	(7)		調査研究・技術開発への対応に関する事項	質問 「実施契約等に定めない事項であっても」との記載がありますが、実施契約案では「本事業を実施する特別目的会社」として株式会社を設立するよう求めています。運営事業者(SPC)は実施契約等に定めない事項の業務を実施可能なのでしょうか。	ご指摘の箇所は、「実施契約等に定めのない革新技術」の積極的な採用に努めることを求めるものです。	
189	26	第2	2	(8)		地域との共生に関する事項	意見 本事業の成否は市民ひとりひとりのご理解にかかっています。事業開始後の情報発信も重要ですが、開始前の市民ひとりひとりへの丁寧な周知を行い、ご理解を獲得することができているのでしょうか。市議会は認めても、事業開始後に運営権者が直接接するのは水道使用者である市民ひとりひとりであり、市による事前の情報発信はより重要だと考えます。	市民に本事業の目的等をご理解賜るべく、これまで、平成31年4月に「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について(案)」に関するQ&Aを、令和元年8月にPRマンガを、それぞれ市ホームページに掲載しました。PRマンガにつきましては、区民まつりでの配布や、局のYouTubeチャンネルでの動画配信も行ってきました。引き続き、市民に向けた情報発信に取り組んでまいります。	
190	26	第2	2	(8)		地域との共生に関する事項	質問 お客さま(市民)対応窓口を設置して対応との理解でよろしいでしょうか。その場合、市のお客さまセンターとの連携に係る経費は、運営権者の負担となるのでしょうか。	お客さま(市民)への対応方法については、市の従来の方方法にとらわれることなく、民間事業者のご提案の範疇となります。市の要求水準を満たしたうえで、地域との共生に関する事項をご提案いただければと考えます。	
191	26	第2	2	(8)		地域との共生に関する事項	質問 現在市が活動している広報及び情報発信活動の具体例があればご教示をお願いします。	市の地域との共生に関する取組み・考え方等については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
192	26	第2	1	(9)		環境対策に関する事項	質問 市民の理解及び協力を得ながら環境対策を講じる、とありますが、報告が必要な事項があればご教示ください。	運営権者は、環境対策を含むセルフモニタリング結果に関する業務報告書を市へ提出し、市は要求水準の適合性等を確認することを想定しています。	
193	26	第2	2	(9)		環境対策に関する事項	質問 現在市が活動している環境対策に関する活動の具体例があればご教示をお願いします。	市の環境対策への取組み・考え方等については、市が毎年公表している環境報告書を含めて、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
194	26	第2	2	(9)	ウ	環境対策に関する事項	質問 これまでに採用実績のないリサイクル製品等を使用しても良いのでしょうか?	要求水準書(案)及びリサイクルに係る関係法令を満たしている場合、市として基本的に提案を妨げることはありません。	
195	26	第2	2	(10)		内部統制に関する事項	質問 (ア)から(ケ)の各事項を基本方針にて明確にし、外部へ公表するとともに、これを確実に機能させること。とありますが、外部への公表の方法はどのように考えていますか。	多くの市民に行き届くような媒体(市ホームページ等)を想定しておりますが、民間事業者のご提案の範疇となります。	
196	27	第2	2	(11)		情報公開に関する事項	質問 市民から本事業に関する情報提供の依頼がなされた際も、適切に対応し、適正な情報を提供することとありますが、内容にもよりますが、行政レベルの情報公開の対応を求めるといっていいのでしょうか。	運営権者は、水道事業の一翼を担う重要なパートナーであることから、市がこれまで実施してきた情報公開に関する取組みの趣旨を踏まえつつ、要求水準書に沿った対応をとっていただくことを期待します。	
197	27	第2	2	(11)		情報公開に関する事項	質問 現在市が活動している情報公開に関する活動の具体例があればご教示をお願いします。	市の情報公開に関する取組み・考え方等については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
198	27	第2	2	(11)		情報公開に関する事項	質問 法令上、SPCに提供義務がない情報は公開を拒否することはできると考えますが、その理解で良いでしょうか。	情報公開に関して、水道法第24条の趣旨や市の取組みを踏まえ、適時、適正な情報を定期的に広く公開し、市民の本事業への理解促進や経営の透明性の確保に努めることを、市は求めており、運営権者は、その要求水準や事業計画書に基づいて対応いただくこととなります。	
199	27	第2	2	(11)		情報公開に関する事項	質問 市民から本事業に関する情報提供の依頼がなされた際、適切に対応し適正な情報を提供するとあるが、市への報告をするのですか	本事業は運営権制度を活用した事業であり、運営権者自らが主体的に本事業を実施することとなるため、詳細な市民対応について市への報告を求めることは想定していません。	
200	27	第2	2	(11)		情報公開に関する事項	質問 「定期的に広く公開」する期間は、事業期間内に限定されると考えてよろしいでしょうか。	基本的には、SPCの存続期間を想定しています。	
201	27	第2	2	(11)		情報公開に関する事項	質問 「適切に対応し、適正な情報を提供する」期間は、事業期間内に限定されると考えてよろしいでしょうか。		
202	27	第2	3			参照文書	意見 「参照文書は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定である」とありますが、事業提案書作成に必要な書類も見受けられるため、早期の開示を希望します。	事業提案書の作成に市が必要と考える情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、要求水準書(案)の各章に記載された参照文書(下線なし)は、局の業務マニュアル・手引きや計画書等、運営権者が実際に事業を実施するにあたって必要な情報と想定していますことから、追加の開示資料として優先交渉権者に提供予定です。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
203	27	第2	3				参照文書 質問 大阪市水道局水安全マニュアルは優先交渉権者の決定時に提供されることから、その内容について疑義が生じた場合、運営事業者は事前にそのマニュアルの内容について知り得なかったものとして、貴市ではご対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	市は、事業提案書の作成に必要な資料を募集要項等公表前に開示することで(令和2年6月から開示、同年7月からはマッピングシステム閲覧についても受付開始予定)、民間事業者が本事業への参画に関し、早期検討に着手できるような環境づくりを可能な限り前倒しして進めてきました。さらに、事業者選定手続き中にも必要に応じて資料を開示することを予定するなど、民間事業者と適切にコミュニケーションを図りながら募集及び選定を実施していきたいと考えておりますので、ご質問のようなケースは生じないものと想定しています。 なお、優先交渉権者選定後に提供する追加の開示資料については、要求水準書(案)の参照文書でお示ししているように、事業提案に関わるものではなく、局の業務マニュアル・手引き等の実務的な資料が主なものとなりますことをご理解ください。	
204	29	第3	1				第3章全般 質問 全体事業計画書の検討過程において、水解析を含めた検討を実施するなど、要求水準を満たすものを作成するには検討期間が短すぎると考えます。初年度の施工箇所については市から指定していただく、特定から契約までの期間の見直しなど、全体事業計画の検討プロセスを見直しを検討していただけないでしょうか。	現時点では、全体事業計画の検討プロセス等の見直しは検討していません。しかしながら、事業者の方が全体事業計画書を作成するに際して、必要となる情報の開示等を丁寧に行ってまいります。	
205	29	第3	1				基本方針 質問 年間60～70kmで実施してきた管路更新ペースを倍速(120～140km)に引上げる計画を前提とされていますが、倍速に出来るだろうとした根拠を開示していただきたい。	今回、PFI管路更新事業の立ち上げを判断した旨は、全国的に見て老朽管率が悪いという本市の特段の状況に鑑み、倍速化を達成することができる運営権者を募集するものですので、市としては、市域内外の施工実施者による民間事業者ならではの工事施工体制の構築を期待しており、そうしたご提案をいただきたいと存じます。 なお、ご質問にある管路更新ペース倍速化の実施可能性については、平成30年度に、管路耐震化促進のための新たな官民連携手法導入の検討にかかるマーケットサウンディング(市場調査)により確認しています。詳細は、平成31年2月公表の「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について(素案)」のP25をご参照ください。	
206	29	第3	1				基本方針 質問 「年間60～70kmで実施してきたこれまでの管路更新ペースを倍速(120～140km)に引き上げることを前提」など求められる事業量の様々な水準が記載されておりますが、事業母体が市から運営権者(民間)に変わるだけで施工に関する事項(施工方法から検査、竣工書類に至る全ての水準)に変更は無く、さらに市内中小企業の優先的な配慮に縛られるとなると、求められる事業水準(業務量)を維持することは現実的に難しいと思うのですが、施工に関する事項について運営権者側からの簡略化の提案などの協議は受け入れてもらえるのでしょうか?	本運営事業は、16年間の事業期間中、現行計画を倍速化し、運営権者の容量で柔軟に工事計画を立て、実施していただくことを期待するものです。ご質問のご懸念がある場合、要求水準等を満たすことを前提として、施工に関する簡略化について、ご提案をいただければと存じます。	
207	29	第3	1				基本方針 質問 「工事の施工に伴う配水計画の策定にあたっては、市が策定・運営する年間浄水処理計画、配水系統別水量分担計画と連携・整合を図るものとする。」とありますが、提案時点では将来計画の何年分が開示されますでしょうか。	年間浄水処理計画、配水系統別水量分担計画は半年度で策定しているため、年1回、翌年1年分の計画のみ提示します。ただし、これらの計画に影響する工事計画や作業計画が生じた場合、その都度、市から情報を提供します。	
208	29	第3	2	(1)			配水管更新計画の策定と管理 意見 更新計画策定に際し、管路情報(弁控含む、事故履歴など)の開示を求めます。	No.64の回答をご確認ください。	
209	29	第3	2	(1)			配水管更新計画の策定と管理 質問 「地震時における断水影響の低減効果等を踏まえ～」とありますが、現状を把握するため、地震時における現状の断水影響がわかる資料、データ等を提供していただけますでしょうか。	「断水影響の低減効果」の算出は、市が作成したテンプレートにより行うものとしており、その算出結果が一定の基準を満たせば、当該耐震管路網が構築されたものとし、「要求水準書(案)第3-3-(2)ア」の定量的指標が達成されたものと判断します。当該テンプレートでは、本運営事業において実施する1,800kmを設定すると、断水影響の低減効果が自動で算出され、民間事業者においては、「要求水準書(案)第3-3-(1)ア」の定量的指標を満たしつつ、テンプレートの算出結果も一定の基準を満たすよう、更新する管路を選定いただくこととなります。 テンプレートは、各管路の「重要給水施設に至る管路」「管路機能」「管種」「口径」別に影響度を設定しており、水道局が重要度が高いと考える路線を選定するほど低減効果が大きく算出される仕組みとなっており、民間事業者からは、テンプレートの算出結果が一定基準を満たす事業計画の提案を求めているものとします。 テンプレートの概要は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、算出結果の達成基準等については、募集要項等公表後の事業者選定手続きにおいてお示する予定です。	
210	29	第3	2	(1)			配水管更新計画の策定と管理 質問 地震時における断水影響の低減効果等を踏まえとなっていますが、過去の地震時の断水影響の低減効果について資料開示して下さい。		
211	29	第3	2	(1)			配水管更新計画の策定と管理 意見 更新計画の策定は、時間的な制約がかなり厳しいと史料されます。現在貴市が進めている更新計画を引き継ぎ、工事着手となるように、ご配慮願えないでしょうか。	本運営事業では、「管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画」の後半部分が組み込まれており、運営権者には、この部分を担っていただくこととなります。このため、運営権者におかれましては、「管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画」を参考にしつつ、更新計画を策定していただければと存じます。	
212	29	第3	2	(2)			路線選定 質問 全体事業計画書、中期事業計画書は策定後の見直しは可能でしょうか。また、4年ごとになるのでしょうか?	事業計画書の策定要領については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
213	29	第3	2	(2)			意見 「大阪市水道・震災対策強化プラン21（基本構想）」についても、早期に公表していただきたい。また、提案時における市との認識の乖離を少なくするため、過去の検討成果についてはできるだけ早期に公表していただきたい。	「大阪市水道・震災対策強化プラン21（基本構想）」の内容については、市ホームページをご確認ください。	
214	29	第3	2	(2)			質問 更新の対象となる平面図等、大阪市で計画してきた優先順位の基準等を開示願います。	更新の対象となる平面図につきましては、No.64の回答をご確認ください。 優先順位の基準等につきましては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。	
215	29	第3	2	(2)			質問 更新の対象とする配水管の事業量を決定するにあたり、これまで局で採用してきた優先順位付けの基準や考え方があればご教示ください。		
216	29	第3	2	(2)			質問 今までの市の路線決定方法、決定基準、回避基準等ご教示をお願いします。		
217	30	第3	2	(3)			質問 1次配水ブロックでは給水管分岐はないということでしょうか。また、フレーム管路についても同様でしょうか？	本市では、基本的に給水管の分岐は配水管からであり、配水管から給水分岐をさせないものとしていますが、件数は少ないながらも近隣に配水管が存在しない場合等には、配水管から給水管を分岐させることがあります。 このため、配水管で構成される1次配水ブロック階層に位置する管路には、給水分岐は原則ありません。一方、配水管で構成されるフレーム管については、基本的に給水分岐があります。	
218	30	第3	2	(3)			質問 配水管（特に配水管本管）の統廃合は、配水池等の統廃合計画にも影響を受けると思いますが、事業期間が16年と長期であることから、段階的な計画も必要になると思いますが、配水池等の統廃合スケジュール（方針）はあるのでしょうか？	現時点において、配水池の統廃合の計画はありません。 また、配水管の統廃合や口径の検討に伴う水理計算において必要となる情報については、優先交渉権者の決定後に市より提示しますので、提示された計算条件を用いて検討いただくこととなります。	
219	30	第3	2	(3)			質問 2回目以降の事業計画書の作成時にも、水解析の諸条件（設定需要水量、水圧条件等）は市から提供していただけるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
220	30	第3	2	(3)			質問 図1にブロック化のイメージ図が示されていますが、これだけでは具体的な計画がわかりません。現在、局で具体的に進めているブロック化計画があると思われるのでその内容を教えてください。また、それに関係する検討書、計画書等があれば開示してください。	ブロック化構想に基づく管路更新の方針については、管路機能別の管路の配置により、概ね把握することができます。 管路機能別の管路の配置は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。	
221	30	第3	2	(3)		質問 「選定した更新対象路線に対し、ア、イに示す市の階層化・ブロック化された管路構成」とありますが、管路網図だけでなく階層・配水ブロックはどちらの資料で開示されますか。			
222	30	第3	2	(3)	イ	(イ)	質問 2次配水ブロックの一つのブロックを決めるのに管路延長を考慮しているなら、その概略延長を示していただきたい。		
223	31	第3	2	(4)			質問 工事施工に伴う配水計画の策定に関して、取・浄・配水池の工事等、それらの運用計画と密接に係るものと考えますが、これらとの調整は市が行うのでしょうか。この場合、当該事業で策定する配水計画を優先して調整頂けるのでしょうか。	No.26の回答をご確認ください。	
224	31	第3	2	(4)			質問 市との協議を踏まえ、とありますが、どのようなタイミングで実施するのでしょうか？また工事路線ごとに都度実施するのでしょうか？	1次配水ブロック階層に位置する管路に係る配水計画の策定については、工事路線ごとに、都度実施します。	
225	31	第3	2	(4)			質問 「工事施工に伴う断水や減水による市民への影響を最小化～」とありますが、そのために断水工法を積極的に採用することは可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せてNo.88の回答をご確認ください。	
226	31	第3	3				質問 水量条件の扱いが明記されていませんが、計画検討などに必要となる各検討断面ごとの計画水量など、全ての水量条件は提示していただけるという理解でよろしいでしょうか。	更新後の口径の決定等にあたっての水理計算の計算条件等は、「要求水準書（案）別添1-（3）」のとおりです。	
227	31	第3	3	(1)			質問 事業量に関する達成すべき定量的指標の実現が困難な場合、あるいは未達成の場合にペナルティはあるのでしょうか？	ペナルティについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
228	31	第3	3	(1)			意見 市が実施する導水管25kmの更新延長を、6事業年度と16事業年度に振り分けて欲しい。	導水管及び送水管の内、2037年末時点で供用開始後40年を経過し、かつ耐震管及び耐震適合管でない管路について、市が更新を実施する計画としています。（約25km：令和2年2月末時点） したがって、「要求水準書（案）第3-3-(1)-ア-(イ)から(エ)」の定量的指標の計算にあたっては、当該管路の更新が6事業年度までに完了したものととして算出するものとします。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
229	31	第3	3	(1)		配水管更新計画の策定と管理	意見 1800Km更新すれば各KPIが達成するかどうかイメージが湧かないため、更新延長と指標の因果関係（根拠）を示して欲しい。	「管路の耐震管率」及び「管路の老朽管率」については、2037年末時点で供用開始後40年を経過し、かつ耐震管でない管路を概ね1,800km更新すれば達成できるよう、数値を設定しています。 また、「基幹管路の耐震適合率100%」及び「重要給水施設（災害医療機関及び広域避難場所）に至る路線を全て耐震管に取替」の達成に必要な更新延長は、2037年末時点で供用開始後40年を経過し、かつ耐震管でない管路の概ね内数になっています。 管路情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。	
230	31	第3	3	(1)		配水管更新計画の策定と管理	意見 耐震適合管ではなく、かつ老朽管に位置付けられている管等の情報など、過去の検討成果についてはできるだけ早期に公表していただきたい。	No.64の回答をご確認ください。	
231	31	第3	3	(1)		配水管更新計画の策定と管理	意見 詳細検討のできる資料を早期開示をお願いします。		
232	31	第3	3	(1)		配水管更新計画の策定と管理	質問 管路の埋設後経過年数、重要給水地点、地盤条件等から、16年間の事業量、更新順位・計画が策定されると思いますが、市計画担当者との調整・協議は随時必要でしょうか。	「要求水準書（案）第3-3-(1)ア及び(2)-ア」の定量的指標の達成と「要求水準書（案）第3-3-(1)ア及び(2)-イから力」に基づく適切な路線選定の確保に向け、「全体事業計画書」、「中期事業計画書」、「単年度事業計画書」の作成と過年度実績等を踏まえた見直しを運営権者に求めます。詳細は、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。なお、必要回数等を市が単純に義務付けることはありませんが、その時々状況に応じて、市が運営権者に説明を求めることは一般的な業務の範疇としてあるものと考えています。	
233	31	第3	3	(1)		配水管更新計画の策定と管理	意見 耐震管率、耐震適合率、老朽管率の要求水準が提示されていますが、本事業参画検討に関する重要な指標となるため、各率の算定方法や根拠についてご提示ください。	各率の計算方法は下記のとおりです。 管路の耐震管率 = (耐震管延長) / (管路延長) ・耐震管延長：導・送・配水管における耐震管の延長 ・管路延長：導・送・配水管（配水支管を含む）の延長 基幹管路の耐震適合率 = (基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長) / (基幹管路の延長) ・基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長：基幹管路における耐震管及び耐震適合管の延長 ・基幹管路の延長：導・送・配水管の延長 本市では、給水分岐の有無に関わらず、400mm以上の配水管を配水管として扱います。 管路の老朽管率 = (老朽管延長) / (管路延長) ・老朽管延長：導・送・配水管のうち、供用開始後40年を超えている管路の延長 ・管路延長：導・送・配水管（配水支管を含む）の延長 また、の率の算出にあたり、「耐震管」は、離脱防止機能を有する耐震継手のダクタイル鋳鉄管及び溶接継手の鋼管・ステンレス管、「基幹管路の耐震適合管」は、良好な地盤に布設されたK形継手等のダクタイル鋳鉄管としています。	
234	31	第3	3	(1)	ア	配水管更新計画の策定と管理	質問 「優先的な更新対象とする配水管の選定方法や事業量の管種・継手・口径別内訳については、(2)路線定に基づき決定するものとする。」とありますが、「優先的な更新対象」はいつ開示されるのでしょうか。それがないと、事業計画もそれに基づき実施体制や事業収支の検討ができません。	実施方針No.61の回答をご確認ください。	
235	31	第3	3	(1)	ア	配水管更新計画の策定と管理	質問 「(イ)～(エ)の定量的指標には、市が実施する導水管及び送水管の更新の事業量が含まれている」とありますが、運営権者の達成すべき定量的指標が不明確なため、「市が実施する導水管及び送水管の更新の事業量が含まれない」と理解しても宜しいでしょうか。	導水管及び送水管の内、2037年末時点で供用開始後40年を経過し、かつ耐震管及び耐震適合管でない管路について、市が更新を実施する計画としています。（約25km：令和2年2月末時点） したがって、「要求水準書（案）第3-3-(1)-ア-(イ)から(エ)」の定量的指標の計算にあたっては、当該管路の更新が6事業年度までに完了したものととして算出するものとします。	
236	31	第3	3	(1)	ア	配水管更新計画の策定と管理	質問 本事業の対象施設は配水管であるため、市が実施する導水管及び送水管の更新延長は含まない定量的指標を別途設定してもらえませんかでしょうか。		
237	31	第3	3	(1)	ア	配水管更新計画の策定と管理	質問 市が、導・送水管の25kmの更新を19年度末までに実施とあるが、年度別更新計画を教えてください。 ((イ)～(エ)の、6事業年度末までの整備目標指標達成の計画を立てるために必要なため)		
238	31	第3	3	(1)	ア	配水管更新計画の策定と管理	質問 配水管更新の事業量に関して達成すべき定量的指標のうち、管路の耐震管率、基幹管路の耐震適合率、管路の老朽管率についてお問い合わせいたします。 基準となる目標値は、指標の分母を実施方針P.43の延長として算定した場合の数値とし、運営事業期間中（16年間）に変わることはないとの理解でよろしいでしょうか。また、変わる場合は、どのような状況で、誰が変える管理をされるのか、ルールをあらかじめ明確にさせていただく必要があるのではないのでしょうか。		

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
239	31	第3	3	(1)	ア		配水管更新計画の策定と管理	質問	重要給水施設128箇所をお示しください。	重要給水施設に係る情報および管路情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
240	31	第3	3	(1)	ア		配水管更新計画の策定と管理	質問	重要給水施設128箇所に至る路線は7事業年度末までに全て耐震管に取り替えることとなっておりますが、重要給水施設の優先順位はございますか。	6事業年度末までに重要給水施設(災害医療機関及び広域避難場所の合計128箇所[令和2年2月末時点])に至る管路を全て耐震管に取り替えることは要求事項ですが、これら管路の整備における優先順位は運営権者の裁量と考慮しています。
241	31	第3	3	(1)	ア		配水管更新計画の策定と管理	意見	運営権者の事業計画に基づき業務を進め、様々な要因で更新が難しい路線が出てくる可能性があります。その場合は、年度ごとに計画変更ができるよう柔軟な対応を認めていただきたい。	実施契約に基づき、要求水準の達成を図ることを前提に、運営権者が市のモニタリング等を踏まえ、柔軟に対応していただけるよう、市と適宜適切に協議をしていただければと存じます。
242	31	第3	3	(1)	ア		配水管更新計画の策定と管理	意見	定量的指標に市が実施する導水管及び送水管の更新の事業量が含まれるとありますが、その場所や経路等の情報開示をお願い致します。	導水管及び送水管の内、2037年末時点で供用開始後40年を経過し、かつ耐震管及び耐震適合管でない管路について、市が約25kmを実施する計画としています。したがって、「要求水準書(案)第3-3-(1)ア(イ)から(エ)」の定量的指標の計算にあたっては、当該管路の更新が6事業年度までに完了したものととして算出するものとします。なお、お問合せの導・送水管の更新に係る場所や経路の情報につきましては、今後の発注予定が推察できてしまう情報となりますので、現時点でお示しできないのをご理解のほどお願いします。
243	31	第3	3	(1)	ア		配水管更新計画の策定と管理	質問	たとえば、管路の老朽管率は、6事業年度末までに44%以下を目安に整備を進め、16事業年度末までに34%以下とすること。とありますが、各年度末における数量の根拠をお示し願えないでしょうか。	「管路の耐震管率」などの達成すべき定量的指標において、その達成に必要な事業量には、現在市が契約している工事及び令和2年度以降に市が契約を予定している工事が含まれています。このため、運営権者において1,800kmの更新を行っていただきますと、16事業年度末において、各定量的指標が達成できるような制度設計としております。市が実施する更新の現時点における予定延長については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
244	31	第3	3	(1)	ア	(ア)	配水管更新計画の策定と管理	質問	実施方針で示されている施設概要からは、16事業年度末までに耐震管率を69%とするには2046kmの更新が必要となりますが、これと1800km以上の関係をご教示ください。	不要と判断した管に限らず、管路更新においても更新前の管路は、道路法第40条に基づき、撤去するものとなっております。また、将来の再利用を理由に存置することも認められません。なお、埋設環境により撤去が困難な場合、道路管理者等との協議において、モルタル充填等の処置を施した後、存置が許可された事例はありますが、存置は必ずしも可能であることを当局で保証するものではありません。なお、モルタル充填等の処置を施した後の存置は、撤去と同等の扱いとします。
245	31	第3	3	(1)	ア	(ア)	配水管更新計画の策定と管理	質問	上記で廃止となった管路は、充填することで残置しておくことは可能でしょうか。不可能であれば、将来再利用を前提に残置しておく考え方はできませんでしょうか。	不要と判断した管に限らず、管路更新においても更新前の管路は、道路法第40条に基づき、撤去するものとなっております。また、将来の再利用を理由に存置することも認められません。なお、埋設環境により撤去が困難な場合、道路管理者等との協議において、モルタル充填等の処置を施した後、存置が許可された事例はありますが、存置は必ずしも可能であることを当局で保証するものではありません。なお、モルタル充填等の処置を施した後の存置は、撤去と同等の扱いとします。
246	31	第3	3	(1)	ア	(ア)	配水管更新計画の策定と管理	質問	更新計画策定において、水需要予測から配水管網の再構築(統廃合)は可能でしょうか。可能であるなら、既設管で不要となった延長は更新不要なので、更新延長としてカウントしてよろしいでしょうか。	需要の動向に見合った配水管網の再構築は事業計画に重要な課題であり、運営権者に対する市の「計画モニタリング」における重要事項の一つであると考慮しています。また、ご質問の「不要となった既設管」が撤去可能管又は非耐震管であって、これを撤去していただいた場合、ご理解のとおりです。
247	31	第3	3	(1)	ア	(ア)	配水管更新計画の策定と管理	質問	市が実施する令和19年度までに更新を実施する約25kmの区間と更新予定年度をご提示いただけないでしょうか。	導水管及び送水管の内、2037年末時点で供用開始後40年を経過し、かつ耐震管及び耐震適合管でない管路について、市が更新を実施する計画としています。(約25km:令和2年2月末時点)したがって、「要求水準書(案)第3-3-(1)-ア-(イ)から(エ)」の定量的指標の計算にあたっては、当該管路の更新が6事業年度までに完了したものととして算出するものとします。
248	31	第3	3	(1)	ア	(ア)	配水管更新計画の策定と管理	質問	確認になりますが、約25kmの更新事業は、運営会社ではなく市が実施するとの認識で合っているでしょうか。また、この更新事業を運営会社へ移管することは可能でしょうか。	No.247の回答をご確認ください。また、導・送水管の更新工事を運営権者に移管することは想定していません。
249	31	第3	3	(1)	ア	(イ)	配水管更新計画の策定と管理	質問	「6事業年度末までに48%以上を目安に整備を進め、・・・」とありますが、実施方針P.43に記載のH31.3時点の管路の耐震化率30%から計算すると、6事業年度末までに約950kmの工事を行うこととなります。計画や設計を行う必要があるので工事を6年間行えるとは想像できませんが、単純計算でも約160km/年(950km÷6年)となり、120~140km/年を上回るようになっております。考え方について、ご教授ください。	管路の耐震管率48%以上(6事業年度末の目安)に必要な事業量には、現在市が契約している工事及び令和2年度以降に市が契約を予定している工事が含まれています。このため、運営権者において、年間の事業量として概ね120~140kmのペースで更新を行っていただきますと、各定量的指標が達成できるような制度設計としております。市が実施する更新の現時点における予定延長については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
250	31	第3	3	(1)	ア	(イ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 管路の耐震管率69%達成となっておりますが、実施方針(P43)で平成31年3月末現在、耐震化率1,559km(30%)と記載されており、耐震化率69%であれば3,607km以上の耐震化する必要があり、距離にして約2,048kmの更新が必要になります。実施方針に記載の運営権者が実施しなければならない事業量1,800kmより大幅に多くなりますが、考え方を示し願います。	「管路の耐震管率」などの達成すべき定量的指標において、その達成に必要な事業量には、現在市が契約している工事及び令和2年度以降に市が契約を予定している工事が含まれています。このため、運営権者において1,800kmの更新を行っていただきますと、16事業年度末において、各定量的指標が達成できるような制度設計としてあります。市が実施する更新の現時点における予定延長については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
251	31	第3	3	(1)	ア	(イ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 「16事業年度末までに69%以上とすること。」とありますが、実施方針P.43に記載のH31.3時点の管路の耐震化率30%から計算すると、16事業年度末までに約2047kmの工事を行う必要があります。一方、(ア)更新する配水管延長は16事業年度末までに1800km以上とされております。数値の違いについて、ご教授ください。1800km以上2047km未満の更新の場合は、どのような取り扱いになるのでしょうか？	
252	31	第3	3	(1)	ア	(イ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 管路の耐震管率は、6事業年度末までに48%以上を目安に整備を進め、16事業年度末までに69%以上とすること。とありますが、平成31年3月末の30%（実施方針P.43）から単純計算すると、当初の6年間で18%、その後の10年間で21%となり、更新ペースの倍増とに齟齬があるのではないのでしょうか。	
253	31	第3	3	(1)	ア	(イ)	配水管更新計画の策定と管理	意見 管路の耐震化率には導送水管も含まれる。導送水管非耐震管の更新計画の更新量はどのようになりますでしょうか。開示を求めます。	導水管及び送水管の内、2037年末時点で供用開始後40年を経過し、かつ耐震管及び耐震適合管でない管路について、市が更新を実施する計画としています。（約25km：令和2年2月末時点）したがって、「要求水準書（案）第3-3-(1)-ア-(イ)から(エ)」の定量的指標の計算にあたっては、当該管路の更新が6事業年度までに完了したものととして算出するものとします。
254	31	第3	3	(1)	ア	(イ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 「管路の耐震化率は6事業年度末までに48%以上～」とありますが、事業開始時（R4.4）の耐震化率の見込みをご教示ください。（R1～R3で管路更新が進むのでH30年度データとは異なると考えます。）	実施方針No.653の回答をご確認ください。
255	31	第3	3	(1)	ア	(イ)	配水管更新計画の策定と管理	意見 管路の耐震管率を6事業年度までに48%以上とありますが、これを達成するには6事業年度までに年間158kmの更新が必要となります。事業期間全体での平準化が可能になるよう検討をお願いします。	No.249の回答をご確認ください。
256	31	第3	3	(1)	ア	(イ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 耐震管率を、6事業年度末までに48%以上との整備指標を達成しようとする、導・送水管も含めて約950kmの更改が必要となり、仮に、導・送水管の25kmの更改が6事業年度までに実施(前項参照)されたとしても、残り925kmの更改を実施することとなる。初年度の完工量は少なくなることを考慮すると、当面約160km前後/年の更改工事を行わなければならない計算となるが、市の倍速ペース(120～140km)以上となるが合っているのか。	
257	31	第3	3	(1)	ア	(ウ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 基幹管路の耐震適合率は、6事業年度末までに96%以上を目安に整備を進め、16事業年度末までに100%とすること。とありますが、平成31年3月末の67%（実施方針P.43）から単純計算すると、当初の6年間で29%、その後の10年間で4%となり、更新ペースの倍増とに齟齬があるのではないのでしょうか。	No.250の回答をご確認ください。
258	31	第3	3	(1)	ア	(ウ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 「16事業年度末までに100%とすること。」とありますが、難工事箇所や施工困難箇所などで特別な対策や検討をしても施工困難な場合は別途協議していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	実施方針No.66の回答をご確認ください。
259	31	第3	3	(1)	ア	(ウ)	配水管更新計画の策定と管理	意見 耐震適合率100%とあるが、どうしても更新ができない(市も解決策を見いだせないような理由による)区域が生じた場合イコール要求水準未達でなく、代替路線の工事への振替等、市との交渉が可能ならにご検討いただけないでしょうか。	特段の事情等により、施工できないことが明らかな場合には、市と協議調整により、例えば実施可能な別ルートに振り替えて評価するなど、適切な代替措置を講じるることによって、要求水準の達成状況を弾力的に評価します。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
260	31	第3	3	(1)	ア	(ウ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 「基幹管路の耐震適合率は6事業年度末までに96%以上～」とありますが、事業開始時(R4.4)の耐震適合率の見込みをご教示ください。(R1-R3で管路更新が進むのでH31年度データとは異なると思います。)	実施方針No.653の回答をご確認ください。
261	31	第3	3	(1)	ア	(エ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 「管路の老朽管率は6事業年度末までに44%以下～」とありますが、事業開始時(R4.4)の老朽管率の見込みをご教示ください。(R1-R3で管路更新が進むのでH31年度データとは異なると思います。)	
262	31	第3	3	(1)	ア	(エ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 老朽管率について、事業期間中に1979年から1998年までに布設された管が新たに老朽管となります。この延長、内訳をご教示ください。	6事業年度末(2027年度末)時点及び16事業年度末(2037年度末)時点において、供用開始後40年を経過している管路の口径別延長については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
263	31	第3	3	(1)	ア	(オ)	配水管更新計画の策定と管理	意見 重要給水施設のうち配水機場から災害医療機関広域避難場所に至る路線については、6事業年度末までに全て耐震管に取り替えることとありますが、場所、延長等の分かる資料の開示を希望します。	重要給水施設に係る情報および管路情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
264	31	第3	3	(1)	ア	(オ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 配水機場から重要給水施設までの口径・管種・延長の詳細をお示し下さい。	
265	31	第3	3	(1)	ア	(オ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 応急給水拠点が128か所とありますが、6事業年度までに整備が必要な個所数をご教示ください。	
266	31	第3	3	(1)	ア	(オ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 「配水機場から災害医療機関及び広域避難場所に至る路線～」とありますが、当該路線の位置、口径、布設年、延長をご教示ください。	
267	31	第3	3	(1)	ア	(オ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 「～配水機場から～避難場所の路線(128箇所)については、6事業年度末までに～取り換えること」とあるが、詳細工程(ポリウム)等を教えて下さい。	
268	31	第3	3	(1)	ア	(オ)	配水管更新計画の策定と管理	意見 募集要項公表時においては、災害医療機関及び広域避難場所の名称、住所をご提示いただきますよう、希望します。	
269	31	第3	3	(1)	ア	(オ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 大阪市水道局様におかれましては平成26年度より事業継続計画(BCP)の策定や改訂等を行ってきていると思われませんが、重要給水施設のうち配水機場から災害医療機関広域避難場所に至る路線128箇所のうち平成30年度末までに3箇所しか耐震管の取り替えが進んでいない特段の理由は何があるのでしょうか。場所、施工方法等、施工が困難な箇所が多く、取り替えが進んでいないのでしょうか。	
270	31	第3	3	(1)	ア	(オ)	配水管更新計画の策定と管理	質問 給水管はどこまで取り換えるのでしょうか。また、工事は重要給水施設の管理者とSPCが直接調整を行うのでしょうか。	重要給水施設に至る路線上の管路であるか否かに関わらず、施工範囲については「要求水準書(案)第4-3-(5)」をご確認ください。また、調整については、No.431の回答をご確認ください。
271	31	第3	3	(1)	ア	(オ)	配水管更新計画の策定と管理	意見 6事業年度末までに128路線全て耐震管に取り替えることとありますが、どうしても更新ができない(市も解決策を見いだせないような理由による)区域が生じた場合イコール要求水準未達でなく、代替路線の工事への振替等、市との交渉が可能かどうか検討いただけないでしょうか。	特段の事情等により、施工できないことが明らかな場合には、市と協議調整により、例えば実施可能な別ルートに振り替えて評価するなど、適切な代替措置を講じることによって、要求水準の達成状況を弾力的に評価します。
272	31	第3	3	(1)	イ	(イ)	配水管更新計画の策定と管理	意見 地震時における断水影響の低減効果と算定根拠を計画書に盛り込むこととありますが、今まで大阪市で実施されてきた低減効果と算定根拠を教えてください。	「断水影響の低減効果」の算出は、市が作成したテンプレートにより行うものとしており、その算出結果が一定の基準を満たせば、当該耐震管路網が構築されたものとし、「要求水準書(案)第3-3-(2)ア」の定量的指標が達成されたものと判断します。当該テンプレートでは、本運営事業において実施する1,800kmを設定すると、断水影響の低減効果が自動で算出され、民間事業者においては、「要求水準書(案)第3-3-(1)ア」の定量的指標を満たしつつ、テンプレートの算出結果も一定の基準を満たすよう、更新する管路を選定いただくこととなります。テンプレートは、各管路の「重要給水施設に至る管路」「管路機能」「管種」「口径」別に影響度を設定しており、水道局が重要度が高いと考える路線を選定するほど低減効果が大きく算出される仕組みとなっており、民間事業者からは、テンプレートの算出結果が一定基準を満たす事業計画の提案を求めるとします。テンプレートの概要は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、算出結果の達成基準等については、募集要項等公表後の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
273	32	第3	3	(1)	ウ		配水管更新計画の策定と管理	意見	事業費の見込みを算出するに当たり、管路情報の開示を求めます。	No.64の回答をご確認ください。
274	32	第3	3	(2)			路線選定	意見	詳細検討のできる資料を早期開示をお願いします。	
275	32	第3	3	(2)			路線選定	意見	管路網、重要給水施設、水管橋、消火栓、漏水事故履歴、土壌特性区分、共同溝等についての資料開示を希望します。	No.64及び別添資料No.51の回答をご確認ください。 なお、共同溝につきましては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」と、管路情報管理システムの情報をご参照ください。 なお、管路情報管理システムについては、関心表明書等提出者を対象に閲覧の機会を設ける予定（令和2年7月下旬以降）です。
276	32	第3	3	(2)	ア		路線選定	質問	路線選定にあたり優先順位がありましたらご教授ください。	実施方針No.61の回答をご確認ください。
277	32	第3	3	(2)	ア		路線選定	質問	括弧書きにて、少なくとも管路内で有圧で保たれ、消火栓において飲料水や消防水利が確保できる管路網、とありますが、具体的な基準があればご教示ください。	地震時における配水管の圧力保持については、消火栓部分において、消火活動や仮設給水栓の立栓に最低必要となる水圧が保てるよう、市側の対応として、施設運転用自家発電設備を継続的に稼働させ、これを保持する計画としています。そのため、「地震の発生直後において、日平均給水量程度に相当する水量を供給できる耐震管路網（少なくとも管路内に有圧で保たれ、消火栓において飲料水や消防水利が確保できる管路網）」の構築に関しては、配水管網の部分において、地震時における断水影響の低減効果を市が作成したテンプレートにて算出し、その算出結果が一定の基準を満たせば、災害対策上、当該耐震管路網が構築されたものとし、「要求水準書（案）第3-3-(2)ア」の定量的指標が達成されたものと判断します。なお、施工上の瑕疵があった場合を除き、震災後の状況をもって、水量確保の有無に対する結果責任を運営権者に帰すことはありません。
278	32	第3	3	(2)	ア		路線設定	質問	「断水リスクの低い耐震管路網の構築」とありますが、具体的に教えてください。	No.272の回答をご確認ください。
279	32	第3	3	(2)	ア		路線選定	質問	定量的指標について定められている（ア）、（イ）の現時点（事業開始時点）の達成度に係る情報を教示ください。	
280	32	第3	3	(2)	ア		路線選定	意見	更新対象となる鑄鉄管の位置・口径・土被り情報を電子データで公開していただくことをお願いします。	No.73の回答をご確認ください。
281	32	第3	3	(2)	ア	(ア)	路線選定	意見	優先的に選定すべき鑄鉄管の位置情報などを電子データで早期にご提供いただくことを希望します。	
282	32	第3	3	(2)	ア	(ア)	路線選定	意見	鑄鉄管早期解消に向け、該当する鑄鉄管に関する管路情報の開示を求めます。	
283	32	第3	3	(2)	ア	(ア)	路線選定	質問	路線選定について、南海トラフ地震を根拠に挙げておられますが、6事業年度未までとされた貴局の分析内容や根拠を参考としてご教示いただけますでしょうか。	市の地震対策の考え方は、まずは、切迫する南海トラフ巨大地震への備えを優先し、次に、その延長線上で更に強い揺れを伴う直下型地震である上町断層帯地震に対応していく方針としています。管路については、「大阪市水道経営戦略（2018-2027）」の最終年度である2027年度を目標に、特に地震被害が集中する脆弱な普通・高級鑄鉄管を早期解消し、さらに次の10年間で（2037年度を目標）「A形継手などの導入初期のダクタイル鑄鉄管」等を対象に耐震管に取り替えていくこととしています。
284	32	第3	3	(2)	ア	(ア)	路線選定	質問	(ア)の記述にて、「南海トラフ巨大地震の発生直後に、日平均給水量程度に相当する水量を供給できる耐震管路網を6事業年度未までに形成することが要求されているのは、「現状で鑄鉄管を使用している路線」のみという理解で宜しいでしょうか。	市の地震対策の考え方は、まずは、切迫する南海トラフ巨大地震への備えを優先し、次に、その延長線上で更に強い揺れを伴う直下型地震である上町断層帯地震に対応していく方針としています。管路については、「大阪市水道経営戦略（2018-2027）」の最終年度である2027年度を目標に、特に地震被害が集中する脆弱な普通・高級鑄鉄管を早期解消し、さらに次の10年間で（2037年度を目標）「A形継手などの導入初期のダクタイル鑄鉄管」等を対象に耐震管に取り替えていくこととしています。ご質問の内容は、前半6事業年度未までは鑄鉄管のみ、その後、16事業年度未まではダクタイル鑄鉄管のみという極めて限定的なお尋ねですが、本来的な趣旨は、被害を受けやすいもの、被害を受けることで大きな断水影響に繋がるものといった要因を総合的に勘案して路線選定していくという考え方が基本であると考えております。もちろん、鑄鉄管につきましては、著しく耐震性能が低いため、市としては、6事業年度未までの優先的な対応を求めています。
285	32	第3	3	(2)	ア	(ア)	路線選定	質問	耐震管路網の構築に関し、消火栓を網羅することを求めています。消火栓の位置をご提示いただけないでしょうか。	No.64の回答をご確認ください。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答	
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
286	32	第3	3	(2)	ア	(ア)	路線選定	質問	南海トラフ巨大地震の発生直後において、日平均給水量程度に相当する水量を供給できる耐震管路網を6事業年度末までに形成とありますが、給水分岐部やメーター近傍の被害など配水管以外の影響で漏水が生じ、圧力を保持できない場合はないのでしょうか？	地震時における配水管の圧力保持については、消火栓部分において、消火活動や仮設給水栓の立柱に最低必要となる水圧が保てるよう、市側の対応として、施設運転用自家発電設備を継続的に稼働させ、これを保持する計画としています。そのため、「地震の発生直後において、日平均給水量程度に相当する水量を供給できる耐震管路網（少なくとも管路内が有圧で保たれ、消火栓において飲料水や消防水利が確保できる管路網）」の構築に関しては、配水管網の部分において、地震時における断水影響の低減効果を市が作成したテンプレートにて算出し、その算出結果が一定の基準を満たせば、災害対策上、当該耐震管路網が構築されたものとし、「要求水準書（案）第3-3-(2)ア」の定量的指標が達成されたものと判断します。なお、施工上の瑕疵があった場合を除き、震災後の状況をもつて、水量確保の有無に対する結果責任を運営者に帰すことはありません。
287	32	第3	3	(2)	ア	(イ)	路線選定	質問	上町断層帯地震の発生直後において、日平均給水量程度に相当する水量を供給できる耐震管路網を6事業年度末までに形成とありますが、給水分岐部やメーター近傍の被害など配水管以外の影響で漏水が生じ、圧力を保持できない場合はないのでしょうか？	
288	32	第3	3	(2)	ア	(イ)	路線選定	意見	「地震時における断水影響の低減効果の高い路線を優先して選定」するために必要な基準や考え方及び「日平均給水量程度に相当する水量を供給できる耐震管路網」とは具体的にはどのような内容を指すのかご教示ください。	
289	32	第3	3	(2)	ア	(イ)	路線選定	質問	上町断層帯地震の発生直後において、日平均給水量程度に相当する水量を供給できる耐震管路網を6事業年度末までに形成とありますが、形成有無の定量的な基準をお示しください。地震発生時において、仮に数字上は達成しているにもかかわらず、上記の水量を供給できなかった場合は、貴市の責任と理解していますがよろしかったでしょうか。	
290	32	第3	3	(2)	ア	(イ)	路線選定	質問	路線選定について、上町断層帯地震を根拠に挙げておられますが、16事業年度末までとされた貴局の分析内容や根拠を参考としてご教示いただけますでしょうか。	
291	32	第3	3	(2)	ア	(イ)	路線選定	質問	断層横断部管路の耐震化に市独自の考え方（想定断層変位等、要求性能）はあるのでしょうか？また、対象施設で断層横断している管路（箇所）はどの程度あるでしょうか？ 今年度、耐震工法指針改訂に断層横断の内容が含まれる見通しであり、別途作業（解析等）が必要になる可能性があるため。	本域には、逆断層型の拗曲変形を起こす上町断層帯が縦貫しており、上町断層帯地震が発生した際には、断層線を境に隆起/沈降が発生することが予測されています。そのため市では、「水道施設耐震工法指針」改定の動向を踏まえつつ、市としての設計基準を整理中の段階であり、その内容については、優先交渉者決定後に優先交渉者に対して開示する「設計ガイド」の中でお示しする予定です。
292	32	第3	3	(2)	ア	(イ)	路線選定	質問	「地震時における断水影響低減効果の高い路線を選定」とありますが、様々な選定手法が考えられます。貴市における断水影響低減効果の算出と評価方法を教えてください。	「断水影響の低減効果」の算出は、市が作成したテンプレートにより行うものとしており、その算出結果が一定の基準を満たせば、当該耐震管路網が構築されたものとし、「要求水準書（案）第3-3-(2)ア」の定量的指標が達成されたものと判断します。当該テンプレートでは、本運営事業において実施する1,800kmを設定すると、断水影響の低減効果が自動で算出され、民間事業者においては、「要求水準書（案）第3-3-(1)ア」の定量的指標を満たしつつ、テンプレートの算出結果も一定の基準を満たすよう、更新する管路を選定いただくこととなります。テンプレートは、各管路の「重要給水施設に至る管路」「管路機能」「管種」「口径」別に影響度を設定しており、水道局が重要度が高いと考える路線を選定するほど低減効果が大きく算出される仕組みとなっており、民間事業者からは、テンプレートの算出結果が一定基準を満たす事業計画の提案を求めているものとします。テンプレートの概要は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。また、算出結果の達成基準等については、募集要項等公表後の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。
293	32	第3	3	(2)	ア	(イ)	路線選定	質問	地震時における断水影響の低減効果の高い路線を優先して選定と書かれていますが、市における断水影響低減効果の算出、評価方法についてご教授お願いします。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答	
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
294	32	第3	3	(2)	ア	(イ)	路線選定	意見	「耐震管路網を16事業年度末までに形成」とありますので、計画を立てる上で、現在の管布設状況及び地盤の状況を記した図面(資料)が必要となりますので、開示をお願いします。	No.64の回答をご確認ください。
295	32	第3	3	(2)	ア	(イ)	路線選定	質問	(イ)の記述にて、「上町断層帯地震の発生直後に、日平均給水量程度に相当する水量を供給できる耐震管路網を16事業年度末までに形成する」ことが要求されているのは、「地震時における断水影響の低減効果の高い路線」のみという理解で宜しいでしょうか。	No.284の回答をご確認ください。
296	32	第3	3	(2)	イ		路線選定	意見	「大阪市水道局事業継続計画」で定める重要給水施設に至る路線を優先的に選定すること、とありますが、一方で36ページには「大阪市水道局事業継続計画」は優先交渉権者の決定時に提供予定とあります。応募者(優先交渉権者ではない)は優先的に選定すべき路線が不明では提案書作成に支障をきたす恐れがあります。要求水準を満たす計画作成のためのデータの提供をお願いします。	No.263の回答をご確認ください。
297	32	第3	3	(2)	イ		路線選定	質問	「大阪市水道局事業継続計画」に定める重要給水施設に至る路線を優先的に選定とありますが、参考文章は優先交渉権者の決定時に提供予定とあります。該当路線を事前に公表願います。	
298	32	第3	3	(2)	イ		路線選定	意見	提案書において活用方法を提示するために、「大阪市水道局事業継続計画(BCP)」についても、早期に公表していただきたい。	BCPについては、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者にお示しする予定ですので、ご了承ください。
299	32	第3	3	(2)	イ		路線選定	意見	「大阪市水道局事業継続計画」で定める重要給水施設に至る路線を優先的に選定すること。(後略)とあります。一方、36ページ4参照文書には「大阪市水道局事業継続計画」は優先交渉権者の決定時に提供されるとあります。よって、コンソーシアムは優先交渉権者となって初めて路線の選定が可能となり、「事業提案書作成時に具体的な積算を行うことができない」と推測します。マッピングシステムの閲覧は検討いただいているようですが、路線選定ができない条件下において、貴市では「コンソーシアムは利用料金按分率の検討および提示が可能」と考えておられると推測いたします。民間事業者としては原価を算出し、リスクを加味して利用料金按分率を決定します。路線選定の基となるデータの早期提出を強く希望します。	No.64の回答をご確認ください。
300	32	第3	3	(2)	ウ		路線選定	質問	津波被害を想定した場合、河川横断部は水管橋ではなく非開削工法等の適用が望ましい考えもありますが、市として考え方はあるでしょうか？ 河川管理者との協議次第のような気もしますが、市の基本方針があるなら協議しやすいと思います。	市では、水管橋部分の管路更新にあたっては、引き続き水管橋で河川横断するものと想定しておりますが、具体的な工法等に関しては、運営権者の裁量でご提案いただく技術的な範囲かと存じます。
301	32	第3	3	(2)	ウ		路線選定	質問	更新対象となる水管橋の箇所数は何か所ありますでしょうか。	耐震管ではない水管橋は150条あり、基本的には、この中から「要求水準書(案)第3-3-(1)ア」及び「要求水準書(案)第3-3-(2)アからキ」の各要求事項を満たすよう、運営権者が自ら選定して実施していただくものです。なお、路線選定を行っていただくために必要な水管橋の情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
302	32	第3	3	(2)	ウ		路線選定	質問	「水管橋(橋梁添架管を含む。)は、その被災時には補修の困難性から断水の長期化が懸念されるため、イにおいて選定した重要給水施設に至る路線と整合を図イにおいて選定した重要給水施設に至る路線と整合を図ること。」とありますが、整合を図るとは整備することの認識でよいでしょうか。	ご質問のとおり、整合を図るとは、管路更新を行うとの認識です。
303	33	第3	3	(2)	オ		路線選定	質問	提案書において活用方法を提示するために、漏水事故履歴及び土壌特性区分等の情報は提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、その時期をご教示ください。	
304	33	第3	3	(2)	オ		路線選定	意見	過去の漏水事故履歴や土壌特性区分等の情報の開示時期についてご教示下さい。	No.64の回答をご確認ください。
305	33	第3	3	(2)	オ		路線選定	質問	土壌特性区分等の情報を活用しとあるが、市からの情報提供は募集要項等の公表前でしょうか。	
306	33	第3	3	(2)	オ		路線選定	質問	漏水事故履歴等の新規情報に伴い、更新計画を見直す必要があった場合についてはどのような対応となって、要求水準の達成度からするとどのような評価となりますか。	漏水事故履歴等の新規情報を踏まえ、事業計画を見直す必要が生じた場合は、次期中期事業計画書及び次期単年度事業計画書へ反映させるものとし、計画業務のモニタリング等において、反映状況の確認を行います。こうした科学的な根拠に基づいて、更新計画を適宜適切に見直すことは、運営権者の裁量であり、要求水準の達成に寄与するものと考えます。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答	
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
307	33	第3	3	(2)	オ		路線選定	意見	難工事箇所を含む市から提供される情報の早期開示を求めます。	施工が困難な路線であるかどうかは、設計段階や施工段階といった業務プロセスの中で検討し判断するものと考えます。 なお、施工ができない箇所の扱いについては、「要求水準書(案)第3-3-(2)ク」によります。
308	33	第3	3	(2)	カ		路線選定	意見	各路線に係る施工環境を十分に踏まえ選定することになっていますが、特に施工が困難と思われる路線の情報を開示していただきたい。	
309	33	第3	3	(2)	キ		路線選定	質問	提案前に、国道25号線及び国道43号線の一部区間で建設が予定されている共同溝について、参画の可否を判断できる情報(施工時期、負担金の見込額等)を提供いただけるの理解でよろしいでしょうか。また、その時期をご教示ください。	共同溝参画の状況については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 また、共同溝負担金は、「推定投資額(当該共同溝の路線における管路の埋設又は改築に必要な費用から共同溝内に配管する費用を控除した額)」と「共同溝の照明設備やその他附属設備の建設に要する費用に付帯設備の利用頻度を勘案して定める割合を乗じた額」の合計となります。詳細な算出条件は、「共同溝の整備等に関する特別措置法施行令」第2条の規定をご確認ください。
310	33	第3	3	(2)	キ		路線選定	質問	「一部の路線において、国道25号線及び国道43号線の一部区間で建設が予定されている共同溝に参画することができる。」とありますが、共同溝の工事内容はどこで確認できるのでしょうか。また、共同溝への参画の可能性のある具体的な路線の位置、口径、布設年、延長をご教示ください。	共同溝参画の状況については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
311	33	第3	3	(2)	キ		路線選定	質問	共同溝に参画を検討するための事業計画を教示して下さい。	
312	33	第3	3	(2)	キ		路線選定	質問	「～共同溝に参画することができる。」とあるが、共同溝計画(整備時期等)等教えて下さい。	
313	33	第3	3	(2)	キ		路線選定	質問	当該共同溝の整備計画について、ご教示いただけないでしょうか。(整備区間、時期など)	
314	33	第3	3	(2)	キ		路線選定	質問	「予定されている共同溝建設工事に参画する事が出来る」とありますが、事業計画書に明記した場合、運営権者の構成員単独での参画は可能でしょうか?	「共同溝の整備等に関する特別措置法」において、「『共同溝』とは、二以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。」とされていますので、単独での参画は想定されていないものと考えられます。
315	33	第3	3	(2)	キ		路線選定	質問	建設予定の共同溝へ参画する場合は、全体事業計画書及び中間事業計画書に明記することとありますが、本事業への優先交渉権者選定後に提出する各事業計画書へ明記する必要がありますか? それとも、事業を進めていく中で計画を変更する際に明記すればよろしいですか? また、一度参画する旨を計画に明記したものは、取り下げることは認められますか?	国道25号線及び国道43号線の一部区間については、市が共同溝への参画を希望する旨を表明している状況ですが、令和2年6月末時点において、「共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づく、共同溝整備道路の指定はなされていない状況です。 運営権者は、管路更新の路線選定にあたり、共同溝の建設スケジュールと本運営事業の事業期間を考慮し、事業計画上の参画の有無を明らかにしていただくこととなります。また、事業を進めていく中で、事業計画上、参画の方針を変更することは可能ですが、市の承認が必要です。 なお、「共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づく共同溝整備道路の指定がなされる段階は、既に道路管理者及び公益事業者等との調整及び合意形成が一定完了した段階となっているため、参画を取り下げることは、道路管理者との間で容易に認められるものではないかとご留意ください。 詳細な手続き等については、「共同溝の整備等に関する特別措置法」をご確認ください。
316	33	第3	3	(2)	キ		路線選定	質問	共同溝に参画した場合のコスト負担の考え方について、ご教示いただけないでしょうか。(建設負担金、ランニングコストなど)	共同溝負担金については、No.309の回答をご確認ください。 また、共同溝工事後のランニングコストに該当する管理費用は、市において負担します。
317	33	第3	3	(2)	キ		路線選定	質問	提示された共同溝計画以外にも新たに共同溝の計画が立案された場合も同様の対応でよいでしょうか。また、運営権者自身が任意事業として新たな共同溝を計画することは可能でしょうか。	現在の共同溝計画以外の新たな共同溝の計画については、ご理解のとおりです。 また、共同溝整備道路の指定は、道路管理者が「共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき実施するもので、公益事業者等の意見を聞きながら、手続きが進められるものとされており、運営権者自身が単独で計画することは想定されておりません。 詳細な手続き等は、「共同溝の整備等に関する特別措置法」をご確認ください。
318	33	第3	3	(2)	ク		路線選定	質問	過去の実績で工事許可が得られなかった路線に関する情報やデータの貸与は可能でしょうか?	管路工事に伴い道路使用許可を申請したものの、取得できなかったという事例は、近年ではございませんので、お示しするデータはありません。 なお、これまで市においては、道路占用許可または道路使用許可の取得が容易ではない路線に対し、代替布設ルート確保、非開削工法の導入、所轄警察との綿密な協議、関係先との早期協議や密な工程調整などの対策を事前に講じることで、取得不可となる状況を回避してきたところです。
319	33	第3	3	(2)	ク		路線選定	質問	本事業期間内に施工許可等が得ることできない場合は、優先順位を踏まえた別ルートと同規模の更新工事を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。市に替わる運営権者として、要求水準の達成に向けて臨機応変に対応していただくことを期待します。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
320	33	第3	3	(2)	ク	路線選定	質問 本事業期間内に施工許可等を得ることできない場合も、市の承認が得られればペナルティは課せられないとの理解でよろしいでしょうか。	ペナルティについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、ペナルティは、受忍できない不誠実な不履行等が発生したケース等に市が判断して適用するものであり、一定の正当な理由があるにも関わらず、一方的にこれを課すといったことはありません。 いずれにしても、本運営事業は、市と運営権者の良好な信頼関係と実施契約の誠実な履行とその確認をすることによって進めていくものと考えています。	
321	33	第3	3	(2)	ク	路線選定	質問 「本事業期間内に工事許可が得ることができない場合は～」とありますが、そうなった場合は費用も含めて見直す場合があると理解してよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)第3-3-(2)-ク」は、運営権者が選定した路線において、同一路線での整備が困難な場合に、代替ルートの整備も含めて工法検討を行ったものの、実質的に施工の実施が不可能と判断できるときの所定の定量的指標の取り扱いについて、市と協議のうえ承認を得ることについて定めたものです。 代替ルートの整備を含めた工法変更に係る費用負担に関しては、本事業は運営権事業として、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなるため、原則、運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
322	33	第3	3	(2)	ク	路線選定	質問 繰返し協議を行った結果、市の承諾を得て当該路線の措置の変更があり、運営権者の実施する事業内容に変更があった場合の費用負担についてご教示下さい。また繰返し協議を行う、とありますが実施契約において具体的な手順を規定いただけますでしょうか。	No.321の回答をご確認ください。 また、他の埋設物管理者等との協議手順については、優先交渉権者に「要求水準書(案)P47」に記載の参照文書を提供予定です。	
323	33	第3	3	(2)	ク	路線選定	質問 「当該路線の措置について市と協議し、市の承認を得ること」とありますが、協議から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	具体的な承認期間については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。 なお、当該期間に関しては、工事ヤード周辺の施工環境や、本市を含む他の埋設物管理者等との協議状況により協議から承認までの期間は異なりますので、早い段階での協議開始をお願いします。	
324	33	第3	3	(2)	ク	路線選定	質問 具体的に要求水準書上はどのような取り扱いになりますか。整備済みとみなされますか。	「要求水準書(案)第3-3-(2)ク」に基づき、同一路線での整備が困難な場合は、代替ルートの整備も含め工法検討を行っていただくこととなりますが、それでも実質的に施工の実施が不可能と判断できる場合には、これを理由に当該定量的指標の未達成としなないなどの取扱について、市が判断します。	
325	33	第3	3	(3)		管路構成の決定	質問 過去の検討書の内容を踏まえつつ・・・とありますが、過去の検討書は優先交渉権者に提供予定となっております。事業提案時はどのような提案を記載することになるのでしょうか。	事業提案書に記載いただきたい事項については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、優先交渉権者に提供予定の「口径等決定に係る過年度の検討書」とは、過去に管路整備をした際、周辺の管路網について実施した管網計算結果等で、本市の業務ノウハウにかかる情報であり、未公表の工事計画に係る情報等も含まれています。実際に管路構成計画を作成する等の実務に従事していただくうえでは必要な情報ですが、事業提案内容の決定において考慮いただくことを想定していない情報と考えています。	
326	33	第3	3	(3)	ア	管路構成の決定	意見 管路構成の検討に要する水解析に必要な情報はどのようなデータ形式で提供されるのでしょうか。別紙1にはShapefile形式とありますが、地盤高・水需要量データはそのデータに含まれていますか、含まれていない場合は地盤高・水需要量データはどのようなデータ形式で入手可能ですか。	管路情報データ及び水需要データ(各戸メータ水量)は、それぞれShapefile形式で提供しますが、これらのデータは、運営権者にて統合する必要があります。 地盤高データは、国土交通省国土地理院のホームページから入手してください。 なお、Shapefile形式のデータは、優先交渉権者の決定後に優先交渉権者に対して提供する予定です。	
327	34	第3	3	(3)		管路構成の決定	質問 別添1の条件を満足すれば配水ブロックは貴市が決定している内容から変更は可能という認識でよいでしょうか	配水ブロックの形状の設定は市で行います。運営権者において、配水ブロック形状の変更の提案がある場合、市と協議を行います。その判断は市で実施します。	
328	34	第3	3	(3)	ア	管路構成の決定	質問 単年度事業計画書の作成時に、水理計算による検証を踏まえて、管路構成を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	管路構成の決定は工事路線ごとに個別に行い、その断水条件等を踏まえて、各年度の施工対象を決定し、それに基づき、単年度事業計画を作成することとなるものと想定しています。	
329	34	第3	3	(3)	ア	管路構成の決定	質問 単年度事業計画書の作成時に、水理計算による検証作業を実施した結果、中期事業計画を変更することは、市と協議のうえ承認されるとの理解でよろしいでしょうか。	水理計算による検証作業の結果、当該年度の更新対象路線を見直す必要が生じた場合、原則として、当該年度の事業量に大きく変更が出ないよう、再度、路線選定を行うこととなります。この上で、中期事業計画に変更の必要が生じた場合、市と協議を行い、変更が承認されることとなります。	
330	34	第3	3	(3)	ア	管路構成の決定	質問 管路構成計画を作成し市の承認を得ることとあるが、承認の頻度(年度当初又はその都度等)及び方法等について教えて下さい。	工事路線ごとに、その都度、実施します。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
331	34	第3	3	(3)	ア		管路構成の決定	質問 「管路構成計画（路線毎の口径及び接続条件を決定する計画）を作成し、市の承認を得ること」とありますが、提出から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	配水計画及び管路構成計画の策定にあたっては、ご質問のような業務進捗管理に支障をきたさないよう、計画変更時も含め、策定前に市と運営権者との間で承認スケジュールも含めて協議を行います。具体的な承認期間の目安については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。 なお、対象となる管路の機能や規模により、市の確認に要する期間が異なるため、早い段階から検討や協議の着手をお願いしたいと考えています。
332	34	第3	3	(3)	ア	(ウ)	管路構成の決定	質問 「他の管路のバックアップ機能が果たせるよう～」とありますが、既設管の更新だけではバックアップ機能が果たせない場合は、新たに新設管を計画するということでしょうか。その費用は当初の更新事業費に含まれないため、事業費が増額になると理解してよろしいでしょうか。	本運営事業では、管路更新にあわせ、効果的な配水運用・管理を市が行えるよう、市の階層化・ブロック化された管路構成を踏まえ、管路網を再構築していただくことを運営権者に求めています。 ご質問のバックアップ機能を果たすための管路についてですが、市が提示するバックアップ機能に関する水理計算条件に基づき、運営権者が水理計算を行い、管路更新に伴う口径の増減や接続条件の変更（接続やループ位置の整理・見直し）により、合理的かつ最適な管路構成を再構築していただくこととなり、この再構築に要する費用に関しては、運営権者が負担するものと考えております。
333	34	第3	3	(3)	ア	(ウ)	管路構成の決定	質問 「他の管路のバックアップ機能が果たせるよう～」とありますが、どの更新対象管路がどの管路のバックアップ機能を果たさなければならぬかが不明です。更新事業費に反映させることができないため、事後に増額となった場合は精算していただけるのでしょうか。	一方、水理計算の結果、既存の管路の再構築のみでは、市が求めるバックアップ機能を満たせず、新たな路線を新設する場合は、市が実施するものとします。
334	34	第3	3	(3)	ア	(エ)	管路構成の決定	質問 「配水管のループ化を維持すること」とありますが、既設管の更新だけではループ化しない場合は、新たに新設管を計画するということでしょうか。その費用は当初の更新事業費に含まれないため、事業費が増額になると理解してよろしいでしょうか。	本運営事業では、管路更新にあわせ、効果的な配水運用・管理を市が行えるよう、市の階層化・ブロック化された管路構成を踏まえ、管路網を再構築していただくことを運営権者に求めています。
335	34	第3	3	(3)	ア	(エ)	管路構成の決定	質問 「配水管のループ化を維持すること」とありますが、既設管の更新により新たなループ化を形成する必要はないということではよろしいでしょうか。	このため、管路更新に伴う口径の増減や接続条件の変更（接続やループ位置の整理・見直し）といった、合理的かつ最適な管路構成の再構築に要する費用に関しては、運営権者が負担するものと考えております。
336	34	第3	3	(3)	ア	(オ)	管路構成の決定	質問 「当該地区において需要水量の増加が見込まれる～」とありますが、増径費用は当初の事業費に含まれないため、事業費が増額になると理解してよろしいでしょうか。	No.334の回答をご確認ください。 なお、再開発事業等での需要水量の増加見込みについて、市が現在把握している情報は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。また、事業期間中に市が把握した水需要の情報は、管路構成計画に関する協議の際、市が提示します。
337	34	第3	3	(3)	ア	(オ)	管路構成の決定	質問 「需要水量の増加が見込まれる場合、市が提示する需要水量に反映するため適切に対応すること」が求められていますが、事業開始後に提示された場合、工事費の増大のリスクがあることから、当該リスクは市が負担すると理解して宜しいでしょうか。	本運営事業では、管路更新にあわせ、効果的な配水運用・管理を市が行えるよう、市の階層化・ブロック化された管路構成を踏まえ、管路網を再構築していただくことを運営権者に求めています。 このため、管路更新に伴う口径の増減や接続条件の変更（接続やループ位置の整理・見直し）といった、合理的かつ最適な管路構成の再構築に要する費用に関しては、運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
338	34	第3	3	(3)	ア	(オ)	管路構成の決定	質問 「当該地区において需要水量の増加が見込まれる場合は、市が提示する需要水量に反映するため」とありますが、これは径の変更（増大）につながるものと考えますが、当初の計画に含まれないため、事業費の増額は精算していただけると考えてよろしいでしょうか。	なお、再開発事業等での需要水量の増加見込みについて、市が現在把握している情報は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。また、事業期間中に市が把握した水需要の情報は、管路構成計画に関する協議の際、市が提示します。
339	34	第3	3	(3)	ア	(オ)	管路構成の決定	意見 再開発事業、土地区画整理事業、臨海部埋立事業等の具体案件名の開示を求めます。	
340	34	第3	3	(3)	ア	(オ)	管路構成の決定	質問 再開発事業、土地区画整理事業等による需要増による影響について、これまでの管路更新事業における実績が情報提供されるとの理解でよろしいでしょうか。また、その時期をご教示ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
341	34	第3	3	(3)	ア	(オ)	管路構成の決定	意見 事業計画に影響する可能性があることから、現時点で貴市が把握している全ての再開発事業、土地区画整理事業、臨海部埋立事業等のリストと事業内容の詳細を公開していただきたい。	
342	34	第3	3	(3)	ア	(オ)	管路構成の決定	質問 当該地区で需要水量の増加が見込まれる具体的な計画があればご提示ください。またこのような計画に伴う需要等の検討は、本事業の対象外との理解で良いでしょうか。	No.336及びNo.339の回答をご確認ください。
343	34	第3	3	(3)	イ		管路構成の決定	意見 撤去した管の処分はどうするのでしょうか？撤去管は市の所有物？運営権者の所有物？	撤去工事を行い、撤去管を処分するまでの一連の業務について、特定事業として運営権者に実施していただくこととなります。
344	34	第3	3	(3)	イ		管路構成の決定	質問 撤去した場合は、耐震管率などの分母を修正するということでしょうか？	撤去により管路延長が変化した場合は、分母を修正し管路の耐震化率などを計算することとします。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
345	34	第3	3	(3)	イ	管路構成の決定	質問	管路統廃合における撤去に関する判断はどのようにするのでしょうか？また、その費用の算出に関して、過去の撤去費データの提示は可能でしょうか？	技術的な観点に立った運営権者のご提案に基づき、市と協議のうえ、統廃合の判断を行います。一次配水ブロック階層に位置する管路の場合は、水理計算による検証が必要です。水理計算条件は、市から提示します。 なお、原則として、撤去工事は布設工事と同時にっており、撤去工費は布設工費も含めた合計値で把握しています。「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にて、撤去延長も含めた請負工事に係る事業費の実績をお示ししています。	
346	34	第3	3	(3)	イ	管路構成の決定	質問	統廃合等により不要と判断された配水管は、更新事業の実績になると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の配水管が撤去可能管又は非耐震管であって、これを撤去していただいた場合、ご理解のとおりです。	
347	34	第3	3	(3)	イ	管路構成の決定	質問	配水管の統廃合に伴い、不要と判断した配水管についてはこれを撤去することとありますが、埋設環境により撤去が困難と判断される場合は、市と協議し、モルタル充填等で対処することとよろしいでしょうか。また、この場合の既設配水管は、撤去済みとして扱い、指標を算出してよろしいでしょうか。	不要と判断した管に限らず、管路更新においても更新前の管路は、道路法第40条に基づき、撤去するものとなっています。また、将来の再利用を理由に存置することも認められません。 なお、埋設環境により撤去が困難な場合、道路管理者等との協議において、モルタル充填等の処置を施した後、存置が許可された事例はありますが、存置は必ずしも可能であることを当局で保証するものではありません。 なお、モルタル充填等の処置を施した後の存置は、撤去と同等の扱いとします。	
348	34	第3	3	(3)	イ	管路構成の決定	質問	不要と判断した配水管については、これを撤去すること、とありますが、管充填による存置は可能でしょうか。	不要と判断した管に限らず、管路更新においても更新前の管路は、道路法第40条に基づき、撤去するものとなっています。また、将来の再利用を理由に存置することも認められません。 なお、埋設環境により撤去が困難な場合、道路管理者等との協議において、モルタル充填等の処置を施した後、存置が許可された事例はありますが、存置は必ずしも可能であることを当局で保証するものではありません。 なお、モルタル充填等の処置を施した後の存置は、撤去と同等の扱いとします。	
349	34	第3	3	(3)	イ	管路構成の決定	質問	道路に埋設されている廃止した既設水道管については、市のマッピングシステム等で口径、延長、占用位置等を管理していると理解してよろしいでしょうか。	道路に存置している配水管は、管路情報管理システムにて確認できますので、ご確認ください。管路情報管理システムについては、関心表明書等提出者を対象に閲覧の機会を設ける予定（令和2年7月下旬以降）です。 なお、事故防止等の観点から、本掘削着手前には、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）『第42 埋設物の事前確認』」に基づき、必ず試験掘等により上記調査把握した埋設位置の正確性等を目視により検証していただく必要があります。	
350	34	第3	3	(3)	イ	管路構成の決定	質問	市が管理している道路に埋設されている廃止した既設水道管の撤去については、運営権者の業務に支障となる場合を除き、運営権者が実施する業務に含まないものとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、廃止している管路（道路内に存置している管路）は、運営権設定対象施設に位置付けていないため、当該管路の撤去等は本運営事業に含まれていません。ただし、管路更新事業で廃止した既設水道管の撤去が必要となった場合など、運営権者の業務の支障となった場合は、これらの水道管の撤去は、運営権者が実施する事業に含まれます。	
351	34	第3	3	(3)	イ	管路構成の決定	質問	道路管理者等から廃止した既設水道管の撤去を指示された場合は、市が実施する業務になるものとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、廃止している管路（道路内に存置している管路）は、運営権設定対象施設に位置付けていないため、当該管路の撤去等は本運営事業に含まれていません。ただし、管路更新事業で廃止した既設水道管の撤去が必要となった場合など、運営権者の業務の支障となった場合は、これらの水道管の撤去は、運営権者が実施する事業に含まれます。	
352	34	第3	3	(3)	イ	管路構成の決定	質問	統廃合の結果廃止となった配水管の延長は、要更新1800kmの成果に含まれるという理解でよろしいでしょうか。その場合、取替えなしの撤去工事だけということでしょうか。	ご質問の配水管が撤去可能管又は非耐震管であって、これを撤去していただいた場合、ご理解のとおりです。	
353	34	第3	3	(3)	イ	管路構成の決定	質問	配水管の統廃合に伴い、不要と判断した配水管については事業量1800kmに含められるとの考えですか？	ご質問の配水管が撤去可能管又は非耐震管であって、これを撤去していただいた場合、ご理解のとおりです。	
354	34	第3	3	(3)	イ	管路構成の決定	質問	撤去した配管（部材）の所有権は貴市、運営権者のいずれに帰属するのでしょうか。	運営権者に帰属します。 なお、道路管理者の承認を得て存置した物件は、市の所有となります。	
355	34	第3	3	(3)	イ	管路構成の決定	質問	本事業では、基本的に新設管を布設した後、老朽管を撤去しなければ実施事業量として計上されないということでしょうか。	一般的な管路更新の概念として、ご理解のとおりです。「要求水準書（案）別添1 - (2)」のとおり、定量的指標の達成や断水影響の低減効果の算出に係る管路更新の事業量は、工事完成検査後の延長を用いて計上することを基本とします。このため、実績として更新延長を計上するためには、新設管を布設した後、老朽管を撤去し、舗装復旧するまでの一連の工事が必要となります。	
356	34	第3	3	(3)	ウ	管路構成の決定	質問	「変更後の管路構成計画を作成し、市の承認を得ること」とありますが、提出から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	配水計画及び管路構成計画の策定にあたっては、ご質問のような業務進捗管理に支障をきたさないよう、計画変更時も含め、策定前に市と運営権者との間で承認スケジュールも含めて協議を行います。具体的な承認期間の目安については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。	
357	34	第3	3	(4)		工事施工に伴う配水計画の策定	質問	「市の承諾」が求められていますが、市の承認についての「期限」は、運営権者が要求できると考えてよろしいか。仮に承認の「期限」が設けられない場合、運営権者の業務進捗管理に支障となることが考えられます。	なお、対象となる管路の機能や規模により、市の確認に要する期間が異なるため、早い段階から検討や協議の着手をお願いしたいと考えています。	
358	34	第3	3	(4)		工事施工に伴う配水計画の策定	質問	運営権者が作成した工事施工に伴う配水計画に基づき、市との協議のうえで断水区間、断水期間を設定した後は、市が洗管作業等の維持管理上必要となる業務を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者による工事施工に伴う断水作業等は、全て運営権者に行うこととしています。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
359	34	第3	3	(4)			質問 断水についての記載があるが、市が今まで採用していなかった断水工法についても協議すれば肯定的に採用していただける理解で宜しいでしょうか。	No.88の回答をご確認ください。	
360	34	第3	3	(4)	ア		質問 水理計算に用いるデータ類(各戸メーター水量等)は、都度の提供になるのでしょうか？	年に1回、水理計算に用いるデータ(各戸メーター水量等)を提供します。	
361	34	第3	3	(4)	ア		質問 「当該工事施工に伴う配水計画を策定し、その都度、市の承認を得ること」とありますが、提出から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	No.356の回答をご確認ください。	
362	34	第3	3	(4)	ア		質問 配水計画は貴市の承認を得る必要があることから、貴市においても計画の妥当性を判断されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
363	34	第3	3	(4)	ア		質問 「その都度、市の承認を得ること。」のその都度とは、どのような意味でしょうか。	1次配水ブロック階層に位置する管路については、工事路線ごとに、配水計画策定前に市と協議を行い、その際、水理計算の条件を提示します。これに基づいて運営権者にて水理計算を行い配水計画の案を策定し、その内容について、市と協議し、承認を得ることになります。	
364	35	第3	3	(4)	ア	(イ)	意見 使用する弁栓類、制水弁の開閉についての使用可否についての情報を開示して下さい。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
365	35	第3	3	(4)	ア	(ウ)	質問 工事施工に伴う排水計画の選定において、断水及び通水に必要な制水弁は、全て開閉が可能という理解でよろしいでしょうか。	弁栓類および配水設備の使用可否は、配水計画策定時に、市が管理する弁栓類台帳等により、使用の可否を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行っていただきます。なお、実際に断水および通水作業を行う前には、必ず弁栓類および配水設備の現地調査を行っていただきます。	
366	35	第3	3	(4)	イ		質問 「断水区間、断水期間に変更が生じた場合は、速やかに変更後の配水計画を作成し、市の承認を得ること」とありますが、提出から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	No.356の回答をご確認ください。	
367	35	第3	3	(4)	ウ		質問 市が年間浄水処理計画や配水系統別水量分担計画を変更した場合、運営権者は配水計画を見直すかとありますが、見直しに伴う費用の増加分は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。年間浄水処理計画や配水系統別水量分担計画の変更に対応するリスクに関しては、原則、運営権者の負担となります。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
368	35	第3	3	(4)	ウ		質問 見直しに伴う費用の負担についてご教示下さい。		
369	35	第3	3	(4)	ウ		質問 運営権者の責によらない漏水・水質事故および貴市による他の工事や維持管理作業等でやむを得ず運営権者が計画を変更し、費用が増加した分は貴市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	運営権者の責によらない漏水・水質事故、市による他の工事や維持保全業務が原因でやむを得ず運営権者が計画を変更し、その結果水道事業費が増加した場合は、基本的には、4事業年度ごとに実施する定期レビューにおいて認められた事業員の差額分が確保できるよう採分率上限の改訂を行います。	
370	36	第3	4				意見 口径等決定に係る過年度の検討書、断水又は通水に係る過年度の作業計画書、については早急な開示をお願いします。	過年度の資料につきましては、優先交渉権者の決定時に、優先交渉権者にお示しする予定です。	
371	36	第3	4				意見 「参照文書は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定である」とありますが、事業提案書作成に必要な書類も見受けられるため、早期の開示を希望します。	No.202の回答をご確認ください。	
372	36	第3	4				質問 「それ以外の参照文書は優先交渉権者決定時に提供予定である」とありますが、その内容について疑義が生じた場合、運営事業者は事前にその文書について知り得なかったものとして、貴市ではご対応いただけるかと考えてよろしいでしょうか。	No.203の回答をご確認ください。	
373	37	第4	1				質問 「第4 設計業務に関する要求水準」の「基本方針」で述べられている「施工実施者」とは、用語の定義から「施工業者」を指すと考えてよいでしょうか。	広義には、ご質問のとおり解釈いただいて結構です。 なお、「業者」という用語は、主に発注者の受注者との対比において用いられますが、本事業においては、運営権者と施工を担っていただく事業者との間に必ずしもそのような明確な対比構造になることを想定しておらず、本事業を共に担うパートナーであると認識しているため、ここでは「施工実施者」という用語を用いたところ です。	
374	37	第4	1				質問 「施工業者の選定は公平、公正な手法による」ことが求められていますが、運営権者が「民・民」の慣行で施工実施者等を選定する場合においても、市による「公平・公正」の評価を受ける必要があるのでしょうか。その場合、「公平・公正」の具体的基準をお示し下さい。	No.5の回答をご確認ください。	
375	38	第4	2	(3)			質問 大阪市建設局が管理する道路の占用に関する事前協議及び申請等の手続きは、民間業者が直接行うことができるのでしょうか。市が行う場合、協議や申請手続きに運営権者が想定した以上の時間を要する等の事業遅延リスクは市が負担すると理解してよろしいですか。	大阪市建設局が管理する道路の占用に関する事前協議及び申請等の手続きは、市と運営権者が連携して行うこととなります。 なお、「大阪市道路工事調整協議会」等での調整及び市建設局への道路占用申請は市が行いますが、当該調整及び申請については、運営権者の裁量により作成いただいた関係書類によって行うものであるため、事業遅延等の事態が生じないよう、適切に実施していただく必要があります。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
376	38	第4	2	(3)		埋設調整	質問	道路/河川/鉄道/用地/埋設物 各管理者との埋設調整において、100%民間の運営権者として公平な調整をして頂けるのでしょうか。	道路及び河川の施設管理者との調整は、市と運営権者が連携して行いますので、現行と同等の調整が可能と考えています。一方、鉄道及び各種埋設物などの民間管理者の調整については、基本的に運営権者のみで調整いただくこととなります。	
377	38	第4	2	(3)		埋設調整	質問	他埋設物工事との同時施工の有無とありますが、過去の工事実績として、他埋設物の種類及び工事規模等の情報提供は可能でしょうか？	過去の竣工案件における設計図面等の当初設計図書一式のサンプルを、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定ですので、これらより他埋設物の種類及び工事規模等の状況についてご確認いただくことが可能となります。	
378	38	第4	2	(3)		埋設調整	質問	埋設調整はこれまで局職員が対応してきた業務のため、その詳細な内容をご教示ください。過去3年間に於いて埋設調整で実施した協議への参加件数、局職員の工数等、業務内容を定量的に把握できる情報の開示をお願いします。幹線と枝線で工数が異なる場合は、その内訳もご教示ください。	これまで市が行ってきた埋設調整の詳細な内容については、「調整業務等の申し合わせ事項」及び「道路工事、地下埋設工事に関する調整業務の手引き」にお示ししており、これらの資料については、優先交渉権者決定後に優先交渉権者に対してお示しする予定です。また、これまで市が埋設調整を含む「対外調整」に係った作業工数（配水支管と基幹管路別）については、平成31年2月に公表した「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について（素案）」の19ページに概略をお示ししておりますので、そちらをご参照ください。	
379	38	第4	2	(3)		埋設調整	質問	他施設管理者との埋設部物の離隔・防護・移設等のルール等ありましたらご教示をお願いします。	これまで市が行ってきた埋設調整の詳細な内容については、「調整業務等の申し合わせ事項」及び「道路工事、地下埋設工事に関する調整業務の手引き」にお示ししており、これらの資料については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。	
380	38	第4	2	(3)		埋設調整	意見	埋設管調整にあたって不明管があった場合の調整に要した費用及び過去5年間の実績を開示して下さい。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」の中で、埋設管調整などを含む全体的な工期延期実績をお示ししております。	
381	38	第4	2	(4)		附属設備の配置決定	質問	配水テレメータや水質テレメータは含まないと理解して宜しいでしょうか。	配水テレメータ及び水質テレメータは、附属設備には含まれません。	
382	38	第4	2	(4) (5)		附属設備の配置設定、給水管接合替の調整	質問	「(4) 附属設備の配置設定」「(5) 給水管接合替の調整」について、市の負担による附帯事業と認識しています。これらに要する費用はどのように計上・精算されますか。例えば消火栓の設置に係る費用は全て市の負担となるのでしょうか。	実施方針No.103の回答をご確認ください。	
383	38	第4	3			要求水準	質問	「市のこれまでの取組実績と同等以上の水準」について、市の規定やマニュアル等に準拠する以外に、どのような手法であれば同等以上と判断されるのかお示し下さい。	「要求水準書（案）第4-3」については、これまでの市の取組実績を反映したものであるため、これらの要求事項を満足する取組が実施されれば、同等以上と判断します。なお、市の施工監理体制については、No.6の回答をご確認ください。	
384	38	第4	3		ア	要求水準	質問	適切な調整が可能となる体制を構築すること。の記載ですが今までの市の体制（人数等）を教えていただけますでしょうか。	本市の管路更新に係る業務執行体制については、「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について（素案）」をご参照ください。	
385	39	第4	3	(1)		管材料等の選定	質問	ポリエチレン管の適用は可能でしょうか。	ポリエチレン管を使用する場合は、「要求水準書（案）第4-3-(1)」に基づき、「資材等審査委員会」での承認が必要となります。なお、市では阪神・淡路大震災以降、給水管にはポリエチレン管を採用しておりますが、配水管には、採用していませんことを申し添えます。	
386	39	第4	3	(1)		管材料等の選定	意見	準拠すべき調達配管材料仕様書の発行年度を明記していただくことをお願いします。	実施方針No.4の回答をご確認ください。	
387	39	第3	3	(1)		管材料等の選定	質問	長期にわたって管内水質に悪影響を及ぼさない仕様であること。とありますが長期の定める期間についてご教示願います。	長期の期間は、通常の使用状況下において、少なくとも60～80年程度の期間において供用が可能な仕様と考えており、現在、市が発注する更新工事では、管材料の内面塗装において、ダクタイル鋳鉄管については原則JWWA規格のG112、A113、鋼管については原則JWWA規格のK157が用いられた管路を使用しております。運営権者におかれましては、科学的根拠、これまでの市の使用実績及び市の管路構成を踏まえ、使用する管材料等をご提案いただければと存じます。	
388	39	第3	3	(1)		管材料等の選定	質問	平時はもとより地震時等の緊急時においても十分な耐性を有する安全な強度が確保されていること、とありますがここに記載の地震時のマグニチュードはどの程度のものであるかご教示願います。	管路の耐震性を評価する科学的根拠は、ご質問にあるマグニチュードではなく、管路が埋設されている周辺地盤の変位やひずみなどにに基づき、これを行うことが標準となっております。また、耐震管については、阪神・淡路大震災以降の大規模地震における実績や「管路の耐震化に関する検討報告書 平成26年6月 平成25年度管路の耐震化に関する検討会（厚生労働省）」等を参考にするとともに、上町断層帯地震クラスの直下型地震に対しても、管路被害が生じない仕様と考えており、現在、市が発注する更新工事では、離脱防止型機構を有するダクタイル鋳鉄管（日本水道協会規格（JWWA規格）のG120、G121、G113、G114、K139、G112、A113）又は溶接継手の鋼管（JWWA規格のG117、G118、K151、K157）を使用しております。運営権者におかれましては、科学的根拠、これまでの市の使用実績及び市の管路構成を踏まえ、使用する管材料等をご提案いただければと存じます。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
389	39	第4	3	(1)			管材料等の選定	意見	「我が国特有の地震事情に鑑み、日本水道協会規格（JWWA規格）、日本産業規格（JIS規格）及び市が定める「調運用配管材料仕様書」に基づき、高い耐震性能を有することが検証されている管材料等を選定すること。」とありますが、運営権者による調達における選択肢を増やし、競争環境を作るために、同等の性能を有する海外製品の活用についてもご検討をお願いできますでしょうか。	更新後の管材料等としては、わが国特有の地震事情に鑑み、高い耐震性能を有することに加え、腐食性の土壌でも長寿命化を図れる高規格の管材料を採用するものとしており、現在、市が発注する更新工事では、離脱防止型機構を有するダクタイル鋳鉄管（日本水道協会規格（JWWA規格）のG120、G121、G113、G114、K139、G112、A113）又は溶接継手の鋼管（JWWA規格のG117、G118、K151、K157）を使用しております。 なお、市ではこれまで海外製品を使用した実績はなく、海外製品の使用を提案される場合は、日本水道協会規格（JWWA規格）及び日本産業規格（JIS規格）の認証を得ること、並びに市が定める「調運用配管材料仕様書」に従うことが要件となります。
390	39	第3	3	(1)			管材料等の選定	質問	ア 腐食性の土壌でも一定の長寿命化が図られる高規格な仕様、とありますが長寿命化の期間についてどの程度の期間を求めているのかご教示願います。	長寿命化の期間は、腐食性の土壌においても、少なくとも60～80年程度の期間において供用可能な仕様と考えており、現在、市が発注する更新工事では、離脱防止型機構を有するダクタイル鋳鉄管（日本水道協会規格（JWWA規格）のG120、G121、G113、G114、K139）又は溶接継手の鋼管（JWWA規格のG117、G118、K151）を使用しております。
391	39	第4	3	(1)		ア	管材料等の選定	質問	「腐食性の土壌でも一定の長寿命化が図られる」ことが求められていますが、「腐食性の土壌」及び「一定の長寿命化」を具体的に（数値）にお示し下さい。	運営権者におかれましては、科学的根拠、これまでの市の使用実績及び市の管路構成を踏まえ、管材料等をご提案いただければと存じます。
392	39	第4	3	(1)		ア	管材料等の選定	質問	一定の長寿命化が図られるとありますが、一定とは具体的にどのくらいでしょうか？	
393	39	第4	3	(1)		イ	管材料等の選定	質問	長期にわたってとは、具体的にどれくらいの期間でしょうか？	No.387の回答をご確認ください。
394	40	第4	3	(1)		カ	管材料等の選定	質問	「調運用配管材料仕様書」では75mm～400mmはダクタイル鋳鉄管GX型と明記されております。「カ」に記載されているとおりだと、耐震性、耐久性、耐食性に優れた最新規格品の積極的な採用に努めること。とは上記を満足すればポリエチレン管の採用も可能と考えてよいでしょうか。	ポリエチレン管を使用する場合は、「要求水準書（案）第4-3-(1)」に基づき、「資材等審査委員会」での承認が必要となります。 なお、市では阪神・淡路大震災以降、給水管にはポリエチレン管を採用しておりますが、配水管には、採用していませんことを申し添えます。
395	40	第4	3	(1)		カ	管材料等の選定	質問	最新の材料の情報収集や開発を促され、それを積極的に採用するようにとありますが、一方、同細節（1）工には安定して市場に流通しているものを選定するよう記載があります。どちらを重要視されますか？	管材料の選定にあたっては、ご指摘の「市場に流通しているか」は、「維持管理性」を評価する1つの視点として例示しているものです。この「維持管理性」に加え、「耐震性、耐久性、耐食性」等を総合的に勘案し、合理的な管材料の選定について、運営権者の裁量で適切にご判断ください。
396	40	第4	3	(1)		キ	管材料等の選定	質問	「調運用配管材料仕様書」に基づき、高い耐震性能を有することが検証されている管材料等を選定すること。とありますが、「調運用配管材料仕様書」には耐震管である鋼管が記載されておりません。運営権者が鋼管を使用する場合は、その都度「資材等審査委員会」において承認を得なければならないのでしょうか。	「資材等審査委員会」は、汎用的に使用する管材料等を対象として審査を行うものであり、特殊な配管部において限定的に鋼管を使用する場合は、個別承認となるため、「資材等審査委員会」の承認は不要となります。 一方、汎用的に鋼管を使用することをご提案される場合は、「要求水準書（案）第4-3-(1)」に基づき、一般的な手続きとして、「資材等審査委員会」での承認が必要となります。 なお、「資材等審査委員会」では、耐震性、耐久性、耐食性や維持管理性（更新後の管路は市が維持管理を行うという観点からの審査）等について総合的な審査を行います。
397	40	第4	3	(1)		キ	管材料等の選定	質問	「調運用配管材料仕様書」に記載のないもので、これまでに「資材等審査委員会」で承認された管材料をお示し願います。	「資材等審査委員会」にて仕様承認された管材料については、「調運用配管材料仕様書」に記載されていますのでご参照ください。「調運用配管材料仕様書」には、本市において使用する配管材料等の仕様が規定されるとともに、日本水道協会規格（JWWA規格）、日本産業規格（JIS規格）等の公的規格に基づかない水道局規格資材についても別途個別に規定されるとともに、承認に基づく仕様の制定日および改訂日についても整理されています。 (https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000430864.html)

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
398	40	第4	3	(1)	キ	管材料等の選定	質問 「調運用配管材料仕様書」に定めのない材料を使用する場合は、市の「管材等審査委員会」において承認を得ること。とありますが、承認にはどのような書式でどのような資料の提出が必要でしょうか。	「調運用配管材料仕様書」に定めのない材料を新たに使用する場合、資材の仕様を「資材等審査委員会」にて承認を受けた後に、資材の仕様を満たすことを示す資料及び「管路資材に係る資材供給者の承認に関する施行の細目」で要求する資料一式を基本に基づき、新規資材の導入可否を判断することとします。	
399	40	第4	3	(1)	キ	管材料等の選定	質問 「調運用配管材料仕様書」に定めのない材料に関する資材等審査委員会の判断基準を開示していただくことは可能でしょうか。		
400	40	第4	3	(1)	キ	管材料等の選定	質問 「キ市の「調運用配管材料仕様書」に定めのない材料を使用する場合は、市の「資材等審査委員会」において承認を得ること。」とありますが、資材等審査委員会における材料の承認基準をご教示ください。		
401	40	第4	3	(1)	キ	管材料等の選定	質問 調運用配管材料仕様書の内容、資材等審査委員会等の概要、並びに承認における規定等がございましたらご開示をお願い致します。		
402	40	第4	3	(1)	キ	管材料等の選定	質問 事業提案時点で貴市の「資材等審査委員会」の承認を得ることはできないことから、また事業開始後に承認を得る確証もないことから、実質「提案時点のJIS、JWWA、貴市調運用配管材料仕様書」に承認されている資機材で事業提案するという理解でよろしいでしょうか。	事業提案書の内容は、要求水準書（案）の各事項を満たすことが前提となります。事業提案書作成時点で、資材等審査委員会における承認を得ることはできませんが、事業実施にあたって、本要求事項に対し応募者がどのように提案又は対応するかについての記載は可能と考えます。 なお、資材等審査委員会とは、耐震性（「管路の耐震化に関する検討報告書 平成26年6月 平成25年度管路の耐震化に関する検討会」等を参考に審査）、耐久性、耐食性や維持管理性（更新後の管路は市が維持管理を行うという観点からの審査）等について総合的な審査を行うものであり、そこで承認を得た場合は、ご提案いただいた資機材を使用いただくことができることを申し添えます。	
403	40	第4	3	(1)	キ	管材料等の選定	質問 材料選定については、市の承認を得ることとなっておりますが、材料選定に関するリスクは市で負担するという認識よろしいでしょうか？	ご指摘にある「材料選定に関するリスク」の想定が計りかねるため基本的な考え方を示しするのみとなりますが、運営権事業として、材料選定は運営権者において適切に行っていただくことが基本となりますので、市が承認したことをもって運営権者が材料選定に関する責任を免除されるものではありません。	
404	40	第4	3	(1)	キ	管材料等の選定	質問 「調運用配管材料仕様書」に定めのない材料を使用する場合は、市の「資材等審査委員会」において承認を得ること。とありますが、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	「管材等審査委員会」における承認の進め方については、No.398の回答をご確認ください。 審査の期間については、これまでの市の実績では、必要な資料等が全て提出された後1か月程度となっており、運営権事業に対しても同程度を見込んでいますが、必要な資料等の準備期間に関しては、仕様検討のための試験施工の実施や資材の仕様を満たすことを示す根拠の整理に複数年を要したこともあるなど、ケースごとに大きく異なりますので、早めの協議をお願いします。	
405	40	第4	3	(1)	キ	資材等審査委員会	意見 資材等審査委員会の情報提供をお願いします。（所管部署、委員メンバー、委員会開催頻度、権限等）	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にお示ししています。	
406	40	第4	3	(2)		工法の選定	意見 軌道下等特殊個所の更新には、専門業者に設計・工事において依頼せざるを得ない状況が考え、その更新には通常の更新と比べてコストアップを見込まざるを得ないと思慮いたします。特殊工事個所の開示と専門コンサル及び専門工事事務所の開示をお願いしたい。また、軌道下だけでなくその他民間側で把握できないコストアップにつながる特殊箇所がある場合も同様に開示願いたい。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」でお示した過去の工事案件のなかで、軌道下等特殊箇所において専門業者に設計・施工検討を再委託した実績については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。 なお、施工上の困難路線については、No.307の回答をご確認ください。	
407	40	第4	3	(2)	ウ	工法の選定	質問 大阪市の、配水管布設工事の際に既設管とは別の位置での新管取替工法を採用されていますが、他の政令指定都市では仮設配管を使用した同じ位置での工事が一般的です。一部では、塩ビ管を使用して仮設配管を採用しているようですが、コストや環境面、特にSDGsに取り組んでおられる観点から再利用できる仮設配管を使った同位置布設での工法も認められるか伺いたい。	再利用できる仮設配管を使った同位置布設での工法についても可能です。その際の仮設配管材料については、「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号）」の第1条第17項イ、ロ及びハの要件を備えるものを使用いただく必要があります。 なお、これまで市では、工期短縮を重視してきたため、仮設配管を用いない別位置への新管布設を行う方法を優先的に採用してきたところです。	
408	40	第4	3	(2)	エ	工法の選定	質問 管更新事業において内面から更生する管更生工法の採用は可能でしょうか。	管更生工法を使用する場合は、「要求水準書（案）第4-3-(1)」に基づき、「資材等審査委員会」での承認が必要となります。 なお、市では阪神・淡路大震災以降、管路更新にあたっては、内管挿入工法を含め、全て耐震管への取り替えとしており、管更生工法は採用していませんことを申し添えます。	
409	40	第4	3	(3)		埋設調整	意見 他の埋設物管理者等、過去の事例について情報の提供をお願いいたします。	No.377の回答をご確認ください。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
410	40	第4	3	(3)			埋設調整	質問	埋設管位置情報などは市の一括管理で情報データベースを所有されているでしょうか。また、所有されている場合は、運営権者に貸出し可能でしょうか。	水道管および工業用水道管の位置情報は、管路情報管理システムで一括管理しています。關心表明書提出事業者に対し、管路情報管理システムの閲覧を予定しており、管路の布設状況は、そちらでご確認いただくことも可能です。ただし、図形デジタルデータの取扱につきましては、実施方針No.640の回答をご確認ください。 他企業（ガス、電気等）の埋設管については、それぞれの管理者に埋設情報の提供を依頼してください。
411	40	第4	3	(3)			埋設調整	質問	既設管の埋設位置を確認する資料として、市より提供いただける資料の種類及びその精度について具体的に教えてください。	優先交渉権者の決定後に、水道管および工業用水道管については、管路情報管理システムによる情報（位置、口径、管種、継手形式、埋設年度等）と、竣工図を提示します。なお、竣工時点から道路形状が変化しているものもあるため、現地での測定情報等と合わせて、埋設状況を総合的に判断する必要があります。 他企業埋設物については、道路管理システムにおける情報と、各企業が公開している情報を個別に協議し、取得することになります。 なお、事故防止等の観点から、本掘削着手前には、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」第42「埋設物の事前確認」に基づき、必ず試験掘等により上記調査把握した埋設位置の正確性等を目視により検証していただく必要があります。
412	41	第4	3	(3)	イ		埋設調整	質問	「(ア)から(ウ)の場合は、その対応方法について市と協議し、承認を得ること」とありますが、協議から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	協議箇所の埋設調整図面及び(ア)から(ウ)の対応に至った合理的な理由書を市に提示いただき、関連する要求水準との不整合がないことが確認できれば、速やかに市にて道路管理者と協議を進めることとなりますが、本事項の最終的な承認可否の決定は、道路管理者が行うこととなるものです。運営権者の事業進捗に支障をきたさないよう、市と運営権者との間で承認スケジュールも含めて協議を行うこととなりますが、具体的な承認期間の目安については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。
413	41	第4	3	(3)	イ	(イ)	埋設調整	質問	既設管を残置せざるを得ない場合、管内充填は必要となるのでしょうか？	No.347の回答をご確認ください。
414	41	第4	3	(3)	イ	(イ)	埋設調査	質問	「不要となった既設管は～既設管を存置せざるを得ない場合」とありますが、残置する場合、管内にモルタル等を充填する必要はありますか。	
415	41	第4	3	(3)	イ	(イ)	埋設調整	質問	「イ 不要となった既設管は 全て撤去する必要があるものの、埋設物の過度の輻輳等により撤去が難しく、既設管を存置せざるを得ない場合」の達成すべき指標への影響はないと考えますが、よろしいでしょうか。	
416	41	第4	3	(3)	イ	(イ)	埋設調整	質問	不要となった既設管は全て撤去する必要がある～」とありますが、これまで既設配水管は口径を問わず原則撤去してきたのでしょうか。全線撤去となると事業費が大きく増大することが予想されるため施工条件を明確に提示してください。	市による事業では、不要となった既設管は、撤去することが著しく不合理となることが道路管理者から認定された場合を除き、全て撤去しています。 撤去が困難な不要な既設管路が発生した場合は、道路管理者と個別に協議を行い、存置の可否について判断を受けることとなります。
417	41	第4	3	(3)	イ	(イ)	埋設調整	質問	「不要となった既設管は全て撤去する必要がある」とありますが、ここで定められた場合以外は残置することは認められないということでしょうか。	
418	41	第4	3	(3)	イ	(イ)	埋設調整	意見	既設管を存置せざるを得ない場合、とありますが過去の大阪市による工事において管径ごとに、どれほど発生しているか開示下さい。	「關心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にお示ししています。
419	41	第4	3	(3)	イ	(イ)	埋設調整	質問	「イ 不要となった既設管は 全て撤去する必要があるものの、埋設物の過度の輻輳等により撤去が難しく、既設管を存置せざるを得ない場合」とあることから、基本的には不要となった既設管は運営権者の費用で撤去とのことでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。不要となった既設管は運営権者の費用にて撤去いただきます。
420	41	第4	3	(3)	イ	(ウ)	埋設調整	質問	新舗装道路部の掘削規制はどれくらいの期間なのでしょう？また、協議により、規制を回避することはできるのでしょうか？	新舗装道路部の掘削規制期間については、「大阪市道路占用規則」第9条の2に規定しております。なお、道路管理者がやむを得ない緊急の事情と判断した場合、規制が回避された事例がありますが、規制の回避は必ずしも可能であることを水道局で保証するものではありません。 参考）現行の新舗装期間 （車道） ・特殊舗装（カラー舗装を除く。） 7年 ・剛性舗装及び半たわみ性舗装 5年 ・たわみ性舗装及びカラー舗装 3年 （歩道） ・特殊舗装（カラー舗装を除く。） 7年 ・剛性舗装（コンクリート平板舗装含む）及びカラー舗装 3年 ・たわみ性舗装 2年
421	41	第4	3	(3)	ウ		埋設調整	質問	「大阪市道路工事調整協議会」等において行う工事計画に関する調整に諮るとありますが、協議会の開催頻度をご教授ください。	「要求水準書（案）別添2-(3)-イ」をご参照ください。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
422	41	第4	3	(3)	ウ	埋設調整	質問 「市が「大阪市道路工事調整協議会」等において行う工事計画に関する調整に諮る」としてありますが、調整が不調となった場合や調整に時間がかかった場合等、配水管更新工事の着手ができないリスクは市が負担すると理解して宜しいでしょうか。	本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、運営権者には「大阪市道路工事調整協議会」での調整も考慮に入れた事業計画の策定を求めるものであり、埋設調整に係る期間や再調整のリスクは原則運営権者が負うものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。このため、「大阪市道路工事調整協議会」での調整を円滑に進めるために、運営権者には早い段階から、市と密に連携し、検討や協議をお願いするとともに、こうした対応が、ご質問のような状況を回避できるものと考えています。	
423	41	第4	3	(3)	ウ	埋設調整	質問 「市が「大阪市道路工事調整協議会」等において行う工事計画に関する調整に諮る」としてありますが、この協議会のメンバー構成を示して下さい。また、運営権者となった場合、このメンバーとなるのでしょうか。	参加会員は、大阪市建設局、大阪市水道局、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、株式会社オプテージです。 なお、同協議会には、引き続き、市がメンバーとして加わりますので、運営権者がメンバーとなることはありません。	
424	41	第4	3	(3)	ウ	埋設調整	質問 「必要な調整図面等の関係書類を速やかに作成し、市の承認を得ること」とありますが、提出から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	埋設調整に必要な関係書類は、関係者との埋設位置、工法、工程、その他必要事項（既設管等の存置、道路基準点の引照及び復旧方法など）の個別調整が完了したものととなり、これまで市では、測量調査及び他埋設物調査が完了して以降、調整図面が完成するまでに、配水管の場合で約3か月を要してきましたが、対象となる路線や管路の規模により、市の確認に要する期間が異なるため、早い段階から検討や協議の着手をお願いします。なお、運営権者事業における具体的な承認期間の目安については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。	
425	41	第4	3	(4)		附属設備の配置決定	質問 配水テレメータや水質テレメータは含まないと理解して宜しいでしょうか。	No.381の回答をご確認ください。	
426	41	第4	3	(4)	イ	附属設備の配置決定	質問 市消防局との協議は、SPCが直接行うのでしょうか	個別路線の消火栓設置協議は、原則として運営権者にて行います。 費用の精算に係る協議は、市で行います。	
427	41	第4	3	(4)	イ	附属設備の配置決定	質問 「そのため、消火栓の配置は、消火活動や配水管の維持管理等の作業性について配慮し、市消防局と協議のうえ決定すること」とありますが、こちらは附帯事業であるため、本事業費とは別に市の費用によるものとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
428	42	第4	3	(4)	ウ	附属設備の配置設定	質問 「『土木工事共通仕様書（弁栓室類標準図集）』と異なるものを採用する場合は、市の承認を得ること」とありますが、提出から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	弁栓室類については、市の維持管理業務と密接に関わることから、「管材等審査委員会」における承認が必要となります。 「管材等審査委員会」の承認期間については、No.404の回答をご確認ください。	
429	42	第4	3	(5)		給水管接合替の調整	質問 鉛給水管が水道メーターの下流側に（30cm程度）使用されていることがある場合の給水管接合替の施工範囲については、特定事業の実施に合わせて整備することが合理的なものに当たらないので、運営権者が実施する業務に含まないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
430	42	第4	3	(5)		給水管接合替の調整	質問 鉛給水管の接合替が、現地の状況やお客さまのご都合などで実施方針に示す範囲までできずに、既設鉛給水管の一部を残置せざるを得ない場合における残置した鉛給水管の取替は、運営権者の履行範囲から除外され、運営権者が市にその状況を報告し、以後は市が実施する業務になるものとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
431	42	第4	3	(5)		給水管接合替の調整	質問 給水管の維持管理の観点から、給水管を再構成した方が良いと考える場合について、再構成する場合の具体的な方法については市からご指示していただけるのでしょうか。	給水管整備については、本運営事業の特定業務ではなく、特定事業に付随する業務としての附帯事業に位置付けておりますが、給水管の工事にし、配水管の更新工事に伴う道路・歩道上での給水管分岐の復元（更新前の配水管から更新後の配水管への給水管のつなぎ替え）や鉛給水管の取替については、「要求水準書（案）第4-3-(5)-イ、ウ」及び「要求水準書（案）別添3-(3)-エ-(ウ)」に基づき、運営権者が実施するものです。	
432	42	第4	3	(5)		給水管接合替の調整	質問 給水管を再構成した方が良いと考える場合の施工方法として、多数の給水管が道路の縦断方向に埋設されている場合は市と協議し、新たに配水管を布設して、多数の給水管を新設した配水管の直近で直角方向に取り出しすることにより整理する方法が考えられます。この方法は、配水管の新設であり、布設替えにあたらぬので、市が実施する業務になるものとして理解してよろしいでしょうか。	一方、給水管の再構成や官民境界線から水道メーターまでの鉛給水管の取替えについては、市と協議し進めるものと考えておりますが、具体的な方法・進め方については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。	
433	42	第4	3	(5)		給水管接合替の調整	質問 施工範囲について、「配水管分岐部から水道メーターに至るまで」等が要求されていますが、給水装置は個人の財産であり、かつ水道メーターは民有地内に設置されているため、官民境界線から水道メーターまでの給水管復元は市や運営権者だけで決定できないのではないのでしょうか。	No.431の回答をご確認ください。 また、ご指摘のとおり、官民境界線から水道メーターまでの給水管の工事については、お客さまとの合意が必要となります。	
434	42	第4	3	(5)		給水管接合替の調整	質問 こちらは附帯事業であるため、本事業費とは別に市の費用によるものとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
435	42	第4	3	(5)	ア	給水管接合替の調整	質問	「給水管接合替の施工範囲は～」とありますが、給水管の接続は原則は道路部で行うと理解してよろしいでしょうか。また、給水管接合替は附帯事業のため特定事業の工事費とは別で精算されると理解してよろしいでしょうか。	給水管の接合替については、ほとんどの場合道路部で行われるものですが、「要求水準書(案)第4-3-(5)-アの(ア)(イ)」のケースでは、宅地内に及ぶ場合があります。給水管接合替に係る工事費は、別途精算し、市において負担します。	
436	42	第4	3	(5)	ア	給水管接合替の調整	質問	「給水管接合替の施工範囲は、原則として給水管の分岐の復元に必要となる部分まで」とあるが、具体的にはどこまでの取替えを要求されるのでしょうか。	既設配水管を撤去し配水管を新設する過程のなかで掘削範囲内に入るなど、配水管の取替時に支障となった範囲のみの復元を求めています(配水管から水道メータまでの全範囲の復元を求めるものではありません)。ただし、「要求水準書(案)第4-3-(5)-アの(ア)(イ)」に該当する場合は除きます。	
437	42	第4	3	(5)	ア	給水管接合替の調整	意見	過去15年間の取替箇所とその対価請求額を開示ください。	平成30年度の配水管更新における実績、及び平成28～30年度の基幹管路更新における実績については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示ししています。	
438	42	第4	3	(5)	ア	(ア)	給水管接合替の調整	意見	鉛給水管が使用されている場所とその取替えとなる延長のデータを開示願います。	鉛給水管に関する情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししていますが、給水装置は、お客さまの資産であり、個人情報に該当するため、個別の鉛給水管の場所をお示することはできません。
439	42	第4	3	(5)	ア	(ア)	給水管接合替の調整	意見	鉛給水管が残存している路線と残存栓数を開示をお願いします。	
440	42	第4	2	(5)	ア	(イ)	給水管接合替の調整	質問	給水分岐部の耐震性も求められると考えますが、性能基準や仕様等はあるのでしょうか。また精算に際し、市で設定している原単位等はあるのでしょうか。	給水分岐部における性能基準及び仕様等については、「土木工事共通仕様書」第3編第4章にお示しするとおりです。現在市で設定している精算単価は、「土木工事精算基準(大阪市水道局)(令和2年5月1日)」包括精算編 1-35-49のとおりですが、運営権事業に適用する精算の原単位については、市と協議により決定することとなります。
441	42	第4	3	(5)	ウ	給水管接合替の調整	質問	「個人情報」の扱いが不適切であった場合のペナルティをお示ください。	市では、個人情報の適切な取扱いについては、最も重要なもののひとつとして位置付けています。例えば、市から委託業務を受注している民間事業者において、不適切な事務処理や誤りによって個人情報の漏えい事象が発生した場合は、再発防止策の提示を含め、公表しています。なお、ペナルティについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
442	42	第4	3	(5)	ウ	給水管接合替の調整	意見	大阪市で既に実施している当該情報の取扱いにかかる規定等の開示をお願い致します。	既に公開している「土木工事共通仕様書」第3編第4章に施工時における一般的な規定をお示しておりますので、そちらをご参照ください。なお、優先交渉権者の決定時に、優先交渉権者には市の運用規定「給水装置改良工事の設計精算・施工手引」を提供する予定です。	
443	42	第4	3	(6)	ア	設計内容の明示(図面作成・数量算定)	意見	「市に設計図面の承認を得る」ことになっていますが、業務の効率化・迅速化の観点から個々の設計図面について市の承認は不要とすべきと考えます。適正な設計図面が否かはモニタリングを通じて実施しては如何でしょうか。	設計業務には、耐震管の適正な規格の確保及び最新の技術水準の駆使による高水準の耐震管路網の構築、市民の負担軽減に最大限配慮した安全・確実かつ合理的な工法の選定が求められます。設計図面については、これらの基礎になるため、市の承認事項としています。運営権者によるご提案により、こうした承認作業が円滑かつ簡素に行える業務の流れ等をご提案いただければ、市としても適切に対応してまいりたいと考えています。	
444	42	第4	3	(6)	ア	設計内容の明示(図面作成・数量算定)	質問	「これまでの市の製図手法を参考に～」とありますが、現状把握と設計体制を検討するため、マニュアル・要領書を開示してください。	市の設計手法をまとめたマニュアル「設計ガイド」については、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供する予定としております。なお、それに先立って募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいて、過去竣工案件の一部の設計図書一式をお示しする予定です。	
445	42	第4	3	(6)	ア	設計内容の明示(図面作成・数量算定)	意見	0から各種図面を作成するとすると時間的に難しいと思われるので、優先交渉権者選定後には各種図面のもととなる現状での図面データの開示をお願いします。		
446	42	第4	3	(6)	ア	設計内容の明示(図面作成・数量算定)	質問	設計図を作成し市の承認を得ることとあるが、承認方法等について教えて下さい。	設計図面に関する市の承認は、既に埋設調整のなかで決定された埋設位置、工法、工程以外の道路復旧方法や仮設方法など、「要求水準書(案)第4-3-(6)」の市が関与する業務(ア)～(オ)に使用するうえで必要となる資料が整っているかどうかについての承認であり、資料の内容については、運営権者の裁量により作成いただきます。なお、具体的な承認の方法等については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。	
447	42	第4	3	(6)	ア	設計内容の明示(図面作成・数量算定)	質問	「表1に示す図面を作成し、市の承認を得ること」とありますが、提出から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	設計図面等の承認は、埋設調整のなかで決定された埋設位置、工法、工程以外の道路復旧方法や仮設方法など、市が関与する表1の業務を遂行するうえで不備がないか把握するためのものであり、これまでの市の実績では、埋設調整業務が完了して以降、設計図面の作成及び数量算定が完了するまでに、配水管の場合で約3か月を要してきたところですが、対象となる路線や管路の規模により、市の確認に要する期間が異なるため、早い段階から検討や協議の着手をお願いします。なお、具体的な承認期間の目安については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
448	42	第4	3	(6)	ア		設計内容の明示	質問	「図面を作成し市の承認を得ること」について、具体的な承認方法をご提示いただけないでしょうか。	承認の基本的な考え方については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。
449	42	第4	3	(6)	ア	(イ)	設計内容の明示(図面作成・数量算定)	質問	住民や事業所等に対する説明を行うことが求められていますが、住民の代表である市議会議員への対応は含まないと理解して宜しいでしょうか。	No.28の回答をご確認ください。
450	43	第4	3	(6)	イ		設計内容の明示(図面作成、数量算定)	質問	各工種の数量について、その算定にあたりましての定義をご開示下さい。	各工種の数量設定等については、市が定義するものではなく、運営権者で設定いただけるものです。 なお、これまでの市における工種設定方法については、既に公開されている「土木工事種算基準(大阪市水道局)」をご参照ください。また、優先交渉権者の決定時においては、優先交渉権者に対して市のこれまでの数量算定等の詳細な運用方法を記した規定「設計ガイド」を提供する予定です。
451	43	第4	3	(6)	イ		設計内容の明示(図面作成、数量算定)	質問	「市の基準と異なるものを採用する場合は、市の承認を得ること」とありますが、提出から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	No.447の回答をご確認ください。
452	43	第4	3	(6)	イ		設計内容の明示(図面作成、数量算定)	質問	設計数量の算定基準は任意としているものの、貴市の基準と異なる場合は貴市の承認が必要です。任意の手法も合理的な説明がつけば、基本的には承認していただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
453	43	第4	3	(6)	イ	(ア)	設計内容の明示(図面作成、数量算定)	質問	数量とは、前述の、各工種の数量及び使用材料等を指すものでしょうか。	ご理解のとおりです。
454	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	施工実施者の選定について、施工実施者が要件を満たしていれば必ずしも入札をする必要はなく、見積合わせ等の方法で施工実施者を選定してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
455	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	「施工業者の選定は公平、公正な手法による」ことが求められていますが、運営権者が「民・民」の慣行で施工実施者等を選定する場合においても、市による「公平・公正」の評価を受ける必要があるのでしょうか。その場合、「公平・公正」の具体的な基準をお示し下さい。	No.5の回答をご確認ください。
456	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	事業者の選定にあたり、市内の中小企業振興基本法を準拠とありますが、第3計画業務の達成すべき定量的指標とどちらを優先すれば宜しいでしょうか。	No.91の回答をご確認ください。
457	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	「運営権者が編成した施工グループを構成する施工実施者」とは簡単に言えば、実際に工事する会社(運営権者または運営権者の下請業者)という解釈でよいのでしょうか?	施工実施者の定義については、「要求水準書(案)第1-9」の用語の定義をご参照ください。施工実施者が運営権者との請負関係等の解釈については、ご提案の範疇と考えています。
458	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	「運営権者が編成した施工グループ」とはどういった集団を意味されているのかご教示ください。施工実施者の選定は設計企業ではなく施工企業に行うため施工業務の中に含めていただけないでしょうか。	施工グループとは、「要求水準書(案)第4-3-(7)」を満たした全ての事業者の集団を指します。施工グループの編成は、特定の事業者に受注が偏ることを防止し、広く優良な事業者に受注機会を与えるために求めるものです。 なお、施工実施者の選定を施工企業が行うことは特段問題はございません。これまで市では、設計内容に合った施工事業者を選定するという観点から発注行為を設計担当で行っておりますので、こうした範疇での記述とさせていただきます。ご指摘の趣旨は、あくまで運営権者側のご対応ですので、適切にご判断していただければ結構です。
459	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	施工グループを構成する施工実施者以外に施工を発注することはできないと考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)第4-3-(7)」を満足する者が施工実施者です。また、施工グループの考え方は、No.458の回答をご確認ください。
460	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	施工業者の選定が設計業務に含まれています。現在は大阪市契約管財局の業務であると認識しています。選定方法、契約方法、契約部門等は、これに限らず運営権者に一任していただけるのでしょうか。	要求水準に基づき、運営権者にて実施していただくこととなります。
461	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	ここで記載されている、施工実施者は建設業法であらわされる元請もしくは1、2次下請のどちらを示しているのでしょうか。	No.108の回答をご確認ください。
462	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	施工業者を選定する場合、(ア-エ)を満たしていれば随意契約してもよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)第4-3-(7)ア-エ」はもとより本要求水準書に示す各項目を遵守いただく範囲においては、施工実施者の選定及び契約方法は運営権者の裁量に委ねるものです。
463	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	意見	運営権者は施工実施者の選定を大阪府中小企業振興基本条例第5条の規定に準拠することとなっておりますが、事業量が増加した時点で大阪市内の中小企業のみで施工完遂することは不可能であるので、市外業者の大手を施工実施者を選定することも必要と考えます。	市内及び市外の施工実施者をどのように編成して、管路更新工事の体制を構築していただくかが、本事業推進にあたっての重要な要件となります。「要求水準書(案)の第4-3-(7)施工実施者の選定」にて、市内中小企業者の活用等に係る水準を示しており、市の水準を満たしていれば、市外事業者の活用も可能としておりますので、応募者におかれましては、市の実施方針や要求水準書(案)の趣旨を踏まえ、自由にご提案いただければと存じます。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
464	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	施工グループの編成は実施契約締結後と考えてよろしいでしょうか。	施工グループの編成については、事業開始前に運営権者が適切な時期に編成していただくことを想定しています。
465	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	施工実施者の入れ替えは運営権者が決定できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	施工グループの数は運営権者の任意と考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)第4-3-(7)」を満足する範囲においては、運営権者の裁量に委ねるものです。
467	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	施工グループを構成する施工実施者の数は任意と考えてよろしいでしょうか。	
468	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	施工実施者の選定(市と運営権者間:施工実施者決定時の市の承諾・市への報告等を含む)は費市との協議が必要でしょうか。	個別実施者の選定について、市の承認等は必要ありません。ただし、施工実施者の選定プロセスの公平・公正性等については、別途、市が実施するモニタリングのなかで確認してまいります。
469	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	選定に関する要件について定め(アからエ)を満たせば、特に明記がない発注量、工事期間などの具体的な発注方法・工事単位について、運営権者の責任において決定できるとの認識でよろしいでしょうか。(計画的に更新を行うため、一定の事業量を包括的に発注するなど)	ご理解のとおりです。
470	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	(7)施工実施者の選定について、アからエの要件を順守すれば、管工事事業者以外でも参入は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
471	43	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	「運営権者が編成した施工グループを構成する施工実施者の選定にあたっては、大阪市中小企業振興基本条例第5条の規定に準拠しつつ、」とありますが、費市での確認方法に係るご想定がございましたらご教示下さい。	施工実施者の選定は、運営権者が、市の実施方針や要求水準書、これらに基づく実施契約により、施工体制を組んでいただくことになり、本事項はご提案に際しての重要な評価の対象になります。事業開始後は、運営権者は、実施契約書、要求水準書はもとより、ご提案をいただいた事項に関する、遵守義務を負い、これらはモニタリングの対象になります。
472	44	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	施工実施者にアからエまでの要件の順守が求められていますが、これら要件は運営権者(SPC)から直接請け負う施工者とその下請会社も含めて満たせばよいと考えてよろしいでしょうか。	施工実施者の要件の遵守を求める範囲については、お考えの施工体制に合わせて運営権者にご提案いただく範囲かと存じます。
473	44	第4	3	(7)			施工実施者の選定	質問	アからエを遵守することの記載がありますが、アからエの要件は総合的には勘案しますが、あくまでも運営権者としての選定基準の目安でしょうか。	アからエについては、運営権者に遵守を求めるものであり、その範囲内で運営権者に選定基準を設定いただくものです。
474	44	第3	3	(7)			施工実施者の選定	質問	各種条件等を満足する施工会社の中から選定するのですが、発注(入札)方法・ルール等についての縛り等はありませんか。運営権者の裁量なのですか。	ご指摘の工事発注(入札)方法・ルール等については、要求水準書(案)の各種要件を満足する範囲において、運営権者の裁量に委ねるものです。
475	44	第4	3	(7)	ア		施工実施者の選定	質問	「新たに参入した...事業者に対する受注機会の確保を図る」ことが求められていますが、「新たに参入」とは何をもって、何に参入したことを指すのでしょうか。	これまで市が発注した管路更新工事において受注実績のない事業者、及びこれまで参画が認められていなかった市外の事業者を指します。
476	44	第4	3	(7)	ア		施工実施者の選定	質問	運営権者と「民・民」の関係により、特定の事業者が結果として工事施工実施者を独占することになった場合、ペナルティは設定されていますか。	施工実施者の選定は、運営権者が、市の実施方針や要求水準書、これらに基づく実施契約により、施工体制を組んでいただくことになり、本事項はご提案に際しての重要な評価の対象になります。事業開始後は、運営権者は、実施契約書、要求水準書はもとより、ご提案をいただいた事項に関する、遵守義務を負い、これらはモニタリングの対象になります。なお、モニタリングにおいて、業務の履行状況が、実施契約書等に違反していることを確認した場合のペナルティについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
477	44	第4	3	(7)	ア		施工実施者の選定	質問	優良な市内業者の公表をお願い致します。	市ホームページに、過去5年間の市発注の配水管工事のうち75点以上の工事成績点取得者を公開していますので、そちらを参考にご確認ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000470775.html
478	44	第4	3	(7)	ア		施工実施者の選定	質問	過去に実績があり信頼性が高く合理的な施工を遂行できる優良な市内事業者一覧をご提供いただけるのでしょうか。	
479	44	第4	3	(7)	ア		施工実施者の選定	質問	P23のオー(イ)では、入札名簿登録の市内中小企業者の優先的活用配慮とあるが、名簿登録の市内中小企業者を幅広く選定するのではなく、その中でも優良な市内事業者を優先するという解釈でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
480	44	第4	3	(7)	ア		施工実施者の選定	質問	一義的には、過去の実績を選定の判断として、実績のある事業者を選定し、事業量の確保のため補完的に新参入の事業者を選定するといった理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
481	44	第4	3	(7)	ア		施工実施者の選定	質問	要件を満たせば、新たに参入した事業者は、大阪市内の業者でも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	No.463の回答をご確認ください。
482	44	第4	3	(7)	ア		施工実施者の選定	質問	事業量が増えた場合、大阪市内の施工業者のみでは対応できない場合が想定されます。他都市の施工業者も選定可能と考えてよろしいでしょうか。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
483	44	第4	3	(7)	ア		質問	市外業者が、新技術・価格等で優れている場合の選定基準はありますか。	市外業者においても、「要求水準書(案)第4-3-(7)イ~エ」を遵守いただく必要があります。その範囲内であれば、選定基準の設定は運営権者の裁量に委ねるものです。	
484	44	第4	3	(7)	ア		質問	(7)-ア 優良な市内業者を優先して選定とあるが、選定割合に基準を設けているのでしょうか。	設定していません。運営権者の裁量に委ねるものです。	
485	44	第4	3	(7)	ア		質問	優良な市内事業者別の施工可能な事業量が把握することは委託業務量検討に必要だと考えております。優良と認定される事業者の定義を教えてくださいませんか。	「要求水準書(案)第4-3-(7)注1」に示すとおりです。	
486	44	第4	3	(7)	イ		質問	直営施工したとありますが、元請負以外の例えば下請負の実績と理解してよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)第4-3-(7)イ-b。」に示す項目に関しては、元請負の立場で直営で施工した実績を評価するものを示していますが、運営権事業において評価項目を設定いただく際は、本項目の採用を必ずしも求めるものではないことを申し添えます。	
487	44	第4	3	(7)	イ		質問	「aからiの要件を総合的に勘案し、~基準を定める」とありますが、広く施工実施者を集う必要があるため、基準を定めるにあたり「aからi」の要件を必ずしも遵守する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。aからiの要件を総合的に勘案いただいたうえで、運営権者の裁量により選定基準を設定いただくものです。	
488	44	第4	3	(7)	イ		質問	「過去15年間で元請として完成引渡が完了した官公庁発注の配水管工事の実績」とありますが、下請としての実績を評価項目に加えてもよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)第4-3-(7)イ」に示す要件については、これまで市が評価項目として採用したものを列挙したもので、運営権者にも基準設定の際に勘案いただきたいと考えますが、最終的には選定基準の設定については、ご提案の範疇ではないかと存じます。	
489	44	第4	3	(7)	イ		質問	イに示すaからiの要件に関しては、運営権者が参照し判断材料とするために例示したもので、各要件に関する判断基準や閾値等について運営権者が独自に設定することを妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)第4-3-(7)イ a-i」の要件については、総合的に勘案することを求めるものでありますが、最終的な選定基準の設定については、ご理解のとおり、運営権者の裁量に委ねるものです。	
490	45	第4	3	(7)	イ		質問	阪神・淡路大震災以外の応急復旧工事に従事した事業者も対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
491	46	第4	3	(7)	ア	注1	質問	6行目に記載の「本運営事業の施工実施者として優良な施工実績・成果を有している者」の基準と判断は、運営権者側で行うのでしょうか？	ご理解のとおりです。	
492	46	第4	3	(8)	(3)		質問	他事業の埋設物協議には、市担当者に同席していただき、調整・指導等を実施していただけるのでしょうか。このプロセスではモニタリングのみの関与でしょうか。	No.376の回答をご確認ください。	
493	47	第4	4				意見	~ 設計ガイドについては早めの開示をお願い致します。	各種「設計ガイド」については、優先交渉権者に提供予定となっています。	
494	47	第4	4				参照文書	事業者の提案に基づく、基準、設計ガイド、チェックシート等の見直し、合理化、簡素化等は可能でしょうか。	準拠を求めている規定類等以外の見直しについては、運営権者の裁量において実施いただけることとなります。	
495	47	第4	4				質問	提案事業費の算出は管路の仕様を設計ガイドに基づく必要があり、実際の事業もこれに基づいて行うことが要求されるということではよろしいでしょうか。	「設計ガイド」はあくまでも参考にしていただくもので、準拠を求めるものではなく、事業費の算定については、要求水準書(案)を満たす範囲においてご提案の範疇かと存じます。	
496	47	第4	4				意見	「参照文書は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定である」とありますが、事業提案書作成に必要な書類も見受けられるため、早期の開示を希望します。	No.202の回答をご確認ください。	
497	47	第4	4				質問	「それ以外の参照文書は優先交渉権者決定時に提供予定である」とありますが、その内容について疑義が生じた場合、運営事業者は事前にその文書について知り得なかったものとして、費市ではご対応いただけたと考えてよろしいでしょうか。	No.203の回答をご確認ください。	
498	48	第5	1				質問	「市が実施してきた取り組みの実績...これと同等以上の施工管理体制」を具体的にお示し下さい。本事業開始後の工事品質を評価していただくに際して、重要な指標となります。	No.6の回答をご確認ください。	
499	48	第5	1				質問	重要管理点に照準を当てたマニュアルの補強、運用を図っている、ありますが開示の予定はございますでしょうか。		
500	48	第5	2				意見	各種許可申請手続き、施工協議、地元調整、埋設協議等については1年~2年間は市の責任のある職員指導のもと、運営権者が随行する形が良いと考えます。費用等協議対象にすればよいのではないのでしょうか。	職員の派遣については、実施方針No.197の回答をご確認ください。費用等については、実施方針No.223の回答をご確認ください。	
501	48	第5	2	(1)			質問	各管理者への申請は市の名前で、市が行うという理解で宜しいでしょうか。	管理者との協議によりますが、配水管などの所有や占有に係るものは、市の名前による申請となり、使用に係るものは運営権者の名前による申請と想定しています。なお、「要求水準書(案)別添2-(9)」に占用申請等の事務処理における業務分担を示しており、施工業務についてもこれに準じます。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
502	48	第5	2	(3)			地元調整 質問 住民や事業所等に対する説明を行うことが求められていますが、住民の代表である市議会議員への対応は含まないと理解して宜しいでしょうか。	No.28の回答をご確認ください。	
503	48	第5	2	(3)			地元調整 質問 これまでに市が行った「地元調整」の記録をご教示下さい。如何なる調整が、どれほど発生するかを把握するのに必要です。	実施方針No.81の回答をご確認ください。	
504	48	第5	2	(3)			地元調整 質問 地元説明会等を開催する際は市の水道局の方は同席してもらえるのでしょうか	本運営事業の目的は市内における管路更新促進であり、市と運営権者は大切なパートナーであると考えております。もとより基本的には、市に代わる運営権者として、実施契約に基づいて地元調整をお願いすることとなりますが、特段の状況下にあつては、市は適切かつ臨機応変に対応するための協議に応じます。	
505	49	第5	2	(4)			施工監理 質問 施工計画書は一般的に工事請負業者が作成していますが、発注者であるSPCが作成するのでしょうか。	要求水準書を満たすものであれば、作成者は特に限定しません。	
506	49	第5	2	(6)			工事完成検査 質問 「市による確認を受けること」とされています。完成検査は運営権者が行うもので、運営権者は市の受検者ではないと理解して宜しいでしょうか。	市が確認するのは、市が成果物として受け取る図書類のことであり、運営権者による完成検査が適正に行われていることは、市による業務モニタリングで確認します。	
507	49	第5	2	(6)			工事完成検査 意見 完成検査について、工事毎（或いは運営権者が再委託した路線毎）に、市が検査を行う（運営権者が受検する）のであれば、従来の市が発注する工事単体の発注方式と同様であり、運営権設定の趣旨に反するとも思いますが。		
508	49	第5	3		イ		業務執行体制の確保 質問 運営権者が施工実施者を決定するにあたって、その入札・契約方法等における、市からの具体的な要求事項や制約条件はございますでしょうか。	「要求水準書（案）第4-3-(7)」を基本に、要求水準全般を遵守いただく範囲においては、その他の条件の設定はありません。	
509	50	第5	3	(1)	ア		各種許可申請手続き 質問 「当該管理者の要請により市が実施する場合」とされていますが、これら「当該管理者」に対して、市から「運営権者方式」に移行するとの説明や理解は得ておられますか。	運営権を導入することについての関係先への説明については市において実施します。	
510	50	第5	3	(1)	ア		各種許可申請手続き 質問 「当該管理者の要請により市が実施する場合」とされていますが、これら「当該管理者」が、市から「運営権者方式」に移行するとの説明を受け、移行後も市と協議をすると表明している管理者があれば具体的に示して下さい。	道路占有物である管路の所有者が市であることから、道路管理者との協議は市において行うことを想定していますが、詳細については、取り扱いが確定次第順次お示しします。	
511	50	第5	3	(1)	イ		各種許可申請手続き 質問 「市とともに工期延期の手続きを行うこと」とされていますが、各種許可を受けるのは運営権方式移行後も市になるのでしょうか。	基本的には運営権者において各種許可申請を行っていただきますが、管理者の指示・要望等により、市が実施する場合があります。ただし、市が行う場合であっても、円滑に運営権事業を進めていただけるよう、運営権者には届出書類の作成や市と連携して調整等を行っていただくこととなります。	
512	50	第5	3	(1)	エ		各種許可申請手続き 質問 繁華街や商店街&、施工条件に関する市民からの要望が多く寄せられることが予測される地域、とありますが、過去にそのような実績のある地域及びその内容について開示をお願い致します。	沿道からの要望として最も多いものは、工事による商業活動への影響の低減で、施工日や施工時間帯に関するものとなっています。なお、地域については一般的に繁華街や商店街ではそのような要望が多く寄せられる傾向にあります。また、工事に対する意見・苦情等については、市ホームページ「市民の声」(https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/000006578.html)を参考にしてください。	
513	50	第5	3	(1)	エ		各種許可申請手続き 質問 「予測される地域で工事を行う場合は、あらかじめ十分に地元との協議・調整を行い」とありますが、これは個別の家屋を指すのでしょうか。また、過去の工事経緯等から事前に協議が必要なエリアなどの情報を円滑な工事実施のために提供していただける認識でよろしいでしょうか。	個別の家屋を指すものではありません。地元の調整をどのように行うかにつきましては、ご提案の範疇と存じます。また、事前に協議が必要なエリアであるかにつきましては、設計段階や施工段階といった業務プロセスの中で検討し判断するものと考えます。あわせて、No.28の回答をご確認ください。	
514	51	第5	3	(2)	オ		施工協議 質問 「道路管理者が...工程会議に市とともに出席し」とされていますが、当該会議の正式メンバーは市であり、運営権者はオブザーバーと理解して宜しいでしょうか。	「要求水準書（案）第5-3-(2)-オ」で示す会議の正式メンバーは市となりますが、当会議では配水管工事の実施状況、進捗、今後の予定等を道路管理者の他、各設企業体と情報共有・調整等が行われており、管路更新工事における必要な工程となりますので、円滑に運営権事業を進めていただけるよう、市とともに運営権者にも参加いただくものです。	
515	51	第5	3	(2)	オ		施工協議 質問 「月例で開催される工程会議に市とともに出席し」とありますが、市内全域でこれらの工程会議は年間どのくらいの頻度、回数で行われているかご教示ください。	令和2年6月現在、大阪市建設局の十三、野田、市岡、中浜、平野の5工管所で、毎月1回開催されています。	
516	51	第5	3	(2)	キ		施工協議 質問 道路以外の施設管理者からの施工中の指示に従ったことにより生じた増加費用については、施工者が市か運営権者かに関わらず更新により必然的に生じる費用であることから、市の負担とすべきではないでしょうか。	本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、施設管理者との調整の中での対応に関しては、原則、運営権者が負担するものと考えております。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。なお、そうしたリスクへの対応を含めた市における配水管更新工事の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。	
517	51	第5	3	(3)			地元調整 質問 「丁寧なPRしたうえで、工事施工に着手すること」とされていますが、例えば集合住宅の不在者への周知不徹底や、断水に伴う応急給水の要請等のリスクは運営権者が負担すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
518	51	第5	3	(3)			意見	地元調整は行政としての市の関与が不可欠と考えますので、告知や説明において、必要に応じて市もご参加いただきますようお願いいたします。	本運営事業の目的は市内における管路更新促進であり、市と運営権者は大切なパートナーであると考えております。もとより基本的には、市に代わる運営権者として、実施契約に基づいて地元調整をお願いすることとなりますが、特段の状況下においては、市は適切かつ臨機応変に対応するための協議に応じます。
519	51	第5	3	(3)			意見	地元住民との調整については、運営権者からの要請に応じて貴市が関与する措置をお願いいたします。地元調整は運営権者に対する住民側の認知と理解が無ければ難しいと考えます。	
520	51	第5	3	(3)			質問	地域住民・事業所の理解を得るために貴市職員様も調整会議に同席していただくことは可能でしょうか。	
521	51	第5	3	(3)			意見	市民との調整をするのに市の関与が無ければならないと考えます。その為には市の職員の参加を要請します。	
522	51	第5	3	(3)			意見	利用料の支払先が「市」に変わりはないことから、利用者（市民）にとって当該事業（配水管の更新事業）の事業母体が、市から運営権者の移っているという認識は無いと思われず、そのような状況で、運営権者のみで地元調整を行ったとしても、利用者からの協力は得られず、事業も思うように進まないと思われず、については、地元調整のための説明会等への市からの参加をお願いします。	
523	51	第5	3	(3)	ア		質問	地元説明会を開催する場合等において運営権者だけでは住民の理解は得にくいと考えますが、大阪市も参加いただけるのでしょうか。	
524	51	第5	3	(3)	ア		質問	特に繁華街や商店街等地元調整が難航されることが事前に予想される際は、大阪市のブランド名の活用や大阪市の方の調整応援をお借りすることは可能でしょうか。	
525	51	第5	3	(3)	ア		質問	丁寧にPRとありますが、告知或いは説明という理解で宜しいでしょうか。	
526	51	第5	3	(3)	ア		質問	官積算ではPR費を計上しているのでしょうか	
527	52	第5	3	(4)			意見	完成図書類は、市の承認を得ることを前提としますが、現行様式からの変更、簡略化を承認していただきたい。	
528	52	第5	3	(4)			意見	ア．工事監理手法、エ．トレーサビリティ、キ．ICTの導入で「市と同等以上の水準」でとありますが、市の水準をご教授ください。	
529	52	第5	3	(4)			質問	(4) 施工監理について、市の取組実績と同等以上の水準を定めることとされていますが、その参照元となる資料が優先交渉権者の決定後に提供となっており、提案時点で参照することができません。提案時点では上記に関する資料は一切開示されないのでしょうか。資料開示されない場合は、その取り組み概要を把握できるようご検討をお願いします。	
530	52	第5	3	(4)	ア		質問	「市の取り組みの実績と同等以上の水準」の判断基準を具体的にお示しください。本事業開始後の工事品質を評価していただくに際して、重要な指標となります。	
531	52	第5	3	(4)	ア		質問	「重要管理点を設定し」とされていますが、運営権者のノウハウによる施工監理は認めないと理解してよろしいですか。	
532	52	第5	3	(4)	ウ		質問	「管理基準と同等以上の基準」とされていますが、運営権者のノウハウによる施工監理は認めないと理解してよろしいですか。	
533	52	第5	3	(4)	エ		質問	「市と同等以上の水準」の判断基準を具体的にお示し下さい。本事業開始後の工事品質を評価していただくに際して、重要な指標となります。	
534	52	第5	3	(4)	キ		質問	「市と同等以上の水準」の判断基準を具体的にお示し下さい。本事業開始後の工事品質を評価していただくに際して、重要な指標となります。	
535	52	第5	3	(4)	キ		質問	「市と同等以上の水準で」とありますが、今どのようなシステムを利用されているのかご教示頂けますでしょうか。また、「ICTによって得られる情報は、市とも共有を図る」とされていますが、どのような方式を想定していますか。当該事業占用のオンラインシステムを構築する必要があるのでしょうか。	
536	52	第5	3	(4)	キ		質問	ICTを導入するにあたり、市とも共有を図ることとなりますが例えば、市の端末機器等の費用は運営権者負担ですか。	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
537	52	第5	3	(4)	キ		施工監理	質問	市と同等以上の水準とはどのようなレベルでしょうか？	No.6の回答をご確認ください。
538	52	第5	3	(4)	キ		施工監理	意見	施工現場と事務所間のリアルタイムでの情報共有に関して、現在の取組内容、あるいは使用しているシステム等開示頂きたい。	
539	52	第5	3	(4)	キ		施工監理	意見	I C T の導入について、市と同等以上の水準を要求されていますが、現行の市の水準または仕様などを開示して下さい。	
540	52	第5	3	(4)	キ		施工監理	意見	施工現場と事務所間の情報共有に使用するICT技術について、現行の貴市の仕様、水準を事前に提示いただきたい。	
541	52	第5	3	(4)	キ		施工監理	質問	ICTについて市と同等以上の水準をご教示お願いします。	
542	52	第5	3	(4)	キ		施工監理	質問	ICTの導入について、市と同等以上の水準とありますが、市の水準をご教授ください。	
543	52	第5	3	(4)	キ		施工監理	質問	市との共有を求められる「I C T によって得られる情報」とは、どのようなものを想定しているかご教示ください。	
544	52	第5	3	(4)	キ		施工管理	意見	ICTの導入について、市と同等以上の水準とありますが、貴市の現在の水準をご教授ください。	
545	52	第5	3	(4)	キ		施工管理	意見	ICTの導入について、市と同等以上の水準とありますが、貴市の2020年度の更新予定をご教授ください。	
546	52	第5	3	(4)	キ		施工管理	意見	ICTの導入について、市と同等以上の水準とありますが、貴市の2021年度の更新予定をご教授ください。	
547	52	第5	3	(4)	キ		施工管理	意見	「大阪市水道局ICT計画」の現状ならびに進捗状況をご教示ください。	
548	52	第5	3	(4)	キ		施工管理	質問	I C T によって得られる情報について、どのような範囲、頻度で提供を求めるとでしょうか。	
549	52	第5	3	(4)	キ		施工管理	質問	I C T によって得られる情報を貴市に共有するために整備を行うことも業務に入るとい認識でよいでしょうか。	
550	52	第5	3	(4)	キ		施工監理	質問	「ICTによって得られる情報は、市とも共有を図ること」とありますが、市側の導入に必要なコスト(イニシャル・ランニング)は貴市で負担すると理解してよろしいでしょうか。	
551	52	第5	3	(4)	キ		施工管理	意見	運用センターの現状、コールセンターの現状、また諸ファンクションの統合の現状を開示いただきたい。	ご質問の趣旨が、浄水場の総合水運用システム、お客さまセンターのコールセンターシステムなどの局の各システムの機能統合の状況についてのご質問であれば、現在、市が運用している各システム類は、統合や連携した運用は行っていません。
552	53	第5	3	(5)	ウ		管工事	質問	水質試験の内容はどのようなものでしょうか？	市水質試験所で、以下の項目について水質試験を実施します。 濁度、色度、臭気、味、pH値、総アルカリ度、遊離残留塩素及び残留塩素、過マンガン酸カリウム消費量、電気伝導率、一般細菌、大腸菌
553	53	第5	3	(5)	ウ		管工事	質問	新たに埋設した配水管の市水質試験所による水質試験は無償で行われるのでしょうか。	市水質試験所による水質試験の実施方法や費用の取り扱いについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
554	53	第5	3	(5)	ウ		管工事	意見	市水質試験所による水質試験を受けるための手続きの開示をお願い致します。	
555	53	第5	3	(5)	ウ		管工事	質問	「(前略)市水質試験所による水質試験を受け(後略)」とあります。検査は無償でしていただけるという解釈でよろしいでしょうか。	
556	53	第5	3	(5)	ウ		管工事	質問	「市水質試験所による水質試験を受け」とされていますが、現地での採水方法、検体の扱い等、水質試験についての具体的実施方法を示して下さい。また、水質試験に要する費用は全て運営権者の負担でしょうか。	
557	53	第5	3	(5)	ウ		管工事	質問	市の水質試験所での水質試験費は無償ですか？	
558	53	第5	3	(5)	ウ	(ウ)	給水管接合替	質問	「残留塩素濃度の測定を行うこと」とされていますが、測定方法(測定者の資格、使用するテスター、校正の方法、測定結果の記録等)をお示し下さい。また、費用は全て運営権者の負担でしょうか。	水質測定の方法については、募集要項等公表時にお示しする予定です。なお、費用については運営権者の負担となります。
559	53	第5	3	(5)	ウ	(ウ)	給水管接合替	質問	遊離残留塩素濃度の測定方法はどのようなものでしょうか？	

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
560	53	第5	3	(5)	ウ	(工)	管撤去	質問	配水管の更新を行う工法として、非開削工法(内管挿入など)を行った場合、通常であれば既設管を残置することとなりますが、言い換えれば産業廃棄物を地中に残置することとなります。要求水準として「管撤去」ということが記載されている以上、大阪市としてはこのような処理を認めていないのでしょうか？	非開削工法のうち、「内管挿入工法」を採用する際の外側の既設管の存置については、内側の新管との間をモルタル充填等により一体化を図ることを条件に認められますが、「推進工法」等により別位置に管路を埋設した場合については、既設管は撤去する必要があります。
561	54	第5	3	(6)			工事完成検査	質問	「配水管更新後」の起算日については、配水管の供用を開始した日、工事完成検査に合格した日、完成図書類について市による確認を受けた日、及び市が指示する日のうち、どの日となるのかお示しいただけるのでしょうか。	ご質問の趣旨が、「実施方針 第5-1-(2)」に記載する「配水管更新後1年以内」の起算日に関するお訊ねであるという前提で回答します。当該起算日の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
562	54	第5	3	(6)			工事完成検査	質問	工事の完成検査の対象となる工事単位について教えてください。	完成検査の対象となる工事単位につきましては、ご提案の範疇と考えており、市で指定することは想定していません。なお、運営権者による完成検査が十分に機能しているかについて、市はモニタリングにより確認していきます。
563	54	第5	3	(6)	イ		工事完成検査	意見	完成図書類の提出は、A4等紙によるものではなく、施工監理システム等を利活用した電子データでの提出方法を認めて頂きたい。	募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいて、具体的な内容をご提示いただければ、適宜判断してまいります。市によるモニタリングや維持管理業務において工事完成図面の情報を用いるにあたり、紙での提出を求めることがあります。
564	54	第5	3	(6)	イ		工事完成検査	質問	「様式等についてこれによらない場合は、市の承認を得るこ。」とありますが、提出から承認を得るまで、どの程度の期間を見込めばいいのでしょうか。	ご質問の期間については、必要な資料等が全て提出された後1か月程度と想定しておりますが、必要な資料等の準備期間に関しては、ケースごとに大きく異なりますので、早めの協議をお願いします。なお、具体的な承認期間については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。
565	55	第5	3	(6)	イ	(オ)	工事記録写真帳	意見	記録としての質が落ちない範囲で、できるだけ簡素化させていただけるよう要望します。	募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいて、具体的な内容をご提示いただければ、適宜判断してまいります。
566	55	第5	3	(6)	オ		工事完成検査	意見	5年間の保存が必要な完成図書類は、A4等紙によるものではなく、施工監理システム等を利活用した電子データでの確認を認めて頂きたい。	No.563の回答をご確認ください。
567	55	第5	3	(6)	オ		工事完成検査	質問	イ-(ウ)から(キ)の書類に関して、事業終了後まで保存義務があるもの(事業終了時から逆算して5年間分)については、事業終了時に市または市の指定する者に引き継ぐという認識でよろしいでしょうか。	資料の保管及び引継ぎについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
568	55	第5	4				参照文書	質問	「それ以外の参照文書は優先交渉権者決定時に提供予定である」とありますが、その内容について疑義が生じた場合、運営事業者は事前にその文書について知り得なかったものとして、貴市ではご対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	No.203の回答をご確認ください。
569	55	第5	4				参照文書	意見	「参照文書は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定である」とありますが、事業提案書作成に必要な書類も見受けられるため、早期の開示を希望します。	
570	56	第5	4				参照文書	意見	下線以外の参照文書は、優先交渉権者決定時に優先交渉権者に提供予定とありますが、例えば、 などといった文書は提案やそれに関するコストなどの事業収支にも関係することから、実施方針公表後の極力早い段階での提供が必要と思料します。	No.202の回答をご確認ください。
571	56	第5	4				参考文書	意見	大阪市水道局請負工事監督要領、重要管理ポイントの運用について、水道局における「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」の運用、については早めの開示をお願い致します。	
572	57	第6					災害への対応に関する要求水準	意見	『大規模災害』の概念に関してご提示ください。	地震、津波、風水害等の自然災害につきましては、「大阪市地域防災計画」をご参照ください。また、水道事業特有の事案につきましては、その都度、協議させていただければと考えております。
573	57	第6					災害への対応に関する要求水準	質問	火災など、消防の要請による対応は市が行うという認識でよろしいでしょうか。	基本的には市が対応するものと考えています。
574	57	第6	1				基本方針	意見	現地対策班を編成して復旧作業にあたり、当該施工者と協定等を締結しているものがあればその内容について開示をお願い致します。	現在は復旧作業にあたる施工者との間に協定等は締結しておらず、災害時において、個々の工事業者に対し、請負契約時の仕様書に記載した「地震などの災害時における応援要請」に基づき、対応の意思確認を行っております。なお、今回、施工実施者による工事体制を確保している運営権者との実施契約によって、予め復旧体制を構築できることは市にとって大きなメリットであると考えております。
575	57	第6	1				基本方針	質問	BCPの事前契約が維持されますか？	ご質問の意図が不明であるため、回答を差し控させていただきます。なお、「大阪市水道局事業継続計画(BCP)」は、市に適用されるものであり、運営権者の活動に適用されるものではありません。ただし、運営権者の災害時への対策や対応について、市のBCPの観点を踏まえたモニタリングを行うことを想定しています。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答	
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
576	57	第6	1				基本方針	質問	応急復旧支援隊の編成について、過去の実績について具体例（規模、期間等）の開示をお願い致します。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
577	57	第6	2	(1)			災害時における市内の水道管復旧	質問	過年度までの市内における水道管復旧の具体的な活動内容・回数をご教示頂けないでしょうか。	平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災における本市の配水管被害は、上水道258箇所、工業用水道27箇所を合わせて、計285箇所（400以上25箇所、400未満260箇所）となっております。 また、平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震における本市の配水管被害は、上水道5箇所、工業用水道3箇所を合わせて、計8箇所（400以上6箇所うち5箇所は空気弁漏水、400未満2箇所）となっております。
578	57	第6	2	(1)			災害時における市内の水道管復旧	質問	このときでの市との関係は？指揮命令系統や責任負担などをご教示下さい。	一般に、災害対応は、すべて自治体がそれぞれの地域防災計画に基づいて災害対策本部等を設置し、首長のもとで責任を持って行うこととなっており、これについては運営権導入如何に関わらず、従前と同じです。また、各自治体間では様々な協定、覚書があり、これらも従前通り機能することとなります。その際、復旧作業に当たっては、従前は、民間事業者、に、個別の調整により応急復旧業者として帯同をお願いしておりますが、今回の場合は、それを施工実施者のグループを有している運営権者をお願いすることとして附帯事業に位置付けたものです。
579	57	第6	2	(1)			災害時における市内の水道管復旧	質問	施工だけではなく、災害時は資材供給体制も必須と思います。市もしくはSPCに対して、市内に水道資材供給が出来る、在庫を有した資材供給商社との災害協定を締結する条件設定等は検討していますか？	市内4箇所にある資材格納施設において応急復旧用資材の備蓄に努めているほか、災害時に必要な資材（給水管・配管材料）の供給体制として、管路復旧用資材の事業者と「災害時における水道施設の応急対策の協力に関する協定」を締結しています。 なお、ご質問の趣旨も含め、積極的なご提案をいただければ幸いです。
580	57	第6	2	(2)			災害時における他水道事業者等の水道管復旧支援	質問	過年度までの他水道事業者等の水道管復旧支援回数と支援事業体名、配置要員数、配置期間、使用資材をご教示頂けないでしょうか。	市のこれまでの災害応援に関する実績等（派遣先、派遣期間、派遣人員等）については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。なお、水道管復旧支援に係る資材については、管路更新事業で使用する資材が主なものになると想定しています。
581	57	第6	2	(2)			災害時における他水道事業者等の水道管復旧支援	質問	他水道事業者等から市に対して、被災した水道管の復旧に関して支援要請とありますが、他水道事業者等とはどのような想定でしょうか。	No.30の回答をご確認ください。
582	58	第6	3	(1)			災害時における市内の水道管復旧	質問	「市の指示のもとで「現地対策班」として復旧作業にあたる」とされていますが、複数の班が必要となった場合、市の担当者から班の従事者に対して直接指示を出すことが「偽装請負」となることはないのでしょうか。	市（担当者）は運営権者に指示を出し、班の従事者（施工実施者）は運営権者から指示を受け、復旧作業に従事していただきますので、「偽装請負」には相当しないと考えております。
583	58	第6	3	(1)			災害時における市内の水道管復旧	質問	「市の指示のもとで「現地対策班」として復旧作業にあたる」とされていますが、市担当者が直接「班」の従事者に指示を出した結果において、労働災害が発生した場合、法的問題が生じることはないのでしょうか。	復旧作業中の労働災害については、「労働者災害補償保険法」の範囲内において補償の適用を受けることができます。そのためにも、運営権者は施工実施者に対し、下請負人の労働者の分まで労災保険に加入させ、確認しておく必要があります。 なお、政府管掌の労災保険でカバーしきれない部分については、想定されるリスクに応じて民間の損害保険会社の保険（法定外補償条項、使用者賠償責任条項等）が入っている保険等）への加入を検討願います。
584	58	第6	3	(1)			災害時における市内の水道管復旧	質問	要求水準書（案）P.6に「本運営権事業の対象となる施設の範囲は、市水道事業において使用するすべての配水管及びその附属設備とする。」と規定されていることから、運営権者の復旧活動の内容は、本事業の対象施設である「配水管」と同じであると理解してよろしいでしょうか。 災害時において口径400mmを超える水道管の復旧を運営権者が施工するのは、本運営権事業の対象となる施設として携わっていないので、本運営事業で培ったノウハウや組織力を発揮することは困難であると考えます。	ご質問の前半部分については、基本的にご理解のとおりですが、附帯事業として給水管の接合替も入っておりますので、これについても、市と運営権者の双方での協議を前提に、対応をお願いすることがあります。また、導水管、送水管につきましても、運営権者の力量があって、市と運営権者双方の協議が整えば対応をお願いすることがあります。ご質問の後半部分については、400mmを超える基幹管路も本事業範囲に含まれておりますので、再度、ご確認いただければと存じます。いずれにしましても、災害時にどのような運営が可能か、具体的にご提案をいただけることを期待しております。
585	58	第6	3	(1)	ア		災害時における市内の水道管復旧	質問	災害時の復旧は市と協議して進めるものと理解しますが、緊急性の視点より仮に運営権者の裁量で応急本復旧を行なった場合、設計変更は認められるでしょうか？（特定事業の実績としてカウントされるでしょうか？）	災害が発生した際に運営権者が復旧工事をした路線が非耐震管であった場合等、要求水準書で定める更新工事と同様であると判断できる場合は、特定事業の実績として計上することができます。
586	58	第6	3	(1)	ア		災害時における市内の水道管復旧	質問	災害の規模が大きくなり、その復旧に費やした工数によっては年次計画の未達、定量的指標の未達がありえますが、その場合は市と協議して具体的な措置を決められると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
587	58	第6	3	(1)	ア		災害時における市内および他水道事業者等の水道管復旧	質問	災害時における市内および他水道事業者等の水道管復旧支援について、そのための運営権者の配置要員の規模は、基本的に大阪市様が現状対応されている人員数になるのでしょうか？	水道管復旧支援のため、運営権者の中で別途要員を配置しておく必要はありませんが、復旧活動は市の職員と運営権者が編成する施工実施者で行うこととなります。 No.13の回答をご確認ください。
588	58	第6	3	(1)	イ		災害時における市内の水道管復旧	質問	「水道部の一部として適切に活動すること」とありますが、対策本部の直接の指揮下に入るのでしょうか？そのメンバーである水道局の指揮下に入るのでしょうか？それ以外の形でしょうか。	市の災害対策本部の指揮下には入りません。災害対策本部を構成する水道部（水道局）とともに市内の水道管復旧に取り組んでいただきます。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
589	58	第6	3	(1)	イ	災害時における市内の水道管復旧	質問	市との合同練習の頻度、場所、参加者数、参加時の必要機材等をご教示頂けないでしょうか。	市との合同訓練の頻度は、訓練内容により異なりますが、年1~2回程度を想定しています。場所、参加者数は訓練内容により異なります。運営権者は水道管復旧に従事していただきますので、訓練状況に応じた資機材等を準備していただくこととなります。
590	58	第6	3	(1)	イ	災害時における市内の水道管復旧	質問	市との合同訓練の内容はどのようなものでしょうか？（頻度、規模など）	
591	58	第6	3	(1)	ウ	災害時における市内の水道管復旧	質問	「費用負担に係る積算根拠等の資料を作成し、市に提出すること」とあるが、災害時は施工実施者の需要が逼迫することから、積算基準を超える費用がかかることが予想されますが、そうした場合の提出すべき積算根拠資料をご教示願います。	応急復旧に要した費用については、国の財政措置が適用される場合があるため、費用負担に係る積算根拠等の資料は、原則、市の積算基準のほか、国等の公的な積算基準や積算単価に基づき作成していただくこととなります。なお、工事費の算定に当たっては、地理的要件、気候的要件に加え、作業の困難度及び効率性に影響を与える諸要件（復旧の規模、所要日数等）等を十分に考慮し、市と協議したうえで実情に応じて適正に行うものとしませ
592	58	第6	3	(1)	ウ	災害時における市内の水道管復旧	質問	復旧活動に要した費用は実費精算との理解でよろしいでしょうか。災害の応急復旧の場合、市の積算基準と合致しないことが想定されます。	実費精算ではありません。その他、No.591の回答をご確認ください。
593	58	第6	3	(1)	ウ	災害時における市内の水道管復旧	質問	復旧活動に要した費用には、SPCや下請企業の費用だけでなく、構成企業の活動に要した費用も含まれていると理解してよろしいでしょうか。	構成企業が、運営権者が構築する施工実施者による水道管復旧体制の一員であれば、含まれます。
594	58	第6	3	(1)	ウ	災害時における市内の水道管復旧	質問	復旧活動はSPCの実施体制範囲内の業務であって、各構成企業に義務は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
595	58	第6	3	(1)	ウ	災害時における市内の水道管復旧	質問	災害復旧の費用については、運営権者の事業費に含まれてないものと考えてます。復旧活動に要した費用は支払いいただけますでしょうか？	「要求水準書（案）第6災害への対応に関する要求水準」に掲げる2つの業務は、「要求水準書（案）第1-5-(2)-アで掲げる市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務（附帯事業）として実施いただきますので、利用料金とは別に市より費用を負担します
596	58	第6	3	(2)		災害時における他水道事業者等の水道管復旧支援	質問	要求水準書（案）P.6に「本運営権事業の対象となる施設の範囲は、市水道事業において使用するすべての配水管及びその附属設備とする。」と規定されていることから、運営権者の復旧活動の内容は、本事業の対象施設である「配水管」と同じであると理解してよろしいでしょうか。災害時において口径400mmを超える水道管の復旧を運営権者が施工するのは、本運営権事業の対象となる施設として携わっていないので、本運営事業で培ったノウハウや組織力を発揮することは困難であると考えます。	ご質問の前半部分については、基本的にご理解のとおりですが、附帯事業として給水管の接合替も入っておりますので、これについても、市と運営権者の双方での協議を前提に、対応をお願いすることがあります。また、災害時においては、導水管、送水管につきましても、運営権者の力量があって、市と運営権者双方の協議が整えば対応をお願いすることがあります。ご質問の後半部分については、400mmを超える基幹管路も本事業範囲に含まれておりますので、再度、ご確認いただければと存じます。いずれにしても、災害時どのような運営が可能か、具体的にご提案をいただけることを期待しております。
597	58	第6	3	(2)	ア	災害時における他水道事業者等の水道管復旧支援	質問	「なお、復旧活動の内容、...市との協議により決定する。」とありますが、「個々の災害が発生したときに決める」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
598	58	第6	3	(2)	ア	災害時における他水道事業者等の水道管復旧支援	質問	「市の職員とともに「応急復旧支援隊」を編成して対応すること」とされていますが、派遣先において市担当者が直接「隊」の従事者に指示を出す「偽装請負」となることはないのでしょうか。	No.582の回答をご確認ください。
599	58	第6	3	(2)	ア	災害時における他水道事業者等の水道管復旧支援	質問	「市の職員とともに「応急復旧支援隊」を編成して対応すること」とされていますが、派遣先において市担当者が直接「隊」の従事者に指示を出した結果において、労働災害が発生すると法的問題が生じることはないのでしょうか。	No.583の回答をご確認ください。
600	58	第6	3	(2)	ア	災害時における他水道事業者等の水道管復旧支援	質問	他水道事業者等から市に水道管復旧の支援要請があった場合は、市の職員とともに「応急復旧支援隊」を編成して対応するとなっておりますが、この編成要請に運営権者は100%対応しなければならないのでしょうか。	他水道事業者等からの支援要請は、災害の規模に応じて様々なケースがあると想定されますので、実際の応援体制の規模は、応援要請の内容に応じて、市と運営権者との協議により決定することとなります。市が求める要求水準に対し、どのような対応ができるか、運営権者としての主体的なご提案をいただければと存じます。
601	58	第6	3	(2)	イ	災害時における他水道事業者等の水道管復旧支援	質問	「市による指揮命令のもと」とありますが、指揮命令を行う市が、その範囲においては運営権者に対するリスクを負担するとの理解で宜しいでしょうか。	労働災害などの法的問題は、No.583の回答をご確認ください。その他、災害時における他水道事業者等の水道管復旧支援に従事することにより生じた本事業に対するリスクについては、市との協議により決定します。
602	58	第6	3	(2)	ウ	災害時における他水道事業者等の水道管復旧支援	質問	「費用負担に係る積算根拠等の資料を作成し、市に提出すること」とあるが、災害時は施工実施者の需要が逼迫することから、積算基準を超える費用がかかることが予想されますが、そうした場合の提出すべき積算根拠資料をご教示願います。	No.591の回答をご確認ください。
603	59	第6	4			参照文書	意見	「参照文書は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定である」とありますが、事業提案書作成に必要な書類も見受けられるため、早期の開示を希望します。	No.202の回答をご確認ください。
604	59	第6	4			参照文書	質問	「それ以外の参照文書は優先交渉権者決定時に提供予定である」とありますが、その内容について疑義が生じた場合、運営事業者は事前にその文書について知り得なかったものとして、費市ではご対応いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	No.203の回答をご確認ください。

No.	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
605	60	第7	1				基本方針	質問	本事業の大阪府域内外の他水道事業者等に積極的に水平展開・・・の記載されており、大阪府内、大阪府外と複数の水道事業者と推測されます。具体的にどの水道事業者なのか、また想定される水道事業者の数はいくつありますでしょうか。	現時点では、行政間の合意に基づく他水道事業者等の水道管更新に係る行政間の合意形成はございませんが、今後、「大阪市水道 広域連携・海外展開戦略」(https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000500701.html)に基づいて、他都市等との協議を進めてまいります。合意形成プロセスにおいて運営権者と協議させていただき、行政間の合意形成に努めてまいります。
606	60	第7	1				基本方針	質問	周辺の他水道事業者等との間の連携協定について、開示をお願い致します。	本市と、周辺の他水道事業者等との間で締結している連携協定は市ホームページ(https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000116448.html)で公表しております。
607	60	第7	1				基本方針	質問	大阪市以外の他都市の業務について、行政間が合意すれば運営権者の意向は全く考慮されずに実施の義務が発生する可能性はありますか。	No.41の回答をご確認ください。
608	60	第7	1				基本方針	質問	記載のある要求水準に係る内容で、過去の実績や直近で発生することが予定あるいは想定される工事について教えてください。	大阪府北部地震の教訓や南海トラフ巨大地震の切迫性が懸念される中、府域における管路耐震化の促進は、大きなテーマであり、副首都推進本部会議でも議論されたところです。具体の事例はこれからですが、大きな方針は府内で認識共有されておりますので、これまでも本事業と同等の大規模な管路更新事業を実施してきた民間事業者がない中、広域的な管路耐震化促進において、市内の運営権事業で蓄積した技術、ノウハウを發揮していただけるよう、運営権者とも情報共有を図りつつ、市として他の自治体等と協議・調整してまいりますので、こうした趣旨を踏まえたご提案を期待しています。
609	61	第7	2	(1)			行政間の合意に基づく他水道事業者等の水道管更新等業務	意見	他の水道事業者における方針内容、計画内容を事前に開示頂けますでしょうか。附帯事業の規模によっては、管路更新事業にかかる施工・計画人員確保に影響するため事前に情報開示をお願い致します。	No.605の回答をご確認ください。
610	61	第7	2	(1)			行政間の合意に基づく他水道事業者等の水道管更新等業務	意見	委託方式等は統一化していただけますでしょうか。	他水道事業者等が、どのような形でSPCに委託するかは、水道事業者それぞれの考え方によって異なる可能性がありますが、少なくとも、合意形成に至る過程において、運営権者の状況も勘案しつつ、市が対応します。
611	61	第7	3	(1)			行政間の合意に基づく他水道事業者等の水道管更新	質問	他水道事業者等との連携協定等に基づく行政間の合意形成の内容の開示を早い段階でお願いします。	現時点では、行政間の合意に基づく他水道事業者等の水道管更新に係る行政間の合意形成はございませんが、今後、「大阪市水道 広域連携・海外展開戦略」(https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000500701.html)に基づいて、他都市等との協議を進めてまいります。合意形成されましたら、速やかに情報開示し、運営権者と協議させていただきます。
612	61	第7	3	(1)	ア		行政間の合意に基づく他水道事業者等の水道管更新等業務	質問	他水道事業者等の水道管更新委託することで、事業計画に影響することも可能性として考えられます。この場合、事業内容の変更が生じる場合の措置についてお考えがありましたら開示をお願い致します。	今回の運営権事業は、市内の管路耐震化促進が大前提であることはもとよりですが、運営権者には、府域内外の管路耐震化促進にも貢献していただくことを市として期待しており、行政間の合意に基づいて運営権者自ら実施する場合は「附帯事業」として行っていただくことを想定したものです。また、そのことは、SPCの発展、インセンティブ向上にも寄与するものと考えています。そのため、市の管路更新事業を通じて、広域的な水道基盤強化にも寄与できるご提案を期待しております。市としては、ご質問のような事態にならないよう、運営権者の状況やご意向にも配慮しつつ、行政間の合意形成に努めてまいります。
613	61	第7	3	(1)	ア		行政間の合意に基づく他水道事業者等の水道管更新等業務	質問	市及び他水道事業者との協議に関し、委託条件等の見解の違い等により協議内容が整わない場合、どのような調整が行われる想定でしょうか。	No.43の回答をご確認ください。
614	61	第7	3	(1)	ア		行政間の合意に基づく他水道事業者等の水道管更新等業務	質問	「市との行政間の合意に基づき・・・市及び当該他水道事業者等との協議に応じること」とありますが、本事業が繁忙であるなど応じられない場合もあるかと考えますが、その際はどの様に対処するご予定ですか？	No.41の回答をご確認ください。
615	61	第7	3	(1)	イ		行政間の合意に基づく他水道事業者等の水道管更新等業務	質問	大阪市以外の水道事業者が管理する水道管更新業務を運営権者に行わせようとする場合の協議において、行政間の合意形成の内容を踏まえ、とありますが、実質的には運営権者の意思や事情は考慮されず、行政間の合意のみで決定され、運営権者は実施しなければならない、ということでしょうか。	No.41の回答をご確認ください。
616	62	第7	4				参考文書	意見	他水道事業者等との各種協定書については早めの開示をお願い致します。	No.611の回答をご確認ください。
617	62	第7	4				参考文書	意見	「参考文書は、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供予定である」とありますが、事業提案書作成に必要な書類も見受けられるため、早期の開示を希望します。	No.202の回答をご確認ください。
618	62	第7	4				参考文書	質問	「それ以外の参考文書は優先交渉権者決定時に提供予定である」とありますが、その内容について疑義が生じた場合、運営事業者は事前にその文書について知り得なかったものとして、貴市ではご対応いただけるかと考えてよろしいでしょうか。	No.203の回答をご確認ください。